

議 第 123 号

令和 2 年 2 月 20 日提出

熊本市基本構想及び熊本市基本計画の変更について

熊本市基本構想及び熊本市基本計画の変更について、次のように議決を求める。

熊本市長 大西一史

熊本市基本構想及び熊本市基本計画を別紙 1 及び別紙 2 のとおり変更する。

(提出理由)

基本構想及び基本計画の変更について、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により
議会の議決すべき事件を定める条例（平成 19 年条例第 61 号）第 2 条の規定に基
づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙 1

熊本市基本構想

目 次

I はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 特性と課題	2
(1) 本市の特性	2
(2) まちづくりの課題	2
II まちづくりの基本理念	5
III めざすまちの姿	6
IV 熊本地震からの復旧復興	7
V まちづくりの重点的取組	8
1 安心して暮らせるまちづくり	8
2 ずっと住みたいまちづくり	8
3 訪れてみたいまちづくり	9
VI 分野別施策の基本方針	11
1 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現	11
2 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進	11
3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実	11
4 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興	12
5 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応	12
6 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信	12
7 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興	13
8 安全で利便性が高い都市基盤の充実	13

基本構想

I はじめに

1 策定の趣旨

本市は、平成24年4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげています。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいます。

そのような中、平成28年4月14日及び16日に「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）が発生し、市民の尊い生命や財産をはじめ市民生活に甚大な被害をもたらしました。以来、第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた「熊本市震災復興計画」に基づき、一日も早い市民生活の再建を最優先に復旧復興に取り組んでいます。

この計画は、政令指定都市として9年目を迎える本市が、熊本地震からの復旧復興を成し遂げ、そしてその先の将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものです。

2 特性と課題

(1) 本市の特性

① 豊かな自然と伝統ある歴史文化

本市は、まちの中心部にそびえる勇壮な熊本城、清らかな地下水と豊かな緑、良質な農水産物など歴史文化と自然の恵みにあふれたまちです。

特に、阿蘇西麓で育まれた地下水で上水道の全てを賄っており、この良質な地下水を保全するための取組は、国際的にも高い評価を得ている「日本一の地下水都市」です。

② 九州の中核をなす拠点都市

本市は、古くから九州各地を結ぶ交通の結節点として発展し、城下町として栄え、戦前は国の出先機関が集積するなど九州の中核をなす拠点都市として発展してきました。

また、医療機関や高等教育機関、商業施設が高度に集積するなど都市機能が充実した都市でもあります。

現在においても、九州各県へ通じる高速道路や一般道、九州新幹線などの広域交通の要衝であるとともに、県都として熊本都市圏や熊本県全体の発展のけん引役を果たしています。また、九州の中核をなす政令指定都市であり、九州各拠点都市をつなぐ連携の要として重要な役割を担っています。

③ 活発な地域コミュニティ

本市は、政令指定都市の中でも、町内自治会加入率は非常に高く、地域のつながりも保たれています。それぞれの地域では、日頃から住民によるコミュニティ活動や校区単位の健康づくり活動が行われるなど高い地域力が発揮されています。熊本地震においては、住民同士の助け合いや自主的な避難所運営が行われるなど、共助の力が発揮されました。また、環境保全や国際協力など様々な分野での市民公益活動も盛んです。

(2) まちづくりの課題

① 熊本地震からの復旧復興

本市は、平成28年10月に策定した熊本市震災復興計画に基づき、被災者の生活再建を最優先に、市民力・地域力・行政力を結集し、復旧復興に取り組んでいます。

被災者の住まい再建や道路、橋梁、公共施設などのインフラの復旧は概ね計画どおりに進んでいますが、液状化被害などによる被災宅地の復旧

には時間を要しているほか、生活困窮といった課題を抱えている世帯もあるなど、全ての被災者の生活再建や健康支援、心の復興は本市の最優先課題です。

今後、被災者一人ひとりの生活環境・ニーズに寄り添った中長期的な支援や心のケアなどの継続的な取組に加え、次の災害に備えた地域防災力の向上などの防災・減災のまちづくりや、記録と記憶の伝承など震災の経験をいかした取組が必要です。

② 人口減少・超高齢社会への対応

2008年に始まったわが国の人口減少は、今後、急速に進むと予測されています。高齢化率も2018年現在、既に28%を超えており、2042年には高齢者数がピークを迎える、2050年には37%を超えると予測されています。

本市においては、人口は2016年に自然減に転じ減少傾向にあり、また、高齢化率も全国平均より若干低い約25%となっていますが、今後3.5%超まで伸びていくと予測されています。

このまま推移すれば、老人人口の増加による社会保障費の増大、生産年齢人口の減少や個人消費の低迷等による経済の停滞など、様々な影響が危惧されます。

将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、本市はもとより近隣市町村と一体となって、効果的な少子化対策を講じ出生率を向上させていくとともに、新たな魅力やにぎわいの創出により経済を活性化させ、雇用を創出することで人口流出を抑制していくことが必要です。

③ 日常生活に必要なサービスの確保

本市においては、他の同規模の都市に比べコンパクトに都市が形成されています。

しかし、今後加速する人口減少により、市街地の人口密度が低くなり、地域によっては、商業や公共交通など日常生活に必要なサービスの維持が困難となることが予想されます。

将来においても安心して暮らしやすい都市を実現するためには、まちの防災力を高めるとともに、中心市街地と日常生活に必要な機能が整う地域拠点に都市機能を維持・確保し、それらを利便性の高い公共交通で結ぶ「多核連携都市」を形成していく必要があります。

④ 地域コミュニティの維持・向上

近年、わが国では、急速な少子高齢化や単身世帯の増加、生活スタイル

ルの変化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。

このままでは、これまで地域コミュニティが担ってきた子育て・防犯・防災等の相互扶助機能の低下や、担い手減少による地域文化の衰退など様々な問題が懸念されます。

本市においても、活発なコミュニティ活動が行われているものの、高齢化による後継者不足や各団体間の連携不足などの問題も顕在化してきているため、これまでの地域活動のあり方を見直し、地域コミュニティを維持・向上していく必要があります。

⑤ 持続可能なまちづくり

持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを理念に掲げた、全ての国々が 2 0 3 0 年までの間に達成すべき 1 7 のゴールからなる開発目標です。

本市は、令和元年度に「S D G s 未来都市」に選定されました。これを契機として、環境面・経済面・社会面における様々な地域課題の統合的な解決はもとより、国際社会の一員としてのグローバルな視点をもちながら、あらゆる施策において S D G s の理念を踏まえ取り組んでいく必要があります。

⑥ 技術革新への対応とスマートシティの実現

ビッグデータや人口知能（A I）、I o T（Internet of Things：モノのインターネット）を使ったロボットや自動運転などの技術革新が加速度的に進んでいます。国は、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 の実現を目指しています。

少子高齢化、人口減少が進展する中、先端技術による社会の変革（イノベーション）を通じて、福祉・医療、防災、観光、産業・農業等の幅広い分野における地域課題の解決や住民生活の質の向上などが期待されています。

本市においても、Society 5.0 に対応したスマートシティの実現に向け、情報通信技術（I C T）の整備に加え、イノベーションの担い手となる企業や多様な人材の確保・育成に産学官が連携して取り組む必要があります。

II まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性とが調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。熊本地震においては、人と人との絆や助け合いといった地域コミュニティの重要性が再認識されました。そこで、外国人を含めた多様な市民が豊かな生活を送るためには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

そのために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

III めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたいくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちはめざします。

IV 熊本地震からの復旧復興

めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます。

1 被災者の生活再建に向けたトータルケアを継続します。

住宅が被災し慣れない地域での生活を余儀なくされた方々が、孤立することなく、健やかで生きがいを持って暮らし続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を継続する必要があります。また、宅地液状化被害については、再度災害防止の公共工事を進めていますが、工事完了までに時間を要しています。

そこで、引き続き被災者の生活・住まい再建を最優先に、再建に課題を抱えた世帯に対する支援や被災宅地の復旧を進めていくとともに、再建後においても、生活困窮者への支援や切れ目のない健康支援、孤立化を防止するためのコミュニティ形成支援、心のケアなどに取り組みます。

2 防災・減災のまちづくりに不斷に取り組みます。

熊本地震の教訓を踏まえ、道路、橋梁、河川、上下水道などのインフラの強靭化はもとより、校区防災連絡会や自主防災クラブの設立促進による地域防災力の強化や、高齢者や障がい者、外国人などの視点にたった指定避難所などの生活環境の向上に取り組む必要があります。

そこで、インフラの耐震化や多重化、福祉避難所の拡充や地域防災リーダーの育成など、ハード、ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組みます。

3 熊本地震の記録と記憶を伝承し、国内外に発信します。

平成30年3月には、「平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌」の発刊、平成30年4月からは「熊本市防災教育副読本」を活用した防災教育などに取り組んできましたが、熊本地震の記憶の風化を防ぎ、防災意識を高めていくためには、次世代へ経験や教訓を伝承していくことが必要です。

そこで、震災の教訓などをいかした防災教育や、永く後世に語り継ぐための取組を推進するとともに、災害時には被災地支援に率先して取り組むなど、防災・減災の知見を国内外へ発信します。

V まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民とともに次の項目に優先的に取り組みます。

(1) 安心して暮らせるまちづくり

① だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、子どもたちが自分の人生を描き切り拓いていく、社会を生き抜く力を育む教育環境の整備を進めます。

そこで、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上や多様な学習機会の充実など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

② 「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

人生100年時代を見据え、だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、健康で生きがいをもって暮らすことができる「健康で暮らしやすい生活都市」をつくります。

そこで、校区単位の健康まちづくりなどによる健康寿命の延伸に取り組むとともに、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの深化・推進など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

(2) ずっと住みたいまちづくり

① だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。一方で、市内中心部における自動車の平均速度が三大都市圏を除く政令指定都市の中で最も遅いなど、交通渋滞が深刻化しています。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、九州の中核中核都市

としての都市機能の維持と、市民生活の利便性を確保するため、道路網の整備と公共交通網の再構築に取り組みます。

そこで、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせにより、あらゆる人にわかりやすく利便性の高い交通体系に再編するとともに、高度な都市機能が立地した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を、利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

② 雇用機会を創出し、熊本に住み働く環境を整備します。

本市においては、10代から30代の若者が、学びの場や働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。大学や就職で市外に転出した若者や子育て世代、第2の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働く場づくりを進めるとともに、所得の向上を目指します。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

(3) 訪れてみたいまちづくり

① 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るために、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりや熊本城の着実な復旧とその過程の戦略的な公開など、歴史・文化をいかしたまちづくりにより都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、熊本城ホールなどを活用したMICE誘致や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高めます。また、熊本城と水前寺成趣園を「国際観光重点地域」として受入環境を整備するとともに、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させ、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

② 人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。

人口50万人以上の都市で水道水源を100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されており、これらの

自然環境や資源を将来にわたって大切に保全していきます。

そこで、豊かな自然の恵みあふれる「地下水都市・熊本」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、日本一の園芸産地を目指してＩＣＴやＡＩ技術を活用したスマート農業を推進し、熊本の豊かな農水産物を広く発信していきます。

VI 分野別施策の基本方針

めざすまちの姿の実現に向け、次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で施策を推進するとともに、相互に連携しながら分野横断的に取り組みます。

1 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

人権問題の解消に向け、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などにかかわらず全ての人が平等に社会に参加できるよう、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識を高め、市民、事業者、行政などが一体となって、互いの人権を尊重し、支え合いながらともに生きる人権尊重の共生社会を実現します。また、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権擁護活動を推進します。

さらに、だれもが性別にとらわれずあらゆる分野で参画する機会を確保し、一人ひとりの能力と個性を發揮しながら、ともに責任を担って協力していく男女共同参画社会を形成します。特に、女性の職業生活における活躍を推進するために、社会環境の整備に取り組みます。

2 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

地域で互いに支え合い自主自立のまちづくりを進め、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、消防体制の充実、防犯対策、交通安全の推進などに取り組み、地域の安全で快適な暮らしを支えます。

また、自然災害に対応するため、熊本地震の教訓をいかし、市民の防災意識や地域の防災力を高めるとともに、災害発生時の体制整備など、危機管理体制を強化します。

さらに、市民や校区自治協議会などの地域団体やN P O団体などとの協働によるまちづくり活動を開催し、非常時にも地域の災害対応力が効果的に機能するよう、地域のまちづくり活動の支援体制を強化します。

3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

子どもから高齢者までだれもが、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、社会保障制度の適正な運営はもとより、市民一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを一体的に提供します。さらに、地域における主体的な健康づくりや福祉活動の推進など、自主自立のまちづくりの理念のもと、だれもが役割を持ち、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

また、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。

4 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、子どもたち一人ひとりの可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう、教育環境を整えます。

また、子どもから大人まで、全ての市民が生涯を通じて生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を気軽に楽しむ機会や新たな知識や技術などを身に付けることができる多様な学習機会の充実に取り組みます。

加えて、熊本城をはじめとする史跡、天然記念物など、本市の貴重な文化財の適切な保存・調査研究・整備・活用に取り組むとともに、歴史や自然の学習などに活用します。

5 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

市民が将来にわたって、本市の良好な環境を享受できるよう、地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全、自然環境の保全や緑化の推進に資する施策を開拓するとともに、良好な生活環境を維持・形成するため、ごみ減量・リサイクルの推進、ごみの適正処理、大気汚染の防止などに資する施策を開拓します。

また、地球環境問題への対応や、生物多様性の保全に向けても、身近な問題と捉え実践行動につながるよう、市民への啓発を進めます。

加えて、環境負荷低減への取組が同時に、経済の好循環につながるような取組を進め、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、相互に補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造による持続可能な社会の実現を目指します。

6 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

地域経済の発展に向け、中小・小規模企業の経営基盤の強化や円滑な事業承継への支援をはじめ、医工連携などの新たな活力を生み出す産業分野の振興や企業誘致に取り組みます。加えて、潜在的な起業希望者の発掘と起業に向けた支援や、人材確保策を強化するとともに、子育て世代、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境整備を推進することで、雇用の創出と市

民所得の向上を図ります。

また、交流人口の増加に向け、熊本城をはじめとする観光資源の復旧と魅力の向上を図るとともに、多様化・個性化する観光客の興味・関心を詳細に分析し、そのニーズを踏まえた受入環境の充実を図ることで、観光客の満足度向上や滞在時間の延長に繋げていきます。

7 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

安全で良質な農水産物を消費者に安定的かつ持続的に提供できるよう、本市の強みである園芸農業などの地域の特性をいかした農水産業を推進するとともに、意欲ある農漁業者の育成や担い手への農地の集積・集約化、生産性の高い生産基盤の着実な整備・保全などを推進します。

また、農水産業に関する情報発信の充実や農産物直売所の活用、農水産物などの効果的な販売促進活動などを通じて、熊本の農水産物のブランド化や高付加価値化、国内外における販路開拓・拡大を推進します。

8 安全で利便性が高い都市基盤の充実

将来にわたり市民が暮らしやすい多核連携都市の実現に向け、地域拠点などにおける都市機能や人口密度を維持・確保するとともに、バス路線網の再編やパークアンドライドなどを推進し、わかりやすく利便性の高い公共交通体系を確立します。加えて、九州中央の交流拠点都市にふさわしい幹線道路や広域交通網を整備し、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせ(ベストミックス)を構築します。

また、市民が安心して快適に暮らせるよう、災害に強く安全・安心な道路、公園、上下水道、河川など都市施設を整備するとともに、秩序ある市街地の形成や、昼も夜もだれもが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出、空き家対策の推進など、良好な生活環境の形成を図ります。

さらに、都市インフラコストの抑制や環境への配慮を視野に既存ストックを有効活用し、公共施設の長寿命化など効率的で適正な維持管理に取り組みます。

別紙 2

熊本市基本計画

目 次

I 計画の前提	1
1 計画の意義と役割	2
2 計画の期間と対象	2
3 将来指標（人口・世帯数）	3
II 都市整備の方針	5
1 都市整備の方針の基本的視点	6
2 都市空間の構成方針	6
3 市街地の形成方針	8
4 多核連携都市の実現に向けて	9
III 区における自主自立のまちづくり	11
IV 熊本地震からの復旧復興	13
1 被災者の生活再建に向けたトータルケア	14
2 防災・減災のまちづくり	14
3 熊本地震の記録と記憶の伝承	14
V まちづくりの重点的取組	17
1 安心して暮らせるまちづくり	18
2 ずっと住みたいまちづくり	18
3 訪れてみたいまちづくり	19
VI 分野別施策	21
第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現	23
第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進	29

第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実	41
第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興	61
第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応	71
第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信	85
第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興	93
第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実	101
VII 危機管理	125
VIII 総合計画を推進するために	133

I 計画の前提

1 計画の意義と役割

2 計画の期間と対象

3 将来指標（人口・世帯数）

1 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたいくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

2 計画の期間と対象

(1) 計画期間

本計画は、令和5年度（2023年度）を目標年次とし、中間年にあたる令和元年度（2019年度）に全体的に見直しました。

(2) 対象区域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

(3) 実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

3 将来指標（人口・世帯数）

(単位：人、%、世帯)

項目	年	2010 (H22)	2015 (H27)	2019 (R1)	2023 (R5)
総人口 (伸び率)		734,474	740,822	739,393 (-0.2)	734,000 (-0.7)
年齢 3 区 分 別	0～14歳 [年少人口] (構成比)	105,410 (14.5)	103,433 (14.1)	101,706 (13.8)	99,000 (13.5)
	15～64歳 [生産年齢人口] (構成比)	468,350 (64.5)	452,822 (61.7)	444,339 (60.1)	432,000 (58.9)
	65歳以上 [老人人口] (構成比)	152,435 (21.0)	177,325 (24.2)	193,348 (26.1)	203,000 (27.7)
総世帯数		302,413	315,456	327,280	323,000
1世帯当たり人員		2.43	2.35	2.26	2.27

資料：2010（H22）年、2015（H27）年は、国勢調査。

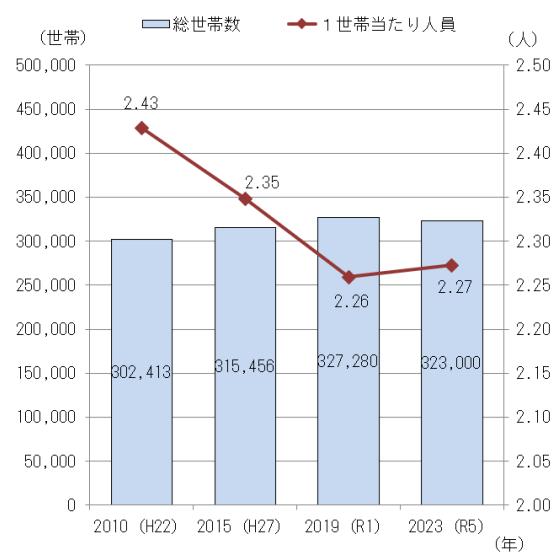
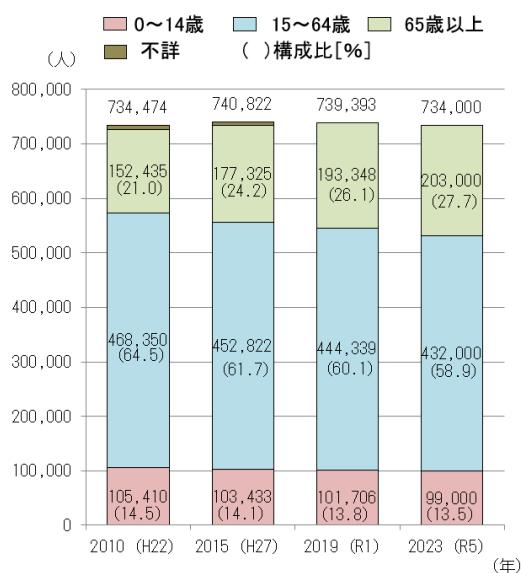
（注） 総人口は、年齢不詳（2010（H22）年は8,279人、2015（H27）年は7,242人）を含む。構成比の算出にあたっては、総数から年齢不詳を除外している。

2019（R1）年は、「令和元年（2019年）版 熊本県推計人口調査結果報告（年報）」。

2023（R5）は、「熊本市人口ビジョン」で示された現状維持ベースの推計値及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2014年4月推計）を基に算出。

（注） 2023（R5）年の構成比は四捨五入のため、合計しても100とはならない。

伸び率は、対前年比で算出している。



II 都市整備の方針

- 1 都市整備の方針の基本的視点
- 2 都市空間の構成方針
- 3 市街地の形成方針
- 4 多核連携都市の実現に向けて

1 都市整備の方針の基本的視点

都市整備の方針とは、市民生活や産業・経済活動などを支える都市施設や自然環境などの都市空間の整備方針を示すものです。

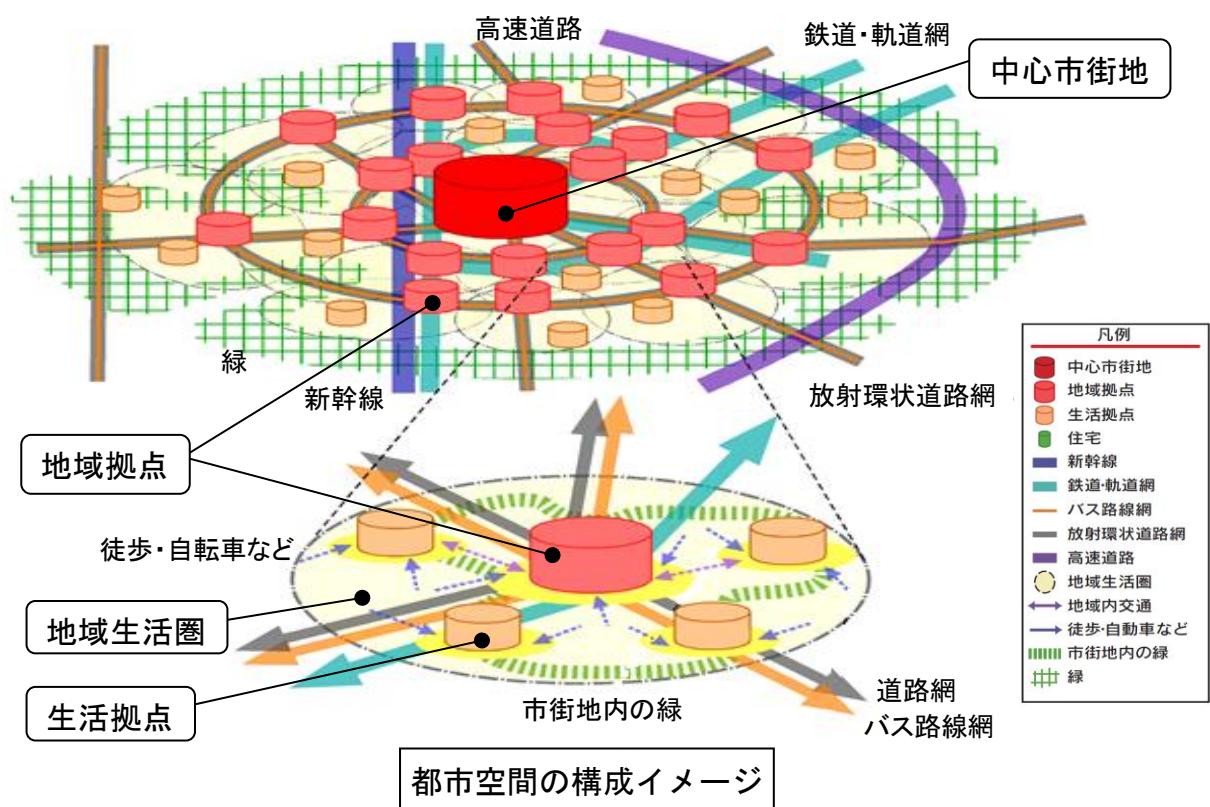
本市における、これまでの都市基盤整備の経緯や都市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合計画における「めざすまちの姿」を効果的に実現していくため、都市構造を、中心市街地及び15箇所の地域拠点を中心とした多核連携型へ誘導するとともに、公共交通と自動車交通を最適に組み合わせることで、それらが相互に連携した、市民が暮らしやすい都市空間整備に取り組みます。

また、「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の教訓を踏まえ、災害時の救援・救護、復旧などの迅速かつ的確な実施につながる都市づくりを進めます。

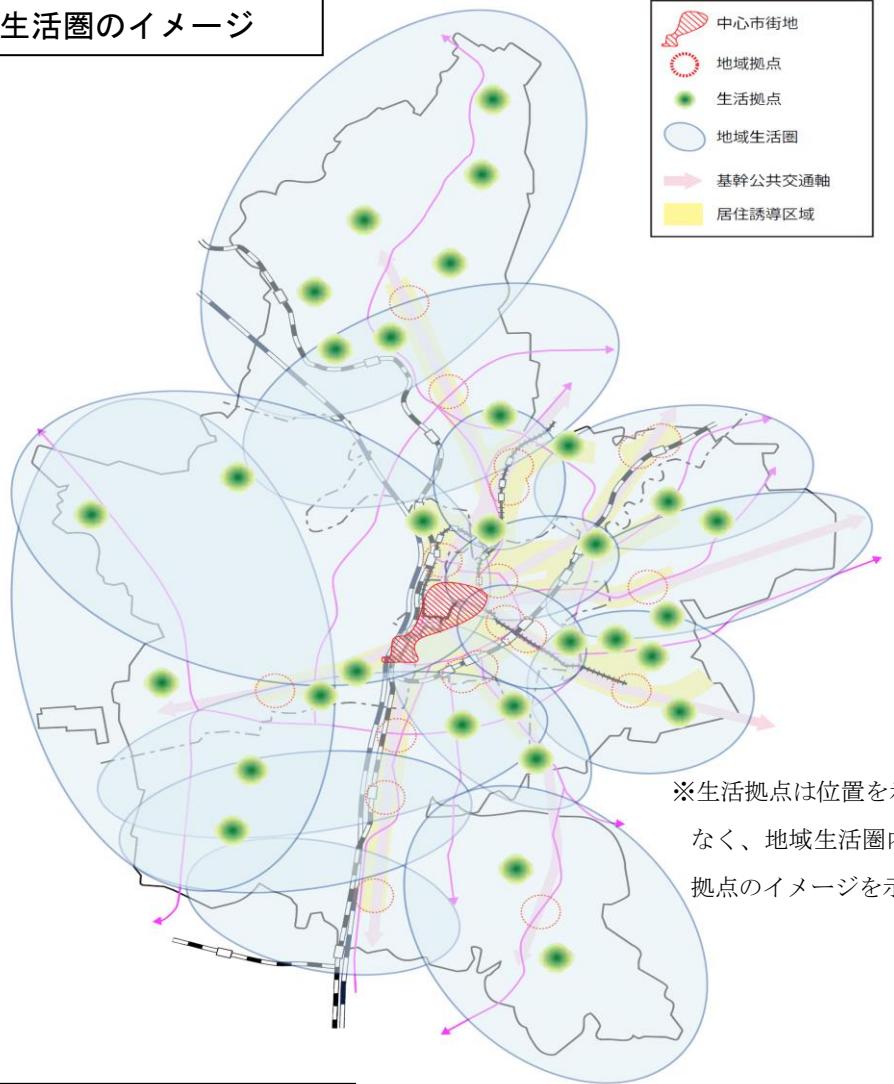
2 都市空間の構成方針

広域交流拠点都市として、また、将来においても暮らしやすい都市の実現のため、うるおいある自然の中で、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化など、様々な機能が立地する中心市街地と行政・商業などの生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。

そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した『多核連携型の都市空間』の構成を目指します。

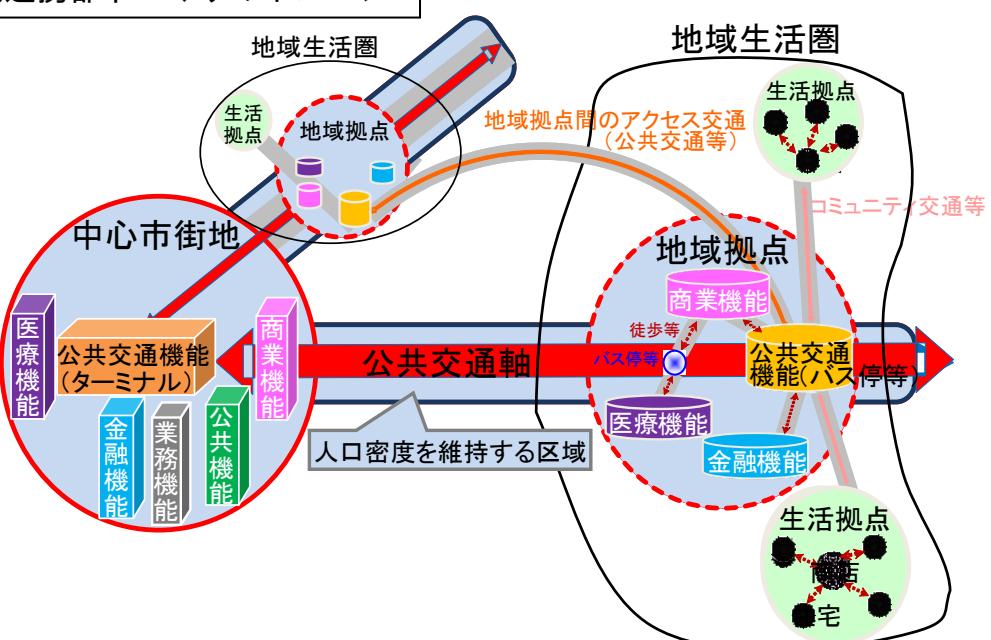


地域生活圏のイメージ



※生活拠点は位置を示すものではなく、地域生活圏内にある生活拠点のイメージを示すもの。

多核連携都市づくりのイメージ



3 市街地の形成方針

- (1) 自然環境や農業・漁業生産環境と市街地や幹線道路網などとが均整のとれた市街地形成を図ります。
- (2) 中心市街地は、市域はもとより県全域の持続的発展をけん引するため、行政、金融、情報通信及び教育文化など高次の都市機能の維持・集積を目指します。特に、熊本城周辺のエリアにおいては、まちの防災力を高めながら都市機能を高度化するとともに、歩行空間の確保や都市景観の向上を進めることにより、災害に強く魅力と活力のある都市空間の創出に取り組みます。
また、地域拠点は、商業機能をはじめ、公共公益機能や各種の都市機能の維持・確保を図ります。
- (3) 中心市街地と地域拠点を結ぶ鉄軌道や主要なバス路線などの基幹公共交通軸の結節強化や、バスターーミナルなどの機能向上を図ります。さらに、市域及び都市圏の骨格となる2環状1放射道路網と、それらとを連携する都市内道路網の形成を促進することにより、円滑な都市活動と快適な都市生活が実現できるよう体系的な交通軸の確立を目指します。
- (4) 豊かな生活と文化に彩られた「地下水都市・熊本」、「森の都」として、市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園をはじめとした市街地における緑の創出に努めるなど、水と緑の体系的な骨格の確立を促進します。

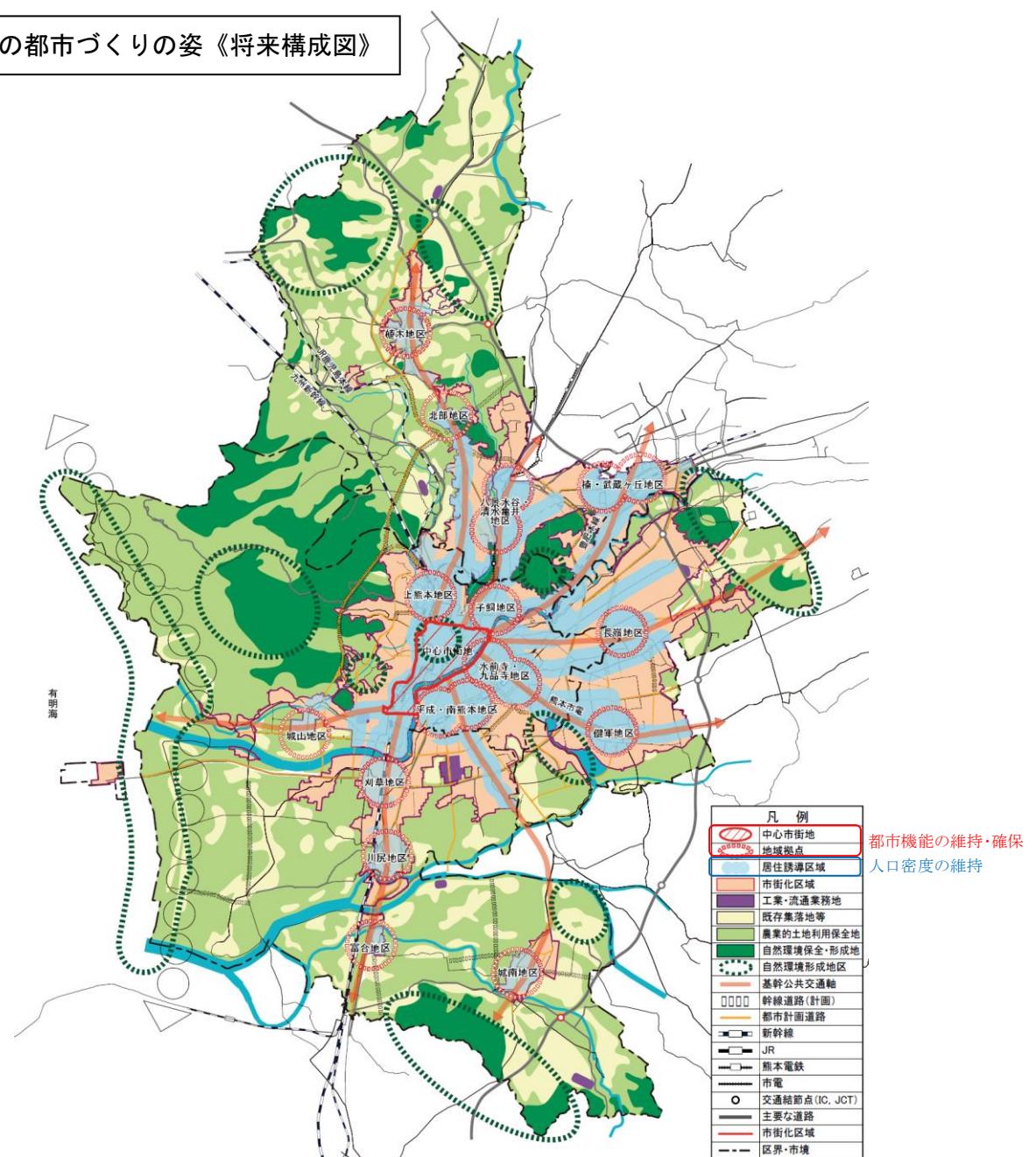


4 多核連携都市の実現に向けて

本市では、今後本格的に到来する人口減少・超高齢社会に対応し、高齢者や子育て世代などにとって、安全・安心であり、健康で快適な、暮らしやすい生活環境を実現するため、中心市街地や地域拠点において、市民が日常生活を営むうえで欠かせない都市機能を維持・確保するとともに、公共交通ネットワークの充実に取り組みながら、公共交通の利便性が高い地域での人口密度を維持します。さらに、市民にとって一番身近な生活拠点を守り、愛着の持てる地域の形成を図ります。

また、郊外部においては、豊かな自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、これらの環境と共に存する既存集落の維持活性化を図ります。

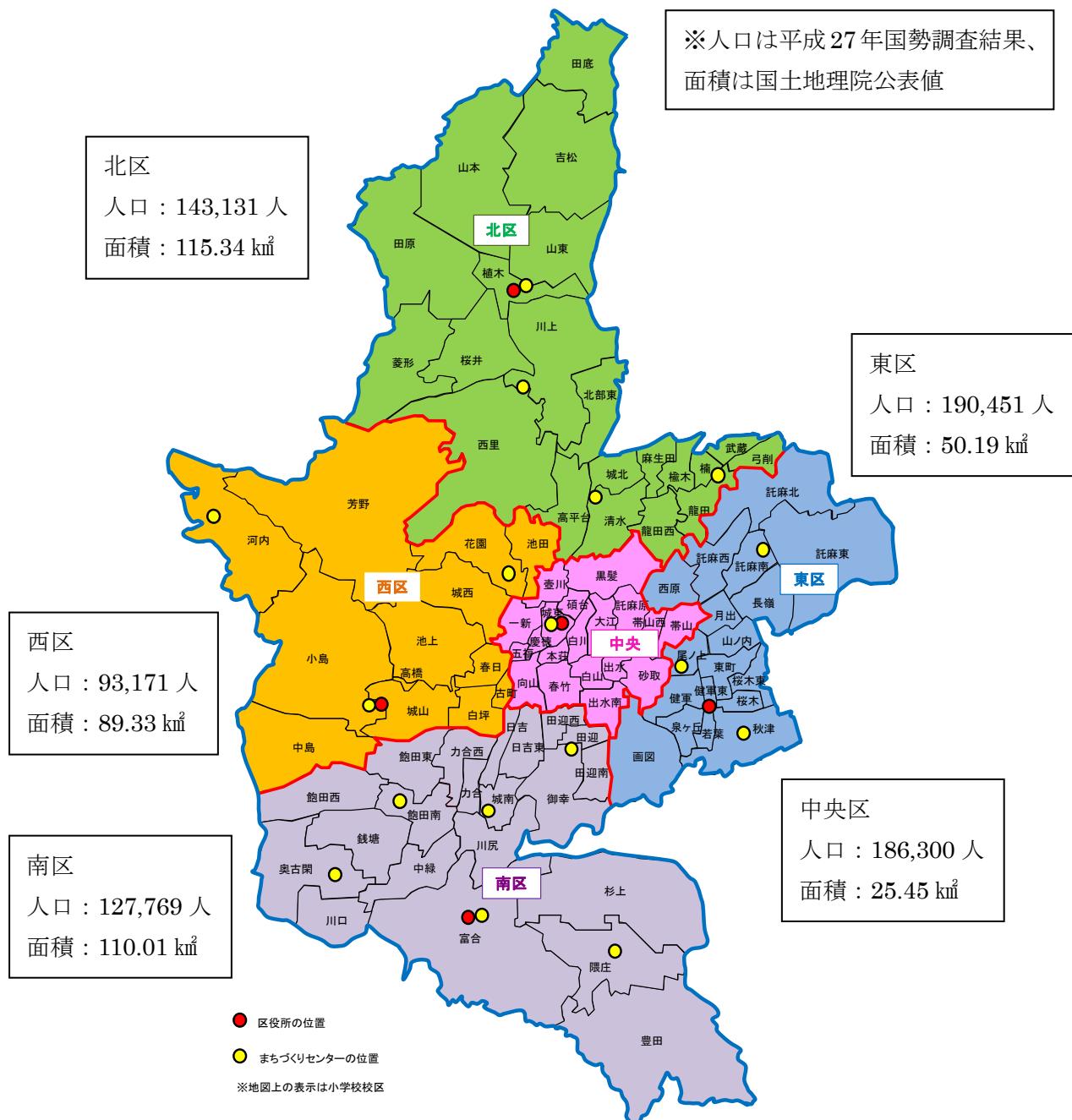
将来の都市づくりの姿《将来構成図》



Ⅲ　区における自主自立のまちづくり

熊本地震では、災害発生時や復旧期における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」・「共助」の重要性が再認識されました。これらの「自助」・「共助」を強化するためには、市民主体の自主自立のまちづくりを支える各区の取組を実効性のあるものにすることが必要です。

そこで、まちづくりセンターに配置した地域担当職員が地域と行政の架け橋となり、区役所が地域の実情や多種多様な市民ニーズを的確に把握することにより、市の施策に反映させていくとともに、区役所と本庁の連携を強化し、区の特性をいかした自主自立のまちづくりを推進します。



IV 熊本地震からの復旧復興

めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます。

- 1 被災者の生活再建に向けたトータルケア**
- 2 防災・減災のまちづくり**
- 3 熊本地震の記録と記憶の伝承**

1 被災者の生活再建に向けたトータルケア

被災者が安心して自立的な暮らしを送ることができるよう生活再建に向けた総合的な支援に取り組みます。

ア 切れ目のない生活再建・健康支援

恒久住宅の確保に向けた支援、再建後の孤立や健康悪化を防止するための見守りやコミュニティ形成支援、生活困窮者への支援 など

イ 宅地復旧及び耐震化支援

液状化などの被災宅地への復旧支援、防災がけ崩れ対策、宅地耐震化（宅地液状化防止など）の推進、被災分譲マンションの建替・解体支援 など

ウ 心のケア

心の健康の確保に向けた一人ひとりの状況に合わせた支援、カウンセリングが必要な児童生徒へのケア など

2 防災・減災のまちづくり

熊本地震の経験と教訓をいかし、ハード・ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

ア 災害に強い都市基盤の形成

上下水道・電力などライフラインの強靭化、道路・橋梁・公共施設などインフラの耐震化、公共交通ネットワークの構築と移動手段の多重化 など

イ 市民・地域・行政の災害対応力の強化

備蓄の勧奨、校区防災連絡会・避難所運営委員会の設立・運営支援、地域防災リーダーの育成、民間企業との災害時応援協定の拡充、震災対処実動訓練の推進 など

ウ 避難環境の強化

福祉避難所の拡充、要配慮者の視点にたった避難所環境の向上、応急給水体制の強化、災害用マンホールトイレの設置 など

3 熊本地震の記録と記憶の伝承

熊本地震の記憶の風化を防ぎ、次世代へ経験と教訓を伝承するとともに、防災・減災に関する知見を広く国内外へ発信します。

ア 防災教育の推進

小中学校における防災教育副読本の活用などによる発達段階に応じた防災教育の充実、大規模地震を想定した避難訓練の実施 など

イ 震災に関する記録の保存と活用

震災記録誌や復興手記集の活用、震災関連文書の保存 など

ウ 国内外への発信

国際会議や研修会での教訓や知見の発信、被災地への災害支援、熊本城の復旧過程の段階的公開 など

V まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民とともに次の項目に優先的に取り組みます。

1 安心して暮らせるまちづくり

2 ずっと住みたいまちづくり

3 訪れてみたいまちづくり

1 安心して暮らせるまちづくり

(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や教育環境を充実させます。

ア 安心して子育てができる少子化対策の推進

保育所入所待機児童ゼロの取組や病児・病後児保育など多様なニーズに対応した保育サービスの提供、子育てに係る経済的負担の軽減や子育て不安の解消、仕事と子育て両立支援や障がい児支援、児童虐待防止体制の強化 など

イ 子どもたちがいきいきと育つ環境整備

I C T の導入による学習環境や学力の向上対策、いじめや不登校など子どもや保護者の悩みに寄り添うことができる体制づくり、子どもの貧困対策、放課後児童対策の強化、生涯学習の充実、教職員の働き方改革 など

(2) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

人生 100 年時代を見据え、だれもが生きがいをもって暮らすことができる地域社会の仕組みをつくります。

ア 多様な世代が生きがいをもって豊かに暮らせる自主自立のまちづくり

地域団体との連携強化や支援の充実、地域団体の後継者育成などのまちづくり支援機能の強化、市民公益活動の推進 など

イ 健康で暮らしやすい生活都市づくり

子どもから高齢者まで住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムの深化・推進、校区単位の健康まちづくりなど生涯を通じた健康づくり、住民同士で支え合う地域福祉活動 など

2 ずっと住みたいまちづくり

(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通などで結んだ多核連携都市を形成します。

ア 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり

中心市街地と地域拠点での商業・医療など暮らしに必要な機能の維持・確保、利便性の高い公共交通沿線での人口密度の維持、歩いて楽しめる都市空間の創出 など

イ 交通利便性が高い都市づくり

市電やバスなど基幹公共交通軸の形成、日常生活を支えるバス路線網の再編・運行体制の見直し、公共交通空白・不便地域へのコミュニティ交通の導入・維持、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせと幹線道路網の整備による交通渋滞対策 など

(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働く環境を整備します。

成長産業の振興や企業誘致の推進などにより地域経済を活性化させ、市民所得の向上につなげます。

ア 地域経済の振興

産学官や産業間連携による食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブ産業などの成長産業の創出、中小・小規模事業者の事業承継への支援、農水産業の振興、経営支援、商店街の魅力向上やにぎわいの創出、外国人材の活躍推進 など

イ 安定した雇用の創出

就職・就業支援や職業訓練などによる新たな技術革新に対応できる産業人材の育成・還流、創業支援や企業誘致の推進などによる雇用の創出、農水産業における担い手の育成 など

3 訪れてみたいまちづくり

(1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

多くの人が集う、九州中央の交流とにぎわいの拠点都市をつくります。

ア 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信

熊本城の着実な復旧と公開、観光資源の魅力の向上と発信、ストーリー性を持たせた観光ルートの設定、熊本城及び水前寺成趣園などの観光客の受入環境整備、データ分析に基づく観光戦略 など

イ 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり

熊本の特性をいかしたMICEやスポーツ大会などの誘致、国内外との交流促進、多文化共生のまちづくり など

(2) 人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。

地下水や自然環境を守り育み、「地下水都市・熊本」、「森の都」を発信するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信します。

ア 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり

恵まれた地下水の質と量の保全、くまもと水ブランドの発信、市域に残る自然環境の保全や新たな緑の創出、プラスチック対策の推進 など

イ 安全で良質な農水産物の魅力発信

ICTやAI技術を活用したスマート農業の推進、安全・安心で良質な熊本の農水産物の発信、高付加価値化・ブランド化による国内外への販路拡大 など

VI 分野別施策

第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現



人類普遍の願いである自由と平等の実現に向け、世界人権宣言を基に世界的に具体的な取組が促進される中、人権を尊重する社会について、市民の関心も確実に高まっています。また、だれもがいきいきと個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、あらゆる分野において男女共同参画の視点に基づいた施策の展開を図っています。

しかしながら、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などによる不当な差別意識や偏見が未だに見受けられ、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、人権侵害の形態も複雑化、多様化しています。

また、熊本地震においては、女性、高齢者、障がいのある人、外国人などといった要配慮者に十分な配慮が行き届かないなどの課題が明らかになりました。

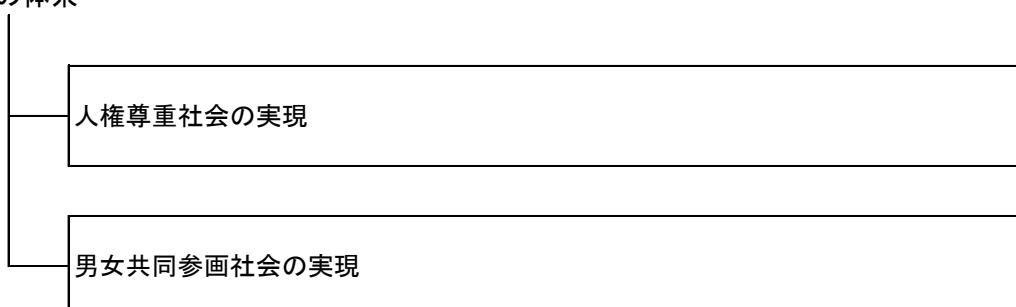
そこで、今後とも、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、不当な差別・偏見や人権侵害を許さない確固とした信念を持って、公共の福祉に反しない限り人権が等しく尊重され、そして、だれもが社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域などの各分野にわけ隔てなく参画できる社会を築き上げていかなければなりません。

また、今後の人口減少・少子高齢化が進む社会において、性別にかかわらずだれもが活躍できる環境を整備し、より多くの市民や事業者などが男女共同参画社会の実現について自らの課題として関心を持つとともに、その意義について理解が深まるよう総合的かつ長期的な視点に立った取組を行っていく必要があります。

そこで、人権問題の解消に向け、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などにかかわらず全ての人が平等に社会に参加できるよう、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識を高め、市民、事業者、行政などが一体となって、互いの人権を尊重し、支え合いながらともに生きる人権尊重の共生社会を実現します。また、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権擁護活動を推進します。

さらに、だれもが性別にとらわれずあらゆる分野で参画する機会を確保し、一人ひとりの能力と個性を発揮しながら、ともに責任を担って協力していく男女共同参画社会を形成します。特に、女性の職業生活における活躍を推進するために、社会環境の整備に取り組みます。

政策の体系



第1節 人権尊重社会の実現

現状と課題

本市では、講演会、シンポジウムや映画会などの人権啓発事業を通じて、人権に対する意識を高めるとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し取り組んできました。しかしながら、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、SNSなどの普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティへの差別・偏見、さらには災害に伴う人権問題やヘイトスピーチが社会問題になっています。

今なお、様々な人権問題が存在し、人権侵害も後を絶たないことから、今後、より一層の人権教育及び啓発を推進し、人権意識の高揚と全ての市民の人権が尊重される社会づくりを進め、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権相談の窓口を充実させ、市民の人権を擁護します。

基本方針

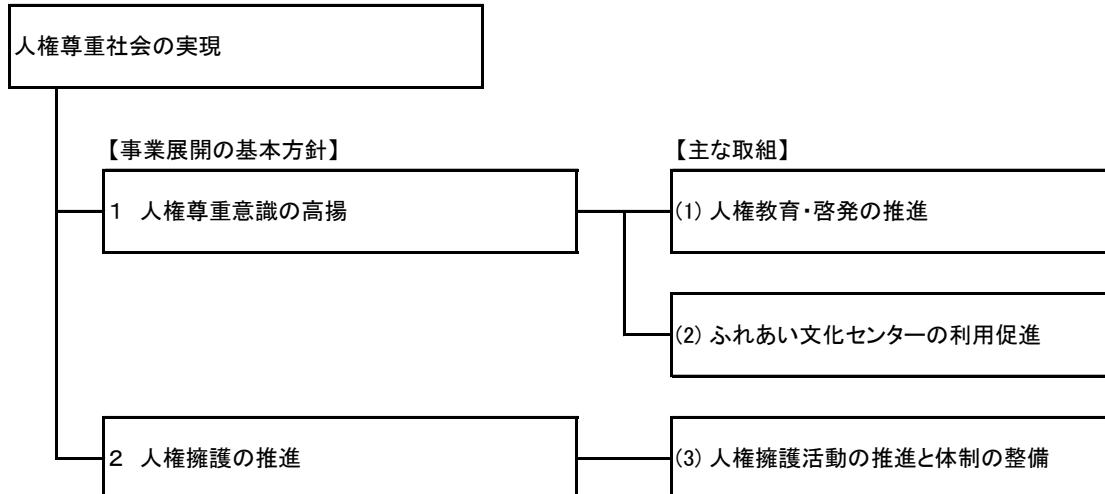
- 1 人権尊重意識の高揚
- 2 人権擁護の推進

検証指標

	単位	検証値		
		H27	R1	R5
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	44.6	上昇	上昇

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 人権教育・啓発の推進】

- ア 熊本市人権啓発市民協議会と一体となって、研修や講演などの機会を設け、人権教育・啓発を推進します。
- イ 家庭、学校、職場、地域などの身近な場で、自主講座や出前講座などにより、人権教育・啓発を推進します。
- ウ SNSの普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティへの差別・偏見、災害に伴う人権問題、ヘイトスピーチなど、社会の変化に伴い複雑化・多様化する人権課題に対し、有効な啓発手法・媒体を活用し、「気づき」を促し「当事者意識」を高める教育・啓発を推進します。

【(2) ふれあい文化センターの利用促進】

- ア 人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして人権尊重意識の啓発活動と広報活動を充実します。
- イ 開かれたコミュニティセンターとして、市民の交流とふれあいを図り、地域社会と連携して地域福祉の向上に努めます。

【(3) 人権擁護活動の推進と体制の整備】

- ア 国・県及び人権擁護委員との連携を強化し、人権擁護活動を推進します。
- イ 全ての市民が相談しやすい人権相談の窓口を充実させ、的確な対応により市民の人権を擁護します。

第2節 男女共同参画社会の実現

現状と課題

だれもが性別にとらわれずあらゆる分野で多様な視点や能力がいかされる社会の実現は、今後の人口減少の進展に伴う社会経済情勢の変化に対応していくうえでも不可欠です。しかしながら、企業などの管理職に占める女性の割合や地域で活動する女性リーダーの割合は低く、様々な分野での方針決定や責任ある立場への女性の登用・参画は十分には進んでいない状況です。

また、熊本地震においては、性別の違いをはじめ、妊産婦や子育て中の女性、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど、様々なニーズや課題に対応した配慮が必要なことがわかりました。

その一方で、様々な立場の人たちがともに責任を担いながら支えあう「男女共同参画の視点に立った防災」が、非常時に力を発揮することも明らかになりました。

だれもが、様々な分野へ意欲に応じ参画できる社会づくりを進めるため、女性の積極的な登用や参画促進に取り組むなど、多様な能力・視点をいかす社会環境を整備する必要があります。

基本方針

- 1 男女共同参画のための意識づくり
- 2 男女共同参画のための社会環境の整備

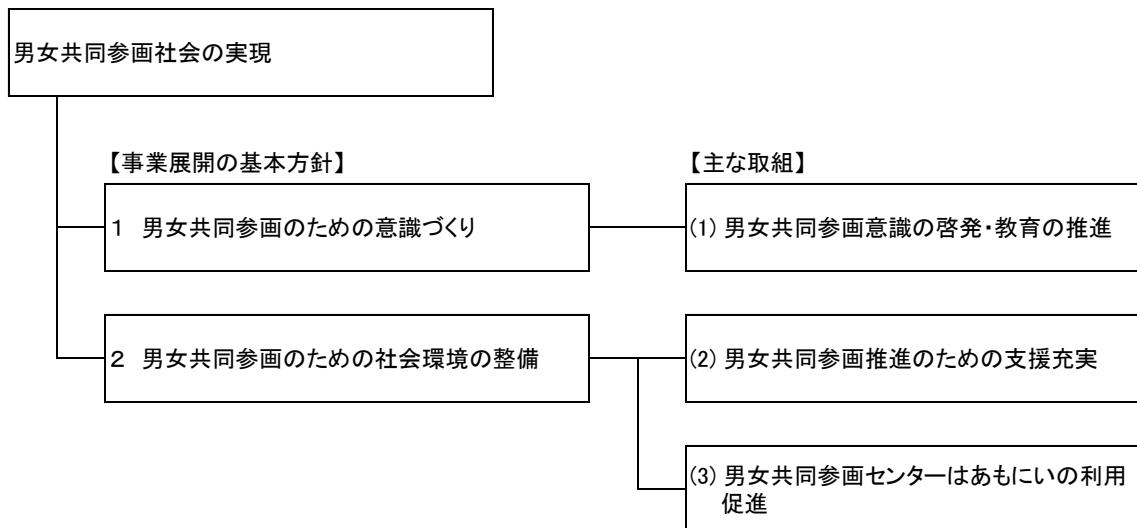
検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	%	73.9	上昇	上昇

※ 性別による固定的な役割分担意識とは、「男は仕事・女は家庭」のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 男女共同参画意識の啓発・教育の推進】

- ア 学校や家庭、地域における男女共同参画意識の啓発、教育を推進します。
- イ 出前講座の開催やホームページ、広報誌、SNSなどによる積極的な情報発信に努めます。
- ウ ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発に努めます。

【(2) 男女共同参画推進のための支援充実】

- ア 家庭、職場、学校、地域、その他の社会の各分野における活動に男女が積極的に参画できるよう、能力開発や就労のための支援を行います。
- イ 市民が安心して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られるよう、子育てや介護に対する支援体制を整備するとともに、女性の活躍推進に向けた啓発及び支援に取り組みます。
- ウ 各種審議会や委員会などへの女性の登用を促進します。
- エ 専門の相談体制により、家庭、職場、心の問題などの様々な問題の解決に取り組みます。
- オ 配偶者暴力相談支援センター事業の充実を図り、DV相談体制の強化や被害者の自立支援に取り組みます。
- カ 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備に取り組みます。
- キ 貧困、高齢、障がい、外国人などであることを理由として困難を抱える女性が多いことから、社会的・経済的自立に向けた支援に取り組みます。

ク 性的マイノリティに対する市民の理解促進に向けた啓発や、当事者が抱える生活上の困難の解消に向けた支援に取り組みます。

【(3) 男女共同参画センターはあもにいの利用促進】

ア 男女共同参画社会実現を目指すための活動拠点として、様々な市民グループの支援や連携の促進、また、市民文化の振興・交流のための利用を推進します。

イ 市民のニーズに応じた各種講座の開催など、情報の収集、提供に努めます。

第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進



都市化の進展や更なる少子高齢社会の到来、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。そのような中、熊本地震では、住民同士の自主的な協力が生まれるなど、市民や地域の力の重要性が再認識されました。

また、災害などの大規模化・複雑化や、犯罪の低年齢化・巧妙化が進む中、市民の安全・安心な暮らしの確保がこれまで以上に求められています。

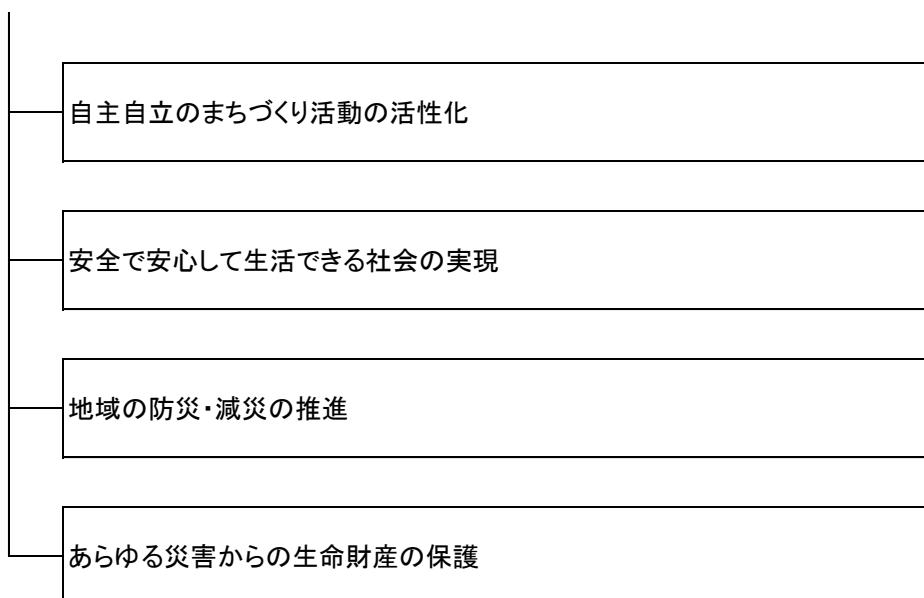
あらゆる世代が住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、そこで暮らす人たちが主体となり、お互いに支え、助け合いながら、様々な課題を解決していくことが重要です。

そこで、地域で互いに支え合い自主自立のまちづくりを進め、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、消防体制の充実、防犯対策、交通安全の推進などに取り組み、地域の安全で快適な暮らしを支えます。

また、自然災害に対応するため、熊本地震の教訓をいかし、市民の防災意識や地域の防災力を高めるとともに、災害発生時の体制整備など、危機管理体制を強化します。

さらに、市民や校区自治協議会などの地域団体やN P O団体などとの協働によるまちづくり活動を展開し、非常時にも地域の災害対応力が効果的に機能するよう、地域のまちづくり活動の支援体制を強化します。

政策の体系



第1節 自主自立のまちづくり活動の活性化

現状と課題

地域のつながりの希薄化やまちづくりの担い手不足により、地域のコミュニティ機能が低下し、防犯、防災、保健・福祉、環境美化など地域で担う様々な課題に対応できなくなることが懸念されます。

地域コミュニティ機能の維持・向上を図るためにには、地域活動の後継者の育成や課題解決のための仕組みづくりが必要です。あわせて、NPOやボランティアなどの市民公益活動の更なる活性化に向けて地域との連携や支援のあり方を確立していく必要があります。

基本方針

1 参画と協働による地域活動の推進

検証指標

	単位	基準値			検証値		
		H27	R1	R5			
地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合	%	27.3	42	44			

施策の体系

【施策の目標】

自主自立のまちづくり活動の活性化

【事業展開の基本方針】

1 参画と協働による地域活動の推進

【主な取組】

(1) 住民自治活動の支援

(2) まちづくり支援機能の強化

(3) 地域活動拠点の整備・支援

(4) 市民による公益活動の推進

事業概要

【(1) 住民自治活動の支援】

- ア 町内自治会への研修会、地域の担い手育成、未加入世帯の加入促進などに取り組みます。
- イ 校区自治協議会及び町内自治会、その他の地域団体が行う自主自立のまちづくり活動を積極的に支援します。

【(2) まちづくり支援機能の強化】

- ア 各区のまちづくりビジョンに基づいて、地域の魅力や特性をいかした区ごとのまちづくりを推進します。
- イ まちづくりセンターの地域担当職員による地域の相談窓口、地域情報収集・行政情報発信、地域コミュニティ活動の支援の強化に取り組みます。
- ウ まちづくりセンターが把握した地域からの相談・要望については、区と関係する本庁各課で協議、検討を行い、課題解決を図ります。

【(3) 地域活動拠点の整備・支援】

- ア 地域活動拠点のひとつである地域コミュニティセンターを地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、地域住民自らの運営を支援します。
- イ 地域住民による地域公民館の整備・運営を支援します。
- ウ 公設公民館、地域コミュニティセンター、地域公民館などの地域活動拠点の役割、機能を整理し、住民が積極的に活用できる施設とします。

【(4) 市民による公益活動の推進】

- ア 市民公益活動に関する情報の収集や効果的な発信に努め、活動者の育成や支援を行い、裾野を広げます。
- イ 熊本市市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）を通して寄附による市民参画を促進し、N P Oやボランティア団体などの市民公益活動を推進します。
- ウ 市民活動支援センター（あいぽーと）において、地域団体と市民活動団体など多様な団体の交流やネットワークづくりの場の提供を行い、地域活動につなげます。

第2節 安全で安心して生活できる社会の実現

現状と課題

交通安全教室の開催や防犯パトロールなどの取組により、交通事故件数や街頭犯罪などの認知件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者のうち高齢者の占める割合は高い状況です。近年、社会問題化している高齢者ドライバーによる交通事故に加え、自転車の交通マナーやルール違反を伴った事故も後を絶たない状況となっています。

また、街頭犯罪においては、中心繁華街における客引き行為などが問題となっています。消費生活相談件数については減少傾向にあるものの、相談内容は多岐にわたり、複雑化しています。

今後も、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりに向け、特に小・中学生、高齢者の交通安全の推進や地域住民による自主的な防犯活動、校区防犯協会、警察などの関係機関・団体と連携した犯罪防止対策や客引き行為対策、さらには司法関係機関などと連携した再犯防止対策などに取り組むことが必要です。

また、消費者支援体制を強化して消費者被害の未然防止・拡大防止を図る必要があります。

基本方針

- 1 交通安全の推進
- 2 防犯活動の推進
- 3 消費者の自立支援と救済

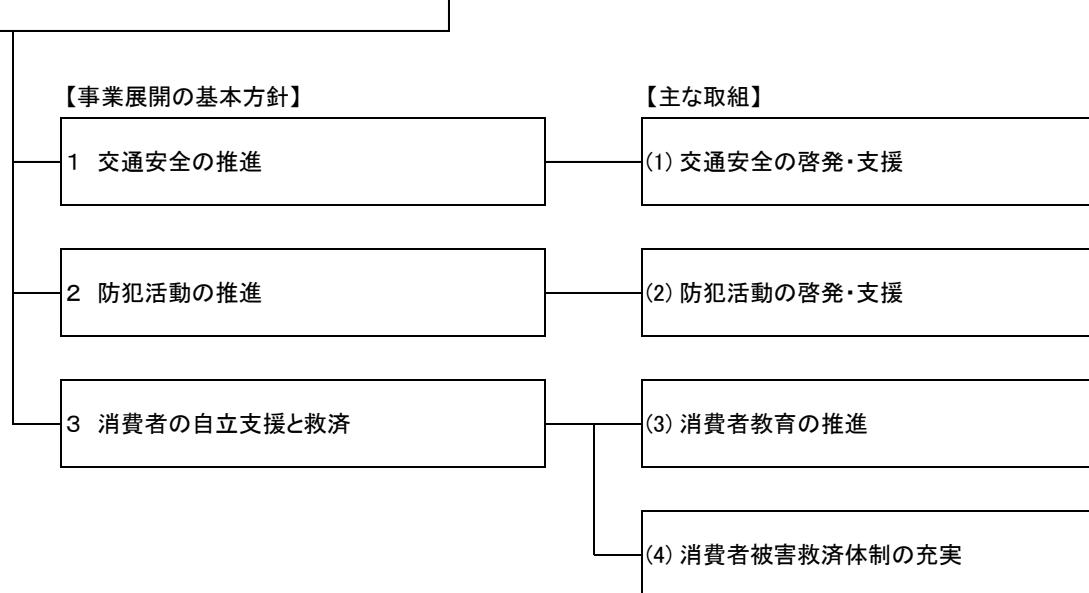
検証指標

	単位	検証値		
		基準値 H27	R1	R5
市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	3,903	3,900	3,700
市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)	件	5,460	5,200	5,000

施策の体系

【施策の目標】

安全で安心して生活できる社会の実現



事業概要

【(1) 交通安全の啓発・支援】

ア 警察や地域の交通安全協会などと連携し、子どもや高齢者を対象とする交通安全教室や中高生自転車安全教室を開催するとともに、高齢者の運転免許返納制度についての広報・啓発に努めるなど市民の交通安全意識の啓発を図ります。

【(2) 防犯活動の啓発・支援】

ア 各防犯関係機関と連携し、防犯パトロールや中心繁華街における客引き行為対策などを実施するとともに、防犯協会などへの活動支援を行います。さらに、防犯灯・カメラ付き防犯灯の整備支援により地域防犯の強化を図ります。

イ 罪を犯した人などの円滑な社会復帰を促進するため、社会の理解と協力を得つつ、再犯防止の取組を推進します。

【(3) 消費者教育の推進】

ア 消費者被害未然防止のため、啓発活動や地域包括支援センター（ささえりあ）、地域住民、学校などへの出前講座を行うなど、消費者教育に取り組み、自立した消費者の育成に努めます。

イ 商売などに利用される特定計量器検査の強化や試買目審査会などの開催により、計量器の適正な利用とともに計量に関する知識の普及啓発に努めます。

【(4) 消費者被害救済体制の充実】

ア 相談体制の充実のため、消費生活相談員の能力向上を図るとともに、法律相談や多重債務相談などを実施します。

第3節 地域の防災・減災の推進

現状と課題

近年、地球規模での気象変化による集中豪雨や大型台風、地震などの自然災害が全国各地で頻発しています。市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、本市においても、自然災害の被害を未然に防止し、最小限に抑える防災体制を一層強化するとともに、熊本地震において再認識された地域コミュニティの重要性について、市民の理解をさらに深めていく必要があります。

災害においては、まず、市民一人ひとりが自ら安全で速やかに避難することが大切であることから、防災意識の向上、日頃から地域で支え合うための体制づくりや情報共有、避難訓練などを通して、自助・共助の精神をさらに高め、市民・地域主体の地域防災力の向上を図っていく必要があります。

また、様々な災害に備え、市民、地域、行政及び防災関係機関などが連携し、地域における防災体制の整備を図っていく必要があります。

基本方針

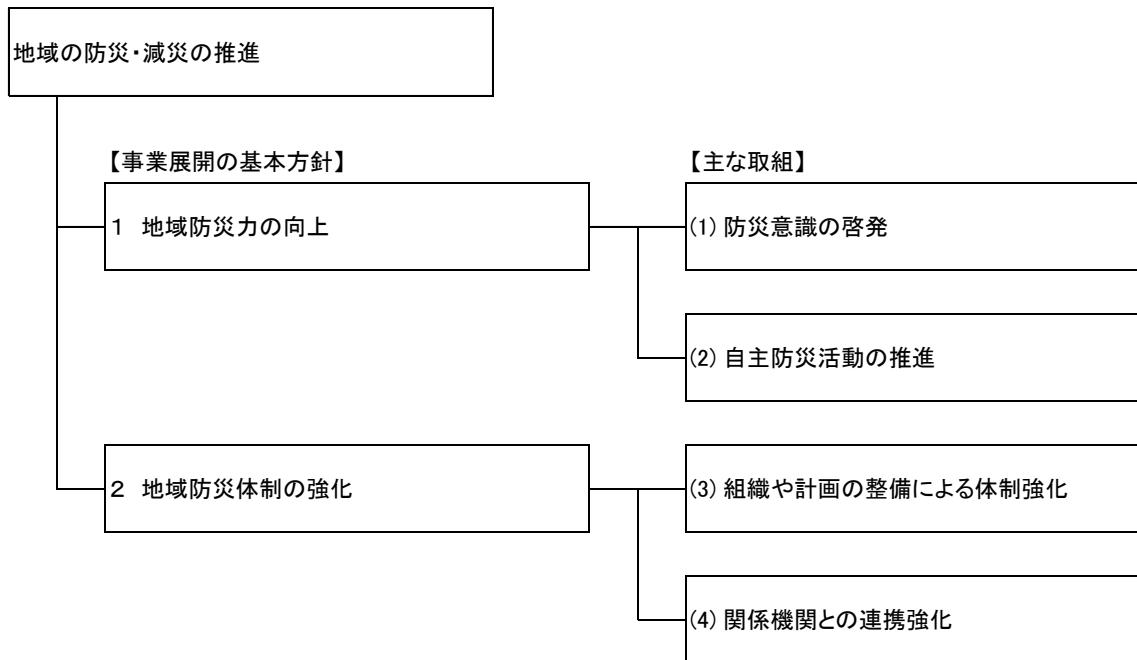
- 1 地域防災力の向上
- 2 地域防災体制の強化

検証指標

単位	基準値	検証値		
		H27	R1	R5
校区防災連絡会などの設立数	件	0	89	96

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 防災意識の啓発】

- ア 市民一人ひとりが災害時の行動を体感できるよう、職場や家庭などでの市民参加型の訓練の実施や防災講座を通して、地域ぐるみ・家族ぐるみの防災意識の啓発を推進します。
- イ 洪水、高潮、地震などの各ハザードマップをわかりやすく改善し、市民一人ひとりの避難行動に結びつくよう広く周知します。
- ウ 住民が主体となって地域版ハザードマップを町内単位で作成し、避難場所や避難経路の確認を行います。作成した地域版ハザードマップは、町内単位や校区単位での避難訓練、小中学校での防災教育講座などに活用します。
- エ 大規模災害が発生した場合に長期にわたって輸送への影響が及ぶことも想定されることから、家庭や企業に対し7日分以上の備蓄を行うよう啓発します。
- オ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校などで子どもたちの防災教育に取り組むほか、地域の企業及び従業員の防災意識の向上に取り組みます。

【(2) 自主防災活動の推進】

- ア 自主防災クラブの役割を明確にしたうえでその活動を支援するとともに、地域における実践的な防災訓練の実施など、町内自治会や校区自治協議会などにおける災害対応力の強化に必要な支援を行います。

イ 障がいのある人や高齢者など、要配慮者の避難が速やかに行われるよう地域における協力体制の充実を図ります。

【(3) 組織や計画の整備による体制強化】

ア 熊本地震によって得た多くの教訓を継承し、将来同じような災害が発生した場合の対応や、防災・減災のまちづくりに役立てるため、防災に関する諸計画やマニュアルを常に点検・整理するとともに、研修や訓練の充実など、災害時の体制強化を図ります。

イ 小学校区ごとの校区防災連絡会や避難所ごとの避難所運営委員会を結成し、地域での防災訓練を実施するなど、地域における防災体制を強化します。

ウ 各校区防災連絡会と自主防災組織、地域の防災士などの連携を強化し、情報の共有を図るため、住民参加型の防災に関する会議を各区に設置します。

エ 観光客や通勤者などにより人口が集中する中心市街地などにおいては、エリア防災計画などに基づく取組を推進します。

【(4) 関係機関との連携強化】

ア 災害発生時に避難所機能を十分発揮できるよう、関係機関や民間団体などとの応援体制を充実させ、避難所運営体制を強化します。

イ 災害時の被災者支援を円滑かつ迅速に行うため、民間企業との災害協定の締結や訓練を実施します。

第4節 あらゆる災害からの生命財産の保護

現状と課題

本市では、地震・台風などの自然災害に対する備えや、火災予防対策・消防体制の強化・地域防災力の強化など、総合的な消防防災対策に取り組んでいます。

本市の火災件数は減少傾向にありますが、引き続き市民への防火啓発を図り、火災予防対策を推進する必要があります。

また、今後、災害や事故は大規模化・複雑化・多様化し、さらには高齢化の進展などによる救急件数の増加も見据え、消防・救急救助体制の充実とあわせ、災害現場での市民の初動対応を支援するとともに、熊本地震の教訓を踏まえ、広域的な災害対応体制を強化することが求められます。

さらに、消防団の装備充実や市民の救護能力の向上を図ることで、より安全な地域づくりを推進し、区役所・消防署・消防団が一体となった、地域の災害対応力の強化に取り組む必要があります。

基本方針

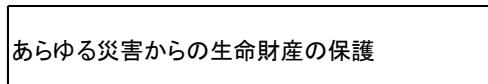
- 1 火災予防対策の推進
- 2 消防体制の充実強化
- 3 地域の災害対応力の強化

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)	件	69	65	61
救命率(暦年)	%	19.4 (H26)	21.0	22.0

施策の体系

【施策の目標】



【事業展開の基本方針】

1 火災予防対策の推進

【主な取組】

(1) 市民への広報・啓発

2 消防体制の充実強化

(2) 消防機能の充実

(3) 救急救助体制の充実

(4) 広域的な災害対応体制の強化

3 地域の災害対応力の強化

(5) 消防団の体制強化

(6) 市民救護能力の向上

事業概要

【(1) 市民への広報・啓発】

- ア 人為的ミスによる火災発生を防ぐための啓発活動を推進します。
- イ 住宅用火災警報器の設置促進など、住宅防火対策を推進します。

【(2) 消防機能の充実】

- ア 消防力強化のため、消防施設の適切な管理や各種消防車両・資機材などの計画的な更新を進めます。
- イ 新消防指令管制システムの円滑な運用及び119番通報時の口頭指導を推進します。
- ウ 防災拠点施設である消防施設を耐震化します。

【(3) 救急救助体制の充実】

- ア 救急救助などに関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上を推進します。
- イ 消防機関と関係機関（医療機関、警察、自衛隊など）の連携を強化します。
- ウ 救急ワークステーションなどでの研修や医療機関との救急活動の検証などにより、救急医療体制を充実させます。

【(4) 広域的な災害対応体制の強化】

- ア 大規模災害や特殊災害などの発生時における消防の応援及び支援体制を構築します。
- イ 各市町村と連携・協力し、広域的な災害対応体制を強化します。

【(5) 消防団の体制強化】

- ア 消防団（消防団員及び機能別消防団員）への入団促進を図ります。
- イ 消防団活動時の安全確保のための装備を充実し、地域の災害対応力を強化します。

【(6) 市民救護能力の向上】

- ア AED講習を含めた応急手当などの普及啓発を推進します。
- イ 高齢者福祉施設などとの連携を強化し、緊急時の対応力の向上を図ります。

第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実



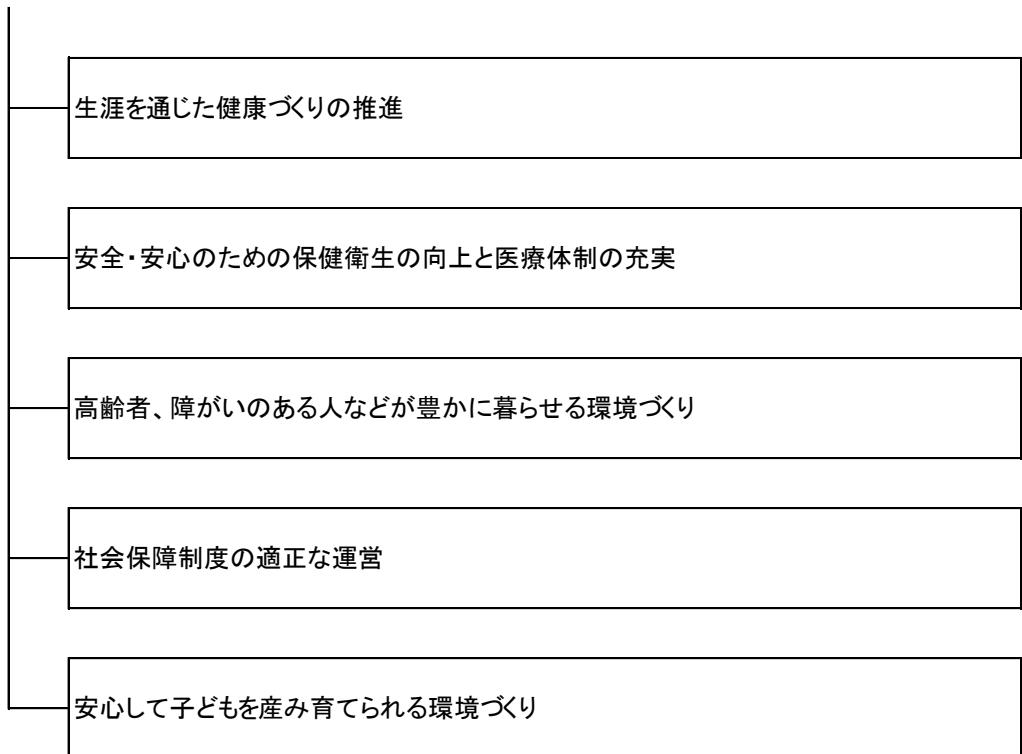
今日の社会では、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化している一方で、感染症などへの市民不安も高まっています。また、少子高齢化が一層進展する中、住み慣れた地域で暮らすための様々な保健・医療・福祉サービスが求められています。さらに、地域のつながりの希薄化、家庭環境の多様化、就労状況の変化などにより、出産や子育てに対して不安や負担感を持つ人が増加しています。

このような中、人生100年時代を見据えて、全てのライフステージにおいて、市民の健康づくりの意識を高めていくことが重要であり、また、新型インフルエンザなどの新興感染症などに対処するための健康危機管理体制を充実させ、適切な医療サービス体制を確保することが必要です。さらに、高齢者、障がいのある人など、全ての人を地域全体で支援する体制を構築するとともに、子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境をつくり、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない支援が必要となっています。

そこで、子どもから高齢者までだれもが、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、社会保障制度の適正な運営はもとより、市民一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを一体的に提供します。さらに、地域における主体的な健康づくりや福祉活動の推進など、自主自立のまちづくりの理念のもと、だれもが役割を持ち、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

また、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。

政策の体系



第1節 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

健康長寿の最大の阻害要因と言われる生活習慣病の多くは一人ひとりの意識、心がけと行動で予防できるものですが、平均寿命と健康寿命には大きな開きがある状況です。

また、糖尿病や高血圧症など様々な生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム該当者数が依然として多く、がん検診などの受診率も伸び悩んでいます。

人生100年時代において、全ての市民が健康でいきいきと暮らすためには、高齢になつても健康を維持し、社会を支える担い手として活躍できる期間を延伸することが課題となっています。

そこで、「自らの健康は自ら守る」という健康意識をさらに高め、市民の生活習慣改善や健康づくりの取組の実践・継続につながるような啓発を強化する必要があります。

そして、健康で質の高い生活を送るために重要な病気の予防、早期発見・早期治療についての市民全体の認識が高まるよう、市民の健康を支える環境づくりを支援する必要があります。

基本方針

1 健康づくりの支援

検証指標

	単位	検証値		
		H27	R1	R5
自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	68.6	72.0	82.0

施策の体系

【施策の目標】

生涯を通じた健康づくりの推進

【事業展開の基本方針】

1 健康づくりの支援

【主な取組】

(1) 健康まちづくりの推進

(2) 生活習慣病などの予防・悪化防止

(3) 栄養改善・食育の推進

(4) がん検診などの充実

(5) 歯と口腔の健康づくりの推進

事業概要

【(1) 健康まちづくりの推進】

ア 小学校区単位での健康課題を市民と共有し、地域で推進組織を立ち上げるなど、健

康をテーマにした「校区単位の健康まちづくり」に取り組みます。

イ 「健康ポイント事業」などを行い、市民自らが進んで健康増進を図る環境づくりに
取り組みます。

ウ 地域の様々なイベントで、健康チェックや相談などを実施し、正しい生活習慣の普
及啓発に努めます。

【(2) 生活習慣病などの予防・悪化防止】

ア C K D (慢性腎臓病)、糖尿病、高血圧、C O P D (慢性閉塞性肺疾患)などの予防
啓発に努め、早期発見から悪化防止までの段階に応じた総合的な対策を図ります。

イ 生活習慣病の低年齢化を防ぐため、若い世代へ生活習慣病、食育などの啓発を強化
します。

ウ 望まない受動喫煙を防止するための周知啓発に取り組みます。

【(3) 栄養改善・食育の推進】

- ア 「食」の大切さの理解を深めるために、「食」に関わる関係者と協働で食育活動を開催するとともに、食品関連事業者と連携し、健康づくりを支援するための栄養・食生活に関する環境づくりを推進します。
- イ 生活環境が変化する若い世代が食に关心を持ち、正しく理解できるよう啓発を図り、健全な食生活の実践を促進します。
- ウ 地域に根ざした食育活動を強化するため、食生活改善をサポートする食生活改善推進員を育成します。

【(4) がん検診などの充実】

- ア 検診の必要性、早期発見・早期治療の重要性の啓発をさらに強化するとともに、受診しやすい検診体制づくりに努め、受診率向上を図ります。

【(5) 歯と口腔の健康づくりの推進】

- ア 乳幼児期からのむし歯予防や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図ります。
- イ 8020（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、口腔の健康づくり啓発に努めます。

第2節 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実

現状と課題

本市には、急性期医療を担う拠点病院が多く、それぞれが得意とする疾病分野を持っています。また、その他にも特定の専門分野で高度な医療を提供している医療機関があるため、県内の他の医療圏から多くの患者が市内の医療機関を受診するなど、本市の医療体制は県全体の中核的な役割を担っています。このような中、本市では、衛生的な生活環境の確保や様々な健康被害から市民を守るための体制の整備を行うとともに、恵まれた医療資源をいかし、24時間体制で受診できる救急医療体制を構築してきました。

しかしながら、初期救急医療に従事する医師の高齢化や意識の変化により、医師の確保が年々困難になってきています。加えて、麻疹や風疹、新型インフルエンザなどの感染症の流行の懸念や、重大な食中毒、食品への異物混入などの食の安全・安心に関する様々な問題の発生により市民の不安は高まっています。

今後は、持続可能な救急医療体制の確保に努めるとともに、病床機能の分化・連携に係る医療機関の役割の明確化や機能の転換などに関して、県や医師会などの関係者と協力して進めていく必要があります。あわせて、市民が安全・安心な日常生活を送ることができるよう衣食住の衛生の向上、食中毒・感染症の予防、特に新型インフルエンザ等の新興感染症発生時に迅速に対応するため、関係機関との情報共有や連携強化が必要です。

また、熊本市民病院では、熊本地震の教訓をいかした災害に強い病院として、市民の生命と健康を守るために、市民と誠実に向き合い、自治体病院に求められる高度な専門性を有する医療を持続安定的に提供するとともに、地域の医療機関と連携を図りながら、地域医療の向上に貢献していく必要があります。

さらに、動物愛護への社会的関心が高まり、動物に関する相談が増加しており、動物愛護に対する市民の意識の向上が必要です。

基本方針

- 1 生活衛生の向上
- 2 人と動物との共生社会の推進
- 3 健康危機管理体制の充実
- 4 適切な医療を提供する体制の確保

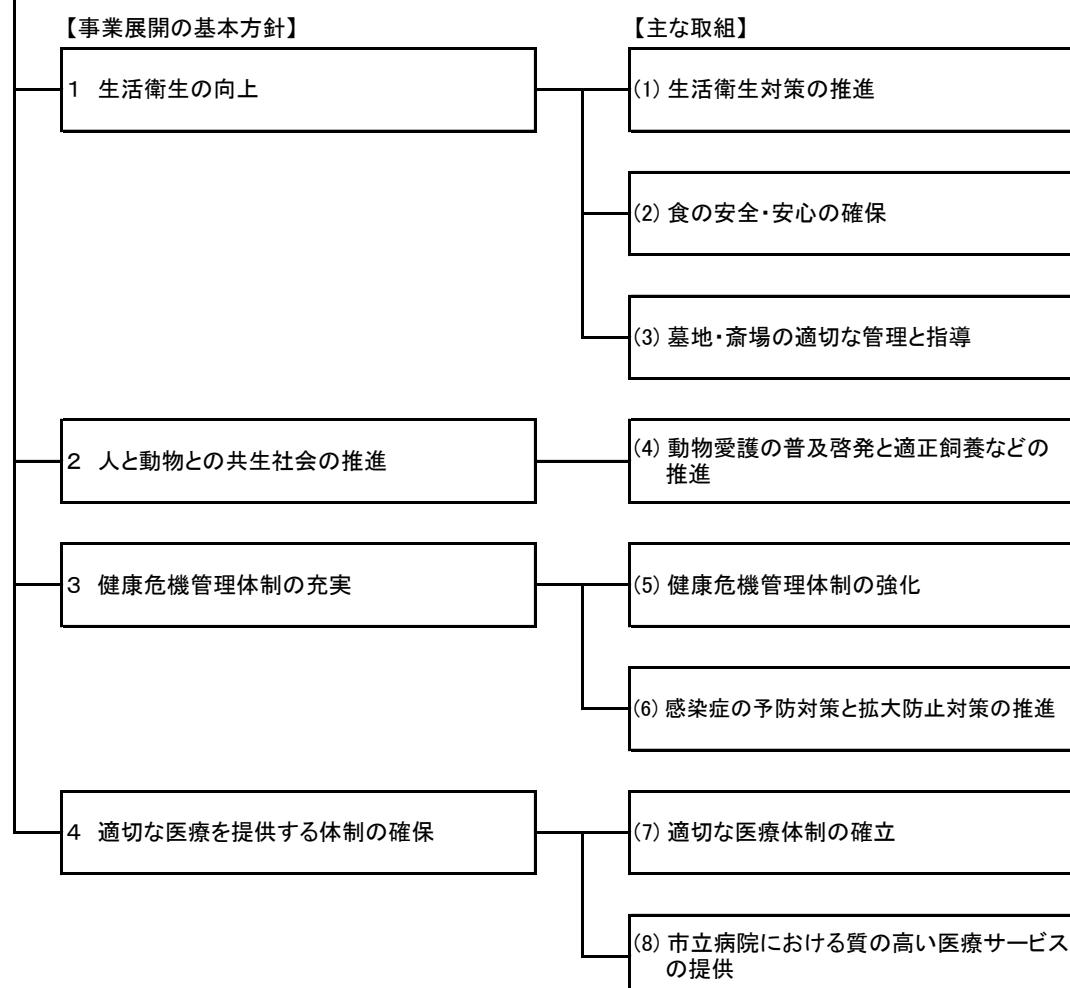
検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
食中毒の発生件数(暦年)	件	6	減少	減少
感染症患者発生数(暦年)	結核	人	124	100
	腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3類感染症	人	14	11
休日夜間の診療体制	-	365日 24時間 の初期 救急体制	維持	維持

施策の体系

【施策の目標】

安全・安心のための保健衛生の向上と
医療体制の充実



事業概要

【(1) 生活衛生対策の推進】

- ア 生活衛生関連営業施設の指導や自主管理体制の確立支援を行います。
- イ シックハウスなど住まいの衛生相談による安心で快適な住まい環境を確保するとともに、害虫相談など、衛生的な生活環境の確保を進めます。

【(2) 食の安全・安心の確保】

- ア 営業施設などの重点監視指導や営業者の自主衛生管理の導入支援によって、食の安全・安心の確保に努めます。

【(3) 墓地・斎場の適切な管理と指導】

- ア 市営墓地や斎場の適正な管理・運営を行います。
- イ 民営墓地などの管理及び適正な整備について指導を行います。
- ウ 増加傾向にある埋葬や火葬の将来需要に対し、墓地などが安定的に供給できるよう環境整備に取り組みます。

【(4) 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの推進】

- ア 動物愛護推進協議会やボランティアなどと協働で、「犬猫の殺処分ゼロ」の取組を推進します。
- イ 動物愛護及び適正な飼育の普及啓発に努めます。

【(5) 健康危機管理体制の強化】

- ア 感染症や食中毒などの健康危機事象の発生に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、情報の共有や訓練を実施します。
- イ 新型インフルエンザ等の新興感染症発生時は、速やかに対策本部を設置するなど体制を整備し、関係機関との連携を強化し、被害の拡大防止や医療を確保するなど、市民の健康及び安全を確保します。

【(6) 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進】

- ア 感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種の推進と感染症の正しい知識の普及啓発に努めます。
- イ 熊本市民病院は、県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、一類感染症及び二類感染症などの疑いがある患者を速やかに受け入れ、地域医療機関と連携して感染拡大防止を図ります。

【(7) 適切な医療体制の確立】

- ア 持続可能な救急医療体制の確保に努め、市民に適切な救急医療の利用に関する啓発を実施します。
- イ 住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、在宅医療・介護の連携を推進します。
- ウ 医療の安全と信頼性を高めるため、医療安全対策の監視指導を強化します。
- エ 災害発生に備え、適切な対応がとれるような災害医療体制の整備に努めます。

【(8) 市立病院における質の高い医療サービスの提供】

- ア 熊本市民病院及び植木病院は、地域の基幹病院としての役割を担います。特に熊本市民病院では、小児・周産期医療の分野においては、お母さんと幼い命を守る拠点として、高度な医療を提供するとともに、二次救急告示病院としての救急医療を充実強化します。
- イ 地域の医療機関と緊密に連携して、生活習慣病やがんなどに対する質の高い急性期医療を提供します。
- ウ 災害時においても、医療サービスを持続安定的に提供するため、「災害に強い病院」として即応できる体制を整えます。

第3節 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり

現状と課題

本市の高齢化率は年々上昇し、人生100年時代を見据え、要介護者やひとり暮らし高齢者に対する地域での支援の必要性が高まっており、医療と介護の専門職同士の連携や認知症高齢者の生活を支える仕組みなど、地域全体で支える体制づくりが重要です。

また、障がいのある人に対し、総合的な支援を行うためには、障がいに対する正しい理解のもと地域全体で支え合う環境づくりが必要であるとともに、相談体制の充実や適切な障害福祉サービスの提供が必要です。

さらに介護や育児など、複数の分野にまたがる課題を抱える世帯への支援も必要であり、こうした様々な課題に対応するためには、福祉団体や関係機関とともに、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進するための体制づくりが求められています。

基本方針

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援
- 3 障がいのある人の自立支援

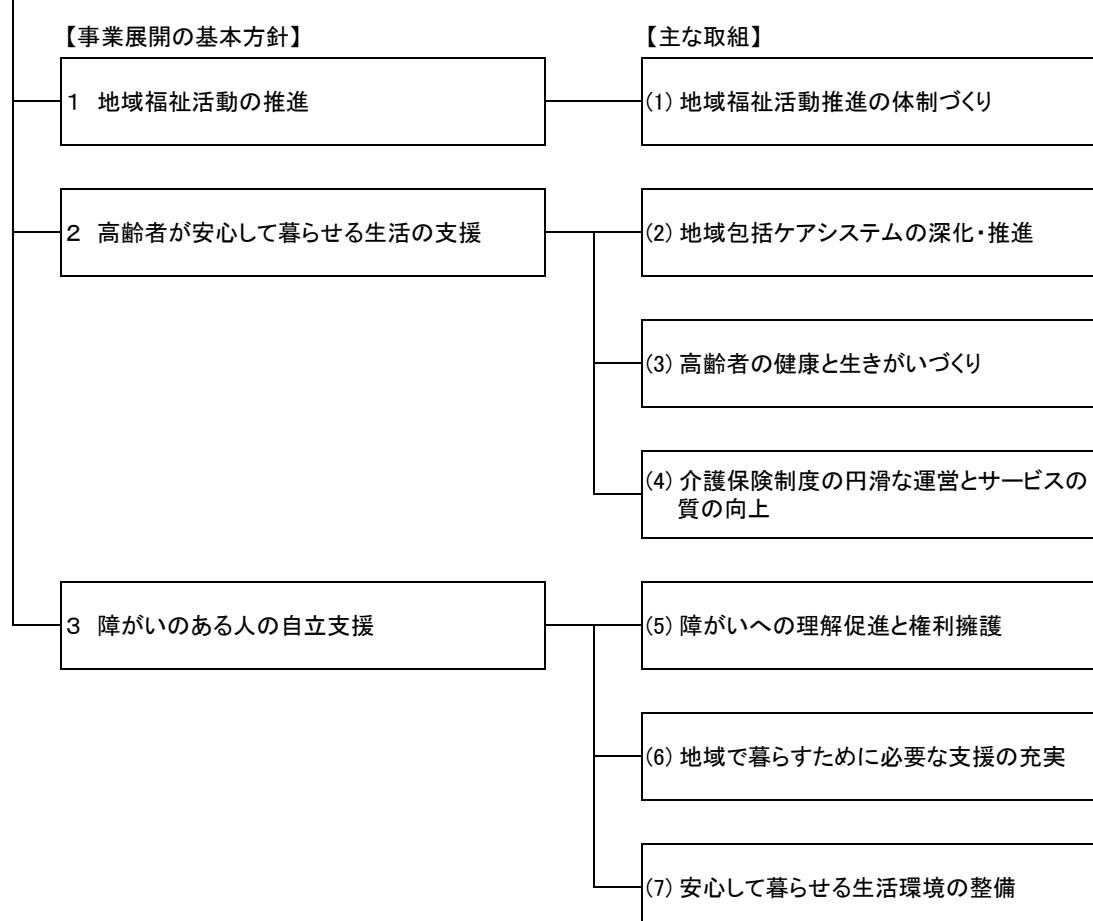
検証指標

	単位	検証値		
		基準値 H27	R1	R5
65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46
就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	112	117

施策の体系

【施策の目標】

高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる
環境づくり



事業概要

【(1) 地域福祉活動推進の体制づくり】

- ア 社会福祉協議会などと連携し、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進します。
- イ 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員などの活動を支援します。

【(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進】

- ア 医療・介護専門職など職種間の連携強化を図り、在宅医療・介護サービス体制の構築を進めます。
- イ 高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症に対する理解の浸透や成年後見人制度の利用促進を図るなど、高齢者の権利擁護を推進し、虐待防止に取り組みます。

ウ 高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスにおける自立支援・重度化防止に向けた取組を強化するほか、ひとり暮らし高齢者などへの福祉サービスを適切に提供するとともに、地域や民間事業者などと連携した支援を推進します。

【(3) 高齢者の健康と生きがいづくり】

- ア 高齢者が健康で生涯現役として自分らしく活躍し続けられるよう、多様な就労や社会参加の機会を提供します。
- イ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域での健康づくりや介護予防の取組を推進します。

【(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上】

- ア 要介護認定の迅速化、介護サービス従事者の質的向上や介護人材の確保などに取り組みます。
- イ 介護施設などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。

【(5) 障がいへの理解促進と権利擁護】

- ア 障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くし、相互理解を深めるため、正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。
- イ 障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進及び虐待防止に取り組みます。

【(6) 地域で暮らすために必要な支援の充実】

- ア 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、関係機関・団体などとの連携を強化し、障がいの特性に応じた相談支援体制の充実を図るとともに、必要な人材の確保に努め、円滑な障害福祉サービスを提供します。
- イ 障害福祉サービス事業者などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。
- ウ 障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- エ 重度の障がいのある人など医療的ケアを必要とする人や難病患者への医療機関と連携した支援の充実を図ります。
- オ 障がいのある人の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。
- カ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。

【(7) 安心して暮らせる生活環境の整備】

- ア 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域と協力し、障がいの特性に配慮した災害時における支援や安全の確保、防犯対策を推進します。
- イ 障がいのある人が必要な情報が得られるよう、障がいの特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

第4節 社会保障制度の適正な運営

現状と課題

本市の国民健康保険の財政運営は、高齢化の進行による医療費の増加など厳しい状況にあります。また、生活困窮者については、就労や多重債務、引きこもり、DVなど様々な相談が寄せられています。生活保護については、ひとり暮らし高齢者などの増加により、今後徐々に増加することが見込まれます。

そこで、国民健康保険会計の健全化、後期高齢者医療制度の円滑な運用や、国民年金制度の普及を進めていく必要があります。また、生活困窮者への就労・自立の適切な支援、生活保護制度の公平かつ適正な運用に取り組む必要があります。

基本方針

- 1 国民健康保険事業の健全な運営
- 2 後期高齢者医療制度の円滑な運用
- 3 国民年金制度に対する理解と加入の促進
- 4 生活困窮者への適切な支援
- 5 生活保護制度の公平かつ適正な運用

検証指標

	単位	検証値		
		基準値 H27	R1	R5
国民健康保険給付費の対前年度の伸び率	%	2.6	2.6	2.6
生活保護から自立した人の割合	%	7.9 (H26)	7.9	7.9

※「国民健康保険給付費の対前年度伸び率」の基準値は、「熊本市国民健康保険会計収支推計」に基づくもの

施策の体系

【施策の目標】

社会保障制度の適正な運営

【事業展開の基本方針】

1 国民健康保険事業の健全な運営

【主な取組】

(1) 国民健康保険会計の健全化

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用

(2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援

3 国民年金制度に対する理解と加入の促進

(3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実

4 生活困窮者への適切な支援

(4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進

5 生活保護制度の公平かつ適正な運用

(5) 生活保護受給者への適切な支援

(6) 不正受給防止対策の実施

事業概要

【(1) 国民健康保険会計の健全化】

ア 徴収体制の強化により保険料収納率の向上を図るとともに、保険料改定により、会計の健全化を図ります。

イ 特定健診、特定保健指導の受診率の向上に努め、生活習慣病の該当者やその予備群を減少させ、中長期的な医療費の適正化を図ります。

【(2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援】

ア 「市政だより」などにより、後期高齢者医療制度の適切な周知・広報を行います。

イ 後期高齢者該当前（65歳～74歳）の特定健診を推進することで、後期高齢者の健康増進を図ります。

【(3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実】

ア 「市政だより」などにより、国民年金制度の周知・広報を行います。

イ 国民年金制度に関する相談業務を行います。

【(4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進】

ア 生活困窮による不安を身近なところで相談できるよう、生活自立支援センターを充実させ、地域や関係機関と連携し、様々な課題を抱える相談者に対し、実情に応じた就労・自立支援を実施します。

【(5) 生活保護受給者への適切な支援】

ア 生活保護受給者に対して、必要な支援を行うとともに、就労可能な被保護世帯に対してきめ細かな就労支援を行います。

【(6) 不正受給防止対策の実施】

ア 生活保護の不正受給を防止するため、訪問活動などにより生活状況を適切に把握するとともに、制度の趣旨・目的の周知などに努め、適正な運用を行います。

第5節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

現状と課題

地域のつながりの希薄化、家庭環境の多様化により、子育て世帯が孤立することで子育てに不安を抱えるなど、子どもと親を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっています。

加えて、仕事と子育ての両立の困難さなどを背景に、未婚化、晩婚化、出生率の低迷などに伴う少子化が進行しています。

また、障がい、児童虐待、子どもの貧困など、子ども本人や家庭の状況その他の事情により、社会的に支援の必要性が高い子どもたちが顕在化しています。

そこで、若年層が心理的・経済的な不安や負担感がなくなるよう、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない支援が必要です。

また、社会的に支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の事情に応じた支援を適切に講じる必要があります。

基本方針

- 1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり
- 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上

施策の体系

【施策の目標】

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

【事業展開の基本方針】

1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり

【主な取組】

(1) 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援

(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の実施

(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実

(4) 保育サービス及び幼児教育の充実

(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減

(6) 仕事と子育ての両立支援

2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援

(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進

(9) 子どもの貧困対策の推進

事業概要

【(1) 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援】

ア 若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでに関する情報の提供や出会いの機会につながる支援を行います。

イ 妊娠や不妊などの相談・支援を行います。

【(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の実施】

ア 母子保健相談・指導事業や健康診査などの母子保健対策を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。

【(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実】

ア 子育て支援センターなどを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。

イ 子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援・育成を図り、地域との連携協力を推進します。

【(4) 保育サービス及び幼児教育の充実】

ア 待機児童の解消に向け、保育の量の拡充とともに、それを支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。

イ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・幼稚園などにおける保育サービスの充実を図ります。

ウ 児童福祉施設などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。

【(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減】

ア 児童手当や子ども医療費の助成など経済的支援を行います。

【(6) 仕事と子育ての両立支援】

ア 子育てしやすい職場環境の整備促進を支援します。

【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】

ア 児童虐待の発生予防や早期発見のため、より専門性の高い相談体制を構築し、児童や保護者への支援を強化します。

イ 児童養護施設などの小規模化などを進めるとともに、里親制度をさらに推進し、家庭的な養育環境の整備を図ります。

ウ 障がい又は障がいの疑いのある子どもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。

【(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進】

ア ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。

【(9) 子どもの貧困対策の推進】

- ア 学習機会の充実を図り、子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成のための支援を行います。
- イ 子どもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、子どもの居場所づくりに取り組みます。
- ウ 生活に困難を抱える子どもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに、地域や関係機関との連携強化を図ります。

第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興



少子高齢化に加え、グローバル化や情報化の進展など社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境も、いじめの社会問題化や不登校の増加、インターネットを通したトラブルなど、多くの課題を抱えています。

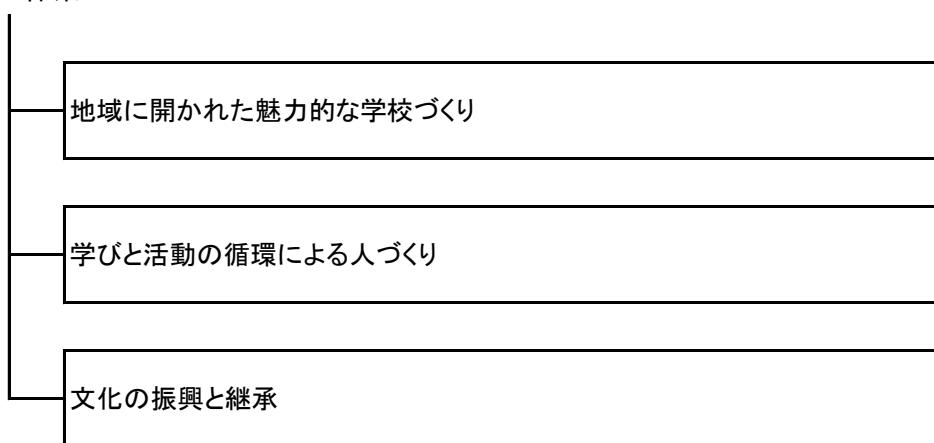
これから予測困難な時代の中で、子どもたちの健やかな成長は、私たち大人に課せられた重要な使命です。社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力を伸ばすなど、主体的に社会の課題を解決する力を含め、自分の人生を描き、どう切り拓いていくかという、生き抜く力の育成が一層重要となります。

そこで、学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、子どもたち一人ひとりの可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう、教育環境を整えます。

また、子どもから大人まで、全ての市民が生涯を通じて生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を気軽に楽しむ機会や新たな知識や技術などを身に付けることができる多様な学習機会の充実に取り組みます。

加えて、熊本城をはじめとする史跡、天然記念物など、本市の貴重な文化財の適切な保存・調査研究・整備・活用に取り組むとともに、歴史や自然の学習などに活用します。

政策の体系



第1節 地域に開かれた魅力的な学校づくり

現状と課題

国際化の進展やAIなどの技術革新による超スマート社会（Society5.0）の到来など、本市の子どもたちを取り巻く環境は変化を続けています。また、不登校や特別な支援が必要な子どもたちの増加や安全確保などの様々な教育課題があります。

このように社会が変化している中では、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え方行動できる人づくりを進める必要があります。

また、不登校児童生徒への多様な学習環境の充実や個々の状況に応じた支援に加え、特別な支援が必要な子どもへのインクルーシブ教育の推進など、子ども一人ひとりを大切にする教育を進めていく必要があります。さらに、学校・家庭・地域社会の連携や教員の働き方改革を推進しながら、安全で安心して学ぶことのできる良好な教育環境の充実に努める必要があります。

基本方針

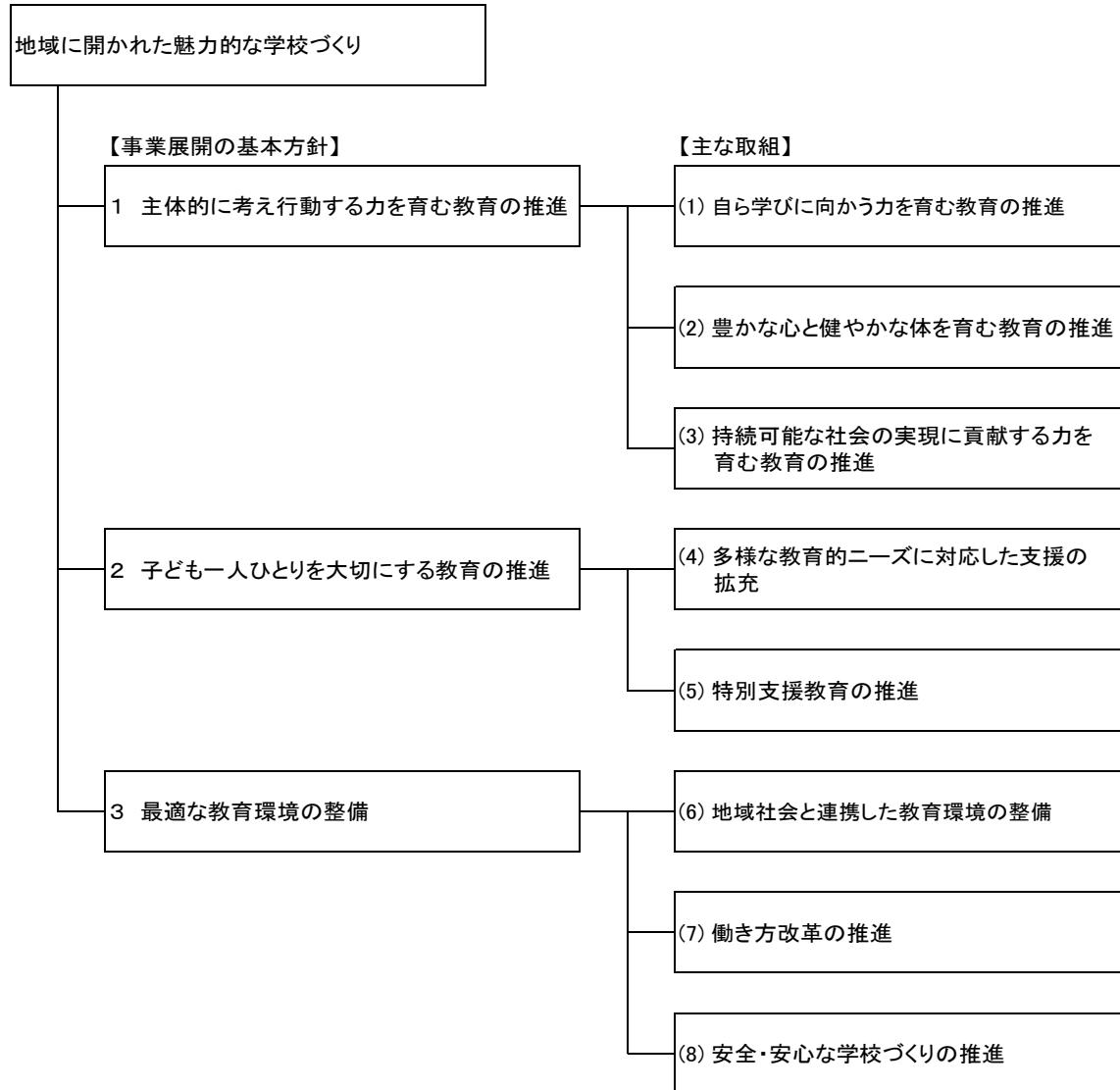
- 1 主体的に考え方行動する力を育む教育の推進
- 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 3 最適な教育環境の整備

検証指標

	単位	検証値		
		H27	R1	R5
全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	ポイント	▲0.6	0.2
	中学3年生	ポイント	1.2	1.6

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 自ら学びに向かう力を育む教育の推進】

ア 学校教育全体を通じて子どもの意欲・関心を高めるとともに、主体的に社会の課題を解決することのできる人づくりを推進します。

イ ICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行い、学力の向上を図ります。

ウ それぞれの中学校区に応じた小中一貫教育や幼小中の連携を推進することにより、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。

エ 校内研修や派遣研修などを実施するとともに、教員などの資質向上に関する指標を目指した教職員の育成を強化し、教職員の指導力の向上を図ります。

【(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進】

- ア 感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育を充実させます。
- イ 人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに、他の人を大切にする教育を充実させます。
- ウ 生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、子どもの基本的な生活習慣を育成するとともに、食育を推進します。
- エ 運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながるような取組を進め、子どもたちの体力の向上を図ります。
- オ 産婦人科医などの専門家による講演を学校で実施し、いのちを守る教育を充実させます。

【(3) 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進】

- ア 各学校の活動を持続可能な開発のための教育（E S D）の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進します。
- イ 社会的・職業的自立に向けた力などを育むために、キャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習を充実させます。
- ウ 必由館高校、千原台高校、総合ビジネス専門学校について、独自性と専門性を高め、質の高い教育を実現するよう、抜本的な改革を行います。

【(4) 多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充】

- ア いじめや不登校などの教育に関する相談に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携を図りながら、課題解決に取り組みます。
- イ 未来を担う人材の育成のため、返還不要の市独自の奨学金制度を設けます。

【(5) 特別支援教育の推進】

- ア 特別な教育的支援を要する子どもたちに適切な支援を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などを通して、支援体制の充実を図ります。
- イ 本市における特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援学校の拠点的機能を充実させます。

【(6) 地域社会と連携した教育環境の整備】

- ア 子どもたちが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう、学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化を進めます。
- イ 地域の実態に応じたより良い学校運営ができるよう、学校支援ボランティア制度などの活用を通して、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。

ウ 家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。

【(7) 働き方改革の推進】

ア 教員の働き方改革と学校を取り巻く様々な課題解決に取り組み、質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、教員が子どもと向き合う時間を拡充します。

イ 学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進します。

【(8) 安全・安心な学校づくりの推進】

ア 校舎などの老朽化対策、施設・設備の改善を図ることにより、安全で良好な学習環境を整備します。

イ 学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、地域社会や関係機関と連携して、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、防災教育などの安全教育を充実させます。

ウ 児童・生徒が安心して学校生活が送れるよう、体罰や暴言などの不適切な指導の防止を徹底します。

第2節 学びと活動の循環による人づくり

現状と課題

変化し続ける社会の中で、人生100年時代を心豊かに生きがいを持って暮らしていくためには、一人ひとりの意思によって、自分に適した手段・方法を選択し、生涯にわたって学び続けることが重要となっています。そのためには、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、拠点となる社会教育施設の効果的な活用の重要性は高まっています。

また、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育を行う困難さが指摘されています。

生涯にわたって学び続けるにあたっては、個々の学習歴を継続的な学びにつなげ、その成果を仕事や普段の生活、地域での活動などにいかすことのできる仕組みづくりが必要となります。

そこで、市民の学習ニーズに常に応えるよう生涯学習関連施設の柔軟性や拡張性の機能を強化するとともに、大学などと連携を深めることにより、学習者の求めに応じ、いつでも・どこでも・何度でも学べるような学習機会を提供します。さらに、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、地域社会などと連携し、親子の育ちを支援します。

また、市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を進める必要があります。

基本方針

- 1 多彩な学習機会の提供と創造
- 2 スポーツの振興

検証指標

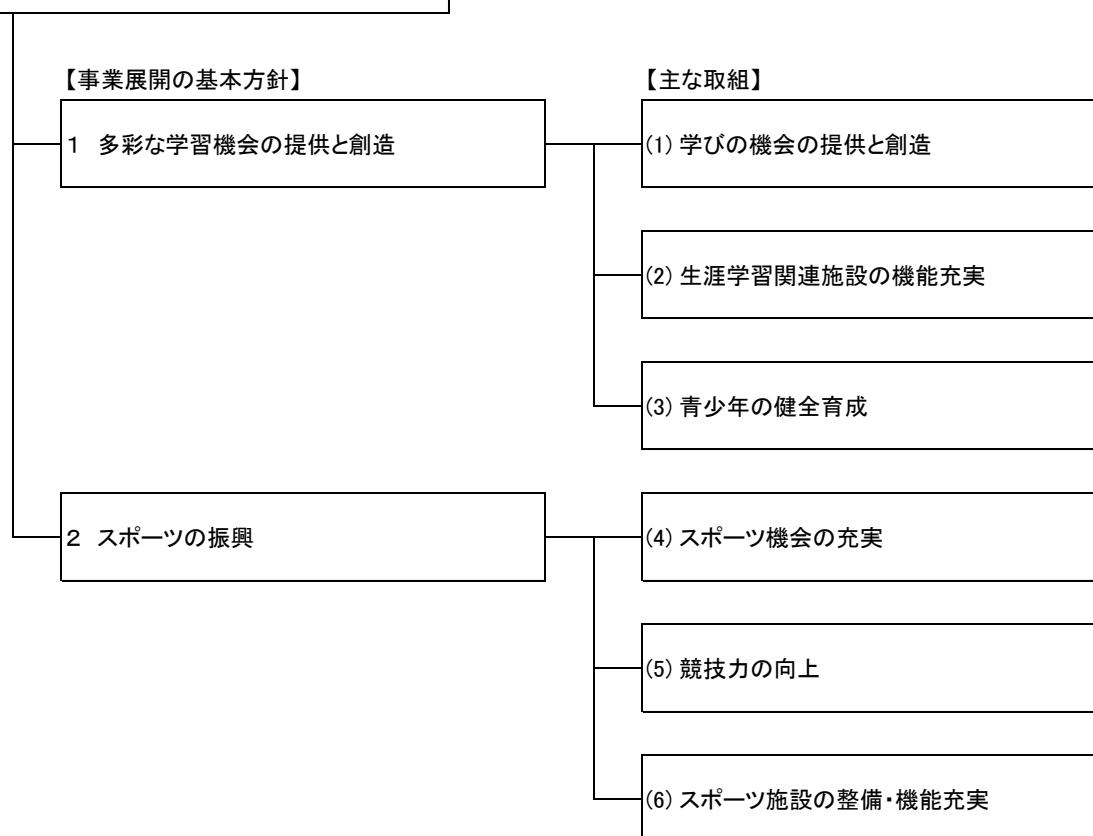
単位	基準値	検証値	
		H27	R1
過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40
週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58

※ 生涯学習とは人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、公民館における講座などの社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおける様々な学習活動のこと

施策の体系

【施策の目標】

学びと活動の循環による人づくり



事業概要

【(1) 学びの機会の提供と創造】

ア 熊本の歴史や風土など、地域の特性をいかした講座や、生涯学習関連施設の機能を
いかした、様々な世代の学び直しを支援するセミナーなど、多彩で体系的な学習機会
を提供します。

イ I C T を活用した学習機会の提供を進め、生涯学習関連施設に出向くことが難しい
人でも学習できるよう、学習環境を整備します。

ウ 市民による市民のための学習活動を支援する仕組みづくりに向け、大学や民間教育
事業者をはじめとする、多様な教育の担い手との連携強化に努めます。

【(2) 生涯学習関連施設の機能充実】

ア 公設公民館の役割を整理し、機能を充実させることにより、住民が積極的に活用で
きる施設とします。

イ 図書資料の充実・サービスの向上などに取り組み、読書しやすい環境の整備を進めます。また、読書活動啓発の取組を進め、読書活動の振興を推進します。

ウ 博物館の運営や活動の充実と向上を図り、社会教育施設としての機能を高めます。

また、特別展・企画展の開催や、学校教育、関連施設との連携により魅力ある博物館をつくります。

【(3) 青少年の健全育成】

ア 地域住民やNPOなどとの連携・協力により、中学生の地域交流や冒険遊び場（プレイパーク）の開催など、青少年の体験・交流活動の充実を図ります。

イ 「家庭教育地域リーダー」などの人材の育成と活躍できる場の提供に取り組むとともに、関係機関・団体などとの連携により、家庭教育プログラムの充実を図ります。

ウ 児童が放課後などを安全・安心に過ごすため、放課後児童クラブの充実を図るとともに、子どもの実情に応じた学習拠点のあり方を検討します。

【(4) スポーツ機会の充実】

ア 多様なスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。

イ 市民が気軽に参加できる市民参加型スポーツイベントの充実を図ります。

【(5) 競技力の向上】

ア 競技団体などの指導者養成を支援するとともに、スポーツリーダー（指導者）の派遣により、スポーツ愛好者から競技者まで個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。

イ 市民が一流のアスリートとふれあう機会を創出するとともに、指定管理施設におけるスポーツ教室の実施などにより競技力の向上を図ります。

【(6) スポーツ施設の整備・機能充実】

ア 多様化する市民ニーズに対応するために、既存スポーツ施設の機能改善を図ります。

イ 公共施設予約システムの有効活用により、市民の利便性向上を図ります。

第3節 文化的振興と継承

現状と課題

本市は、一人ひとりが心の豊かさを実感できる潤いのある暮らしの実現を目指し、文化振興に関する様々な取組を進めてきました。

また、本市には、特別史跡熊本城跡や史跡池辺寺跡など多くの歴史的文化遺産があり、それらの調査研究を進めるとともに、計画的な保存・整備・活用に努めてきました。

そのような中、熊本地震により、熊本城をはじめ多くの文化財が甚大な被害を受けました。

しかし、これらの復旧過程もまた、熊本城などの調査研究が大きく進展する機会と捉え、崩壊した石垣や出土物などの調査研究を進め、研究成果や復旧の記録などを広く公開・発信していきます。

文化財については、調査研究、適正な保存・整備・活用に取り組むとともに、関係機関との連携を図り、本市の歴史的文化遺産を広くいかしていきます。

文化芸術の継承・発信については、行政はもとより民間の自由な発想をいかすとともに、市民自らが取り組んでいくことが必要となります。今後は、有形無形の文化財などの活用や文化芸術活動の支援を充実させることで、文化をいかしたまちづくりを推進していきます。

基本方針

- 1 文化的振興
- 2 文化財の適正な調査研究・保存・整備・活用

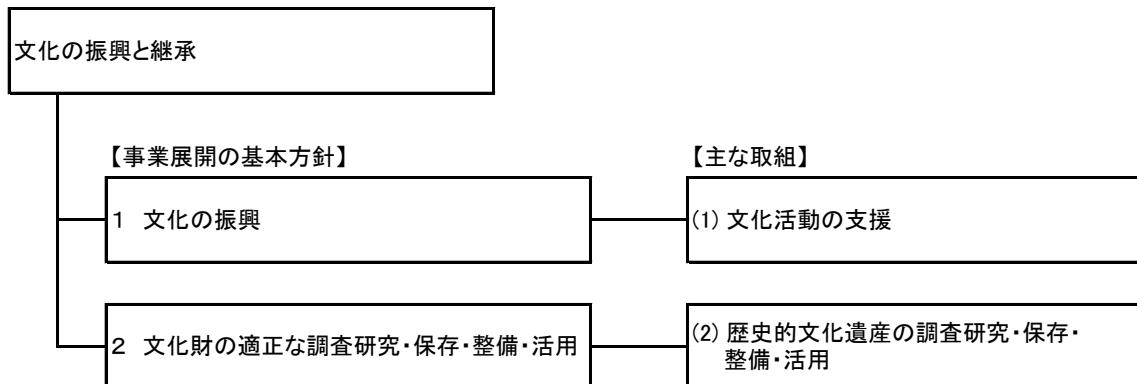
検証指標

	単位	基準値			検証値		
		H27	R1	R5			
文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50			

※ コンサートや演劇・舞踊などの鑑賞、茶道・華道・舞踊などの習い事、公民館講座などへの参加、熊本城などの名所旧跡や美術館・図書館などを訪れる、又は、文化芸術活動の指導を行っているなど

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 文化活動の支援】

- ア 伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手の育成に取り組みます。
- イ 地域の公民館や学校などで、邦楽や伝統工芸などの出張公演を行うことで、文化芸術に接する機会の少ない人たちに鑑賞機会を提供します。
- ウ 市民会館や現代美術館などの文化施設及び熊本城ホールにおいて、魅力あるコンサートや企画展、講演会などを開催し、文化芸術の発信基地と位置づけた管理運営を行います。
- エ 地域の文化団体などとの連携により新たな文化芸術を創造し、これをいかしたまちづくりに取り組みます。

【(2) 歴史的文化遺産の調査研究・保存・整備・活用】

- ア 市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。
- イ 貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。
- ウ 熊本城においては、「熊本城復旧基本計画」に基づき、効率的・計画的な復旧を着実に進めるとともに、熊本城跡を総合的に調査研究し、その調査研究成果について広く情報発信を行います。
- エ 特別史跡となった千葉城地区（J T跡地、N H K跡地）について、「熊本城千葉城地区（J T跡地、N H K跡地）保存活用基本構想」を踏まえ、土地の取得、保存・整備・活用に取り組みます。

第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応



私たちの豊かで利便性の高い暮らしは、経済活動の発展や科学の進歩の恩恵であるとともに、その生活基盤である自然環境や都市環境を良好に保全することによって支えられています。

しかし、都市化の進行により、清らかな地下水や豊かな緑といった誇るべき自然環境が損なわれつつあり、また、我々の生活において必然的に発生する廃棄物に含まれる資源の一部は、依然として有効に活用することなく処分しています。

地球環境においても、温暖化の進行、生物多様性の損失などの問題が年々顕著化、深刻化しており、近年、プラスチックによる海洋汚染で問題視されているマイクロプラスチックなどの新たな課題も発生しています。

また、地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」により、「脱炭素社会」が世界的な潮流となる中、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動による政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

このような中、市民の環境に対する意識は徐々に向上しているものの、日々の生活において環境に配慮した実践活動につなげていくためには、市民や事業者、関係団体などとの協働が不可欠です。

特に、平成27年（2015年）9月に国際連合が採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成に向けて、市民をはじめ多様な関係者と力を合わせなければなりません。

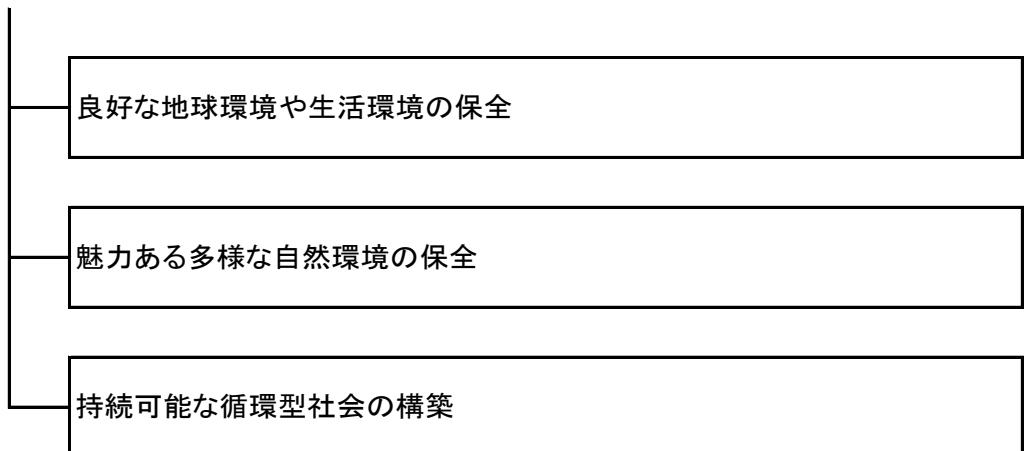
また、清らかな地下水や緑豊かな自然環境は、一旦損なわれるとその回復には長い年月が必要となるため、保全に向けた効果的な対策が急務となっています。

そこで、市民が将来にわたって、本市の良好な環境を享受できるよう、地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全、自然環境の保全や緑化の推進に資する施策を展開するとともに、良好な生活環境を維持・形成するため、ごみ減量・リサイクルの推進、ごみの適正処理、大気汚染の防止などに資する施策を展開します。

また、地球環境問題への対応や、生物多様性の保全に向けても、身近な問題と捉え実践行動につながるよう、市民への啓発を進めます。

加えて、環境負荷低減への取組が同時に、経済の好循環につながるような取組を進め、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、相互に補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造による持続可能な社会の実現を目指します。

政策の体系



第1節 良好的な地球環境や生活環境の保全

現状と課題

近年、異常気象現象が頻発しており、市民の地球温暖化に対する関心が高まっています。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及による火力発電の割合の低下などに伴い、温室効果ガスの排出量は順調に減少しているものの、今後、脱炭素を見据え大幅な削減を進めるためには、市民一人ひとりの省エネ活動の更なる推進や新たなエネルギー施策へ転換する必要があります。

また、国内の大気環境は規制の強化によって改善が進んでいるものの、アジア大陸などからの汚染物質の流入などにより、PM2.5や光化学オキシダントの値は高い状態が続いています。加えて、ばい煙や騒音・振動、さらには、野生動物に起因する生活被害も発生しており、将来にわたり、良好な生活環境を保全していくため、各種要因の状況把握や調査を継続しながら、適切に対応していく必要があります。

基本方針

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 安全・安心な生活環境対策の推進
- 3 環境衛生における調査研究や情報の発信
- 4 環境保全活動を実践できる人材の育成

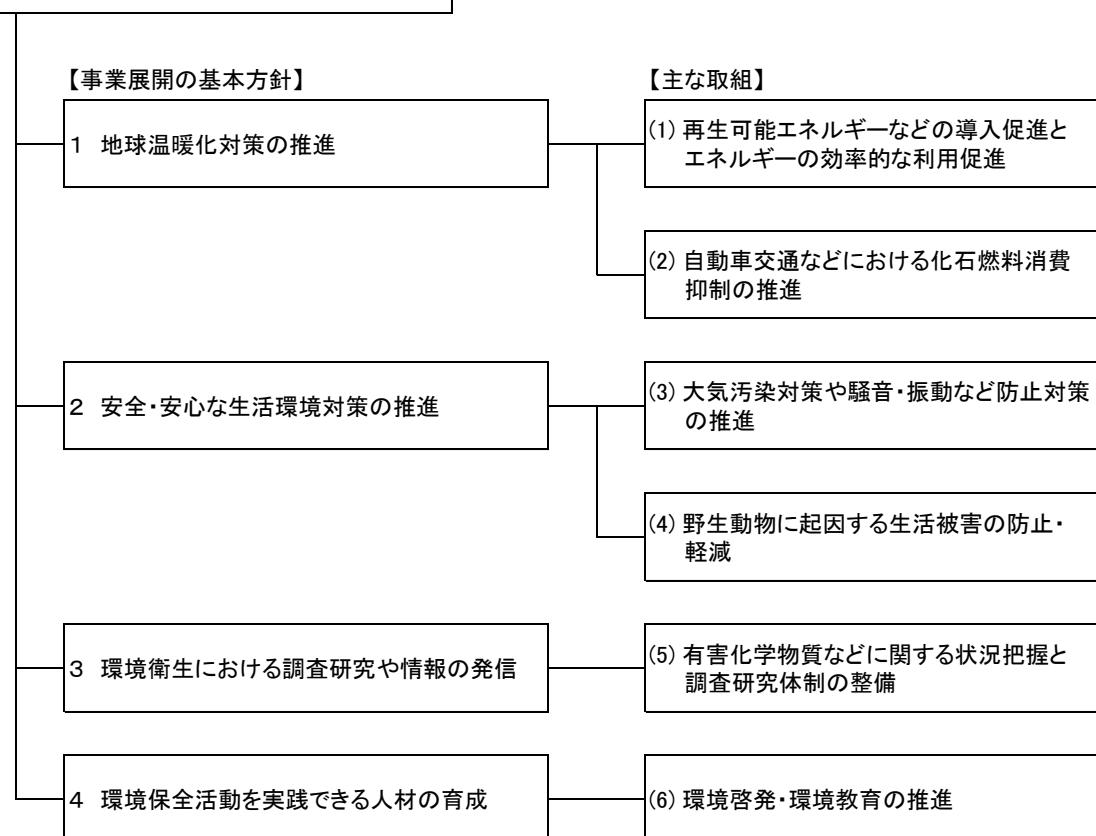
検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
温室効果ガス排出量	千トン	5,481 (H25)	4,263	3,745
事業場公害苦情発生件数(大気・騒音・振動・悪臭)	件	115 (H26)	107	100

施策の体系

【施策の目標】

良好な地球環境や生活環境の保全



事業概要

【(1) 再生可能エネルギーなどの導入促進とエネルギーの効率的な利用促進】

- ア 公共施設における省エネルギー化・創エネルギー化・畜エネルギー化を進めます。
- イ 住宅の高断熱化・高効率設備による省エネルギー及び太陽光発電などによる創エネルギーによって、年間のエネルギー収支をゼロ以下とするZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）などによる住宅・建築物のスマート化を進め、あわせて蓄電池を活用することによるエネルギーの自家消費を進めます。
- ウ 省エネルギー家電の普及により、市民の省エネルギー活動を促進します。
- エ 東部・西部の両環境工場を、自立・分散型の地域エネルギーセンターと位置づけ、災害時にはエネルギー拠点として活用できるよう、施設の整備を進めます。
- オ 民間のノウハウや資金を活用するとともに、熊本連携中枢都市圏の市町村と連携しながら、地球温暖化対策実行計画を策定し、地域循環共生圏を見据えた中長期かつ効率的な地域エネルギー政策を進めます。

【(2) 自動車交通などにおける化石燃料消費抑制の推進】

- ア 温暖化対策だけでなく大気汚染対策にも寄与する電気自動車の普及を図ります。
- イ 電気自動車などを利用しやすい環境の整備を進めます。

【(3) 大気汚染対策や騒音・振動など防止対策の推進】

- ア 大気や有害物質を常時監視することで状況把握に努めるとともに、市民へ迅速に情報をお伝えします。また、国や県と協力しながら、大気汚染物質の研究と発生メカニズムの解明を進めます。
- イ ばい煙や騒音・振動に対する指導などを行います。

【(4) 野生動物に起因する生活被害の防止・軽減】

- ア 住宅地などの生活圏への野生動物の侵入を防止するとともに、出没時の緊急対応体制の整備や地域住民の意識啓発などを推進します。
- イ 市街地におけるカラスやムクドリなどの鳥類をはじめとする野生動物による糞害や騒音の生活被害対策を推進します。

【(5) 有害化学物質などに関する状況把握と調査研究体制の整備】

- ア 環境汚染物質、食品や感染症の正確な検査と最新情報を収集し、汚染の未然防止や拡大防止に努めます。
- イ 環境や保健衛生の様々な問題へ対応できるよう検査体制を整備し、科学的な情報をわかりやすく市民に提供します。
- ウ テロ災害などの有事の際に、原因物質の特定を安全かつ迅速に実施するために、科学捜査研究所などの関係機関との連携を強化します。

【(6) 環境啓発・環境教育の推進】

- ア 国際社会の目標であるSDGsの視点を踏まえ、環境啓発イベントなどを通して、幅広い年代に対し、環境への関心を高め実践行動につながる取組を行うとともに、学校におけるESD（持続可能な開発のための教育）の実施により、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。
- イ 本市の環境に関する施策や情報を区役所と連携しながらホームページやSNSなどでわかりやすく発信し、市民の環境保全に向けた実践行動を促します。
- ウ 小・中学生や親子などを対象とした「体験型」の環境学習会や市民のニーズに応じた出前講座を実施します。

第2節 魅力ある多様な自然環境の保全

現状と課題

本市では、地下水をはじめとする豊かな自然が市民の暮らしに恵みをもたらしていますが、都市化の進展により地下水かん養域の減少や硝酸性窒素による水質の悪化などが進行しています。また、放置竹林の拡大、外来種の侵入などにより本来の豊かな自然環境が失われつつあります。

地下水汚染の喫緊の課題である硝酸性窒素削減対策などによる地下水質の保全や地下水かん養事業などによる地下水量の保全は、広域的な取組が必要であることから、近隣自治体をはじめ関係機関などと連携し、市域を越えた対策を推進していくなければなりません。

また、豊かな自然を後世に引き継ぐために、生物多様性について地域の資源としての適切な保全と活用の取組を社会全体で進めていくとともに、市民の緑化意識の高揚を図り、市民や地域などとの協働による緑化を推進していく必要があります。

加えて、森林の持つ多面的機能（山地災害防止、保健レクリエーションなど）を発揮するため、健全な森づくりを推進していく必要があります。

基本方針

- 1 恵まれた水資源の保全
- 2 生物多様性の保全と持続可能な利用
- 3 健全な森づくりの推進

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
地下水位が横ばい又は上昇した井戸(対象観測井33本)の本数(暦年)	本	28 (H26)	上昇	上昇
硝酸性窒素濃度の傾向が横ばい又は低減した井戸(指標井戸20本)の本数	本	6 (H26)	上昇	上昇
生物多様性という言葉の意味を知っている人の割合	%	13.8 (H26)	25	30
街なかに緑が多いと感じる人の割合	%	69.6 (H26)	75	80

施策の体系

【施策の目標】

魅力ある多様な自然環境の保全

【事業展開の基本方針】

1 恵まれた水資源の保全

【主な取組】

(1) 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全

(2) 広域連携や協働による地下水の保全

(3) くまもと水ブランドの発信

2 生物多様性の保全と持続可能な利用

(4) 生物多様性の普及啓発と情報発信

(5) 多様な生物の生息・生育環境の保全

(6) 協働による緑の創出と保全・活用

3 健全な森づくりの推進

(7) 適正な森林管理の推進

(8) 森林環境教育や市民による森づくり

事業概要

【(1) 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全】

ア 地下水の硝酸性窒素削減対策や、地下水浄化対策などの水質保全を推進します。特に硝酸性窒素削減対策のひとつとして整備した東部堆肥センターを適切に管理運営し、地下水への硝酸性窒素負荷量を低減します。

イ 土壤汚染に起因する地下水汚染を防ぐために、新たな土壤汚染を未然に防止する取組や既に汚染が確認されている土地における汚染土壤の適正な管理や浄化対策を推進します。

- ウ 地下水量を保全するため、水源かん養域において森林づくりや転作田を活用した地下水かん養事業を推進します。
- エ 節水型社会を構築するため、年間を通して、節水の必要性を強く訴えかけ実践行動につながるような節水市民運動を展開し、市民の節水意識の更なる向上を図ります。
- オ 公共用水域の水質検査による水質の監視や、水質事故が発生した場合は被害の拡大防止を行います。

【(2) 広域連携や協働による地下水の保全】

- ア 地域循環共生圏の実現に向けた取組の一環として、(公財)くまもと地下水財團をはじめ地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。

【(3) くまもと水ブランドの発信】

- ア 清らかな地下水が織りなす自然環境や農業、観光などの多様な魅力にストーリー性を持たせ、総合的な「くまもと水ブランド」として発信します。
- イ 国際的に評価された地下水保全の取組を含めた「地下水都市・熊本」の魅力を、国や関連団体、国際機関と連携し、令和2年（2020年）に開催する第4回アジア・太平洋水サミットをはじめとした国際会議などを通じて情報発信していくことで、国内外の水に関する諸問題の解決に貢献します。
- ウ くまもと「水」検定制度やくまもと水守制度の推進を通して、水保全の取組や「くまもと水ブランド」の情報発信を担う人材を育成します。
- エ 既存の親水施設などの活用により「地下水都市・熊本」を印象づける空間を維持します。

【(4) 生物多様性の普及啓発と情報発信】

- ア 生物多様性に関する情報収集や共有のためのネットワーク体制に基づき、関係団体・機関と連携した生物多様性に関する教育や自然体験活動などを通した普及啓発を推進します。
- イ 多様な主体と連携するための仕組みを構築し、地域資源としての生物多様性の適切な活用を推進します。

【(5) 多様な生物の生息・生育環境の保全】

- ア 環境保護地区・保存樹木を指定し、管理状況を把握し、適切な維持管理を促進します。
- イ 近隣自治体をはじめ関係機関と連携し、外来種駆除に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施します。

【(6) 協働による緑の創出と保全・活用】

- ア 生態系ネットワークの形成に資する緑化などを推進します。
- イ 全国都市緑化フェアを契機として、市街地における壁面緑化など、市民の関心を高める緑化を推進します。
- ウ 地域住民・事業者・行政が一体となって、持続可能な緑の保全や適切な活用を推進します。

【(7) 適正な森林管理の推進】

- ア 「森林経営計画」などにより小規模森林の集約化（施業効率化）を図り、持続的な森林管理を推進します。
- イ 市の所有・管理する森林の整備・保全を推進します。

【(8) 森林環境教育や市民による森づくり】

- ア 全国都市緑化フェアの開催などに向けて、森林環境教育・木育などの推進や各種イベントとの連携などに取り組みます。
- イ 市民との協働により放置竹林の整備や里山の地域資源としての活用を推進します。

第3節 持続可能な循環型社会の構築

現状と課題

地球温暖化の進行や天然資源の枯渇が危惧される中、ごみを可能な限り減らすとともに、再使用できるものは再使用する「循環型社会」の実現が世界共通の課題となっています。

また、海洋へのプラスチックごみの流出は地球規模での汚染が懸念されており、さらには、江津湖の底にマイクロプラスチックが蓄積していることが指摘されるなど、海洋以外の水域にもプラスチックの汚染が広がっています。

そのような中、本市のごみ処理量は、家庭ごみの有料化や効果的な啓発などによってピーク時から約3割減少しましたが、ここ数年は横ばい傾向にあります。

今後とも、持続可能な循環型社会の実現に向け、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）推進への取組を通じたごみの減量を図るとともに、排出されたごみについては、効率的なエネルギー回収を行いつつ適正処理を推進し、最終処分量の減少を図る必要があります。

基本方針

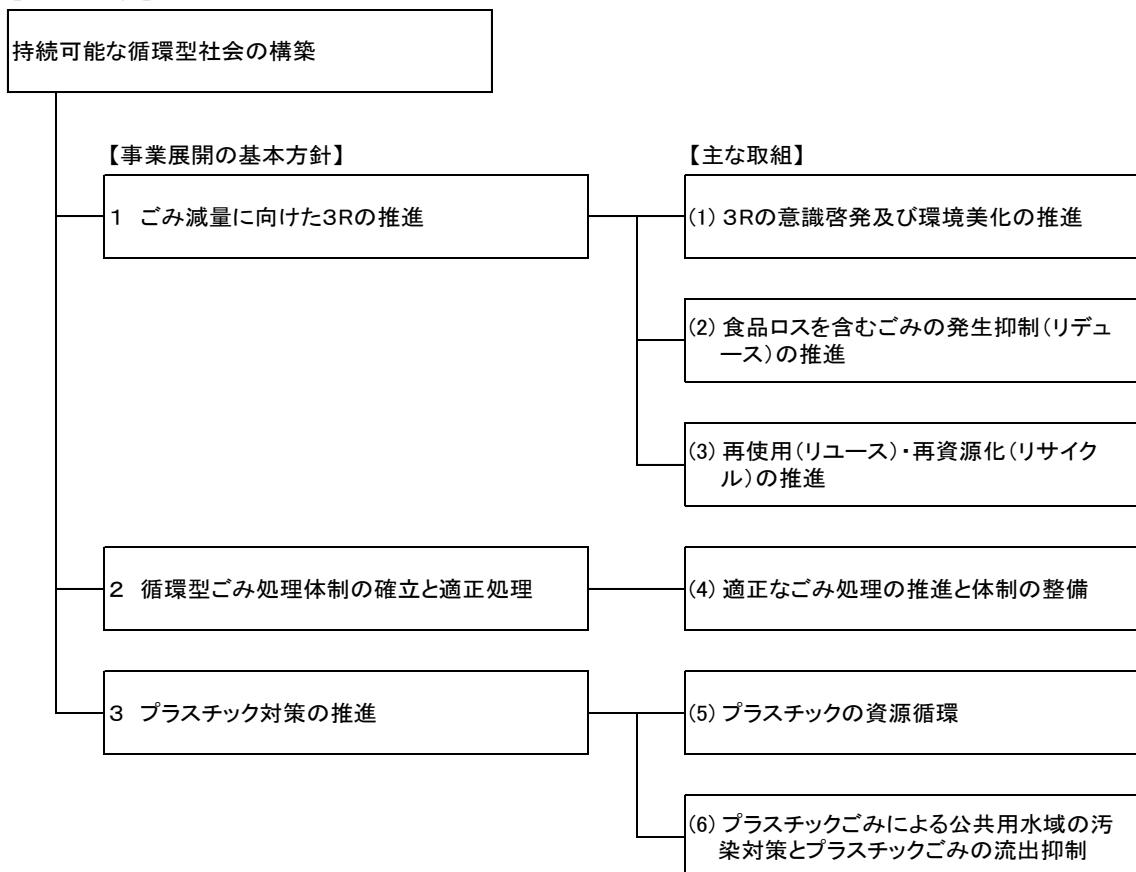
- 1 ごみ減量に向けた3Rの推進
- 2 循環型ごみ処理体制の確立と適正処理
- 3 プラスチック対策の推進

検証指標

	単位	基準値			検証値		
		H27	R1	R5			
市民1人1日当たりのごみ排出量	g／人・日	924 (H26)	888	881 以下			

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 3Rの意識啓発及び環境美化の推進】

ア 3R（リデュース・リユース・リサイクル）や環境美化を推進するため、市民及び事業者に対する啓発や学校などへの環境教育を充実するとともに、市民、事業者、地域団体及びNPOなどの環境美化活動を支援します。

【(2) 食品ロスを含むごみの発生抑制（リデュース）の推進】

ア 家庭ごみについては、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入するグリーン購入の推進、生ごみを減らす料理レシピの配付及び実践講座などを実施します。

イ 事業ごみについては、ごみ減量・リサイクル責任者の設置を促進するとともに、減量化に向けた指導を行います。

ウ 食品ロス対策として、市民・事業者への普及啓発、フードバンク活動（食品関連事業者などが提供する未利用食品などを活用した、貧困などにより必要な食べ物を十分に入手することができない方々への支援活動）への支援など、食品ロス削減推進法に基づく取組を行います。

【(3) 再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進】

- ア リターナブル容器の使用促進活動を支援するなど、リユースを促進します。
- イ ごみ出しルールの周知徹底などによる分別の強化を図るとともに、集団回収の活性化によりリサイクルを推進します。
- ウ 資源物の持ち去り行為の撲滅に向け、条例による対策強化を進め、巡回パトロールの強化などの「持ち去り行為者への対策強化」、持ち去り物買取拒否宣言店制度などの「持ち去り物の売却を防ぐ環境づくり」、持ち去り禁止意思表示テープ配付などの「持ち去りを防ぐ環境づくり」に努めます。

【(4) 適正なごみ処理の推進と体制の整備】

- ア 産業廃棄物処理施設における排水・排ガスなどを監視し、適正処理を推進します。
- イ 排出事業者・処理業者に対して適正処理のための情報を提供し、必要な指導や監督を行います。
- ウ 不法投棄対策として、中心市街地では、商店街、不動産業者、ごみ処理業者などの関係者と連携した対策を行うとともに、山間地では、監視パトロールによる不法投棄の早期発見、早期対応を実施し、拡大を未然に防止します。
- エ 適正かつ効率的で持続可能なごみ収集運搬体制を構築するとともに、今後増加が予想されるごみ出し困難者に対する支援の拡充を検討します。
- オ 環境工場の効率的な運営や計画的改修により適正処理を継続し、資源や電気・熱エネルギーの効率的な回収とごみの最終処分量の削減に努めるとともに、災害時でも処理を継続できるよう、施設の強靱化を図ります。
- カ 最終処分場での適正処理・処分を継続するとともに、搬入ごみの分別指導の徹底などによりごみの減量を図ります。
- キ 災害時における廃棄物の収集運搬や処分について、平常時から廃棄物処理業者などの協定締結先と定期的に協定内容の確認・見直しを行い、災害時の混乱を最小限に抑えます。
- ク 近隣自治体と連携して地域循環共生圏の構築を目指し、ごみ処理の広域化を検討します。

【(5) プラスチックの資源循環】

- ア ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの発生抑制（リデュース）に向け、市民のライフスタイルの変革につながる取組の促進を図ります。
- イ プラスチック再生材やバイオプラスチックなどのプラスチック代替素材の機能性などの動向を把握しつつ、化石燃料由来プラスチックからの転換を図ります。

【(6) プラスチックごみによる公共用水域の汚染対策とプラスチックごみの流出抑制】

- ア マイクロプラスチック問題に関する正確な情報の収集に努めるとともに、国や研究機関などの動向にも注視しつつ、江津湖などの公共用水域における自然環境への影響について調査し、その対策を検討します。
- イ 自然環境へのプラスチックの流出抑制に向けて、市民のプラスチック問題に関する意識啓発やポイ捨て・不法投棄対策に取り組むとともに、美化・清掃活動の更なる推進を図ります。

第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信



経済のグローバル化に伴う競争環境の激化やAI、IoTを使ったロボットや自動運転などの技術革新に加え、人口減少・少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少など、社会経済情勢は大きく変化しています。

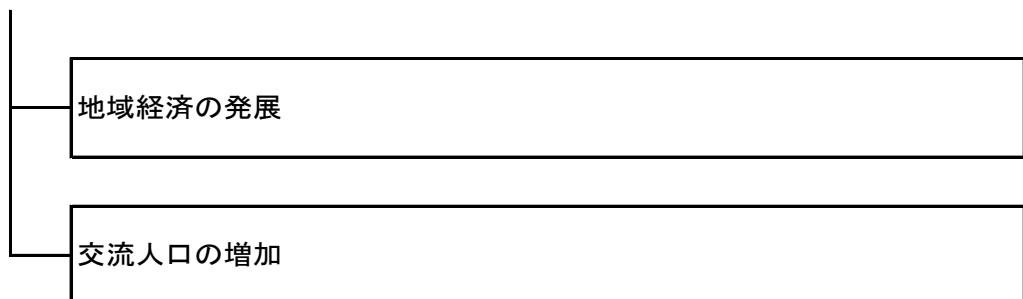
本市においては、復興需要の収束に伴う経済活動の縮小が懸念される中、地域経済を持続的に発展させていくためには、地場企業はもとより、今後成長が見込まれる産業分野の振興や、創業支援や企業誘致などによる雇用の場と人材を確保する必要があります。

また、観光業については、近年、宿泊者数が順調な伸びを示している中、桜町地区市街地再開発事業の完成や、熊本城特別公開の開始により、今後さらに増加していくことが予想されます。特に、令和元年（2019年）の国際スポーツ大会には、多くの外国人観光客が本市を訪れましたが、これを一過性のものに終わらせることのないよう、継続的な魅力の発信と、多様化する観光ニーズに対応した受入態勢の整備を行っていく必要があります。

そこで、地域経済の発展に向け、中小・小規模企業の経営基盤の強化や円滑な事業承継への支援をはじめ、医工連携などの新たな活力を生み出す産業分野の振興や企業誘致に取り組みます。加えて、潜在的な起業希望者の発掘と起業に向けた支援や、人材確保策を強化するとともに、子育て世代、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境整備を推進することで、雇用の創出と市民所得の向上を図ります。

また、交流人口の増加に向け、熊本城をはじめとする観光資源の復旧と魅力の向上を図るとともに、多様化・個性化する観光客の興味・関心を詳細に分析し、そのニーズを踏まえた受入環境の充実を図ることで、観光客の満足度向上や滞在時間の延長に繋げていきます。

政策の体系



第1節 地域経済の発展

現状と課題

熊本地震後の復興需要の収束に伴う経済活動の縮小が懸念される中、雇用情勢については、若い世代を中心とした大都市圏への人口流出や雇用のミスマッチなどにより、業種によっては依然深刻な人手不足が続いている。また、桜町地区、JR熊本駅周辺の再開発による新たな複合商業施設の開業など、人の流れや消費活動の大きな変化などが見込まれており、これらの経済活動の動向を調査・分析したうえで、地域経済の更なる発展に向けた、より実効性のある取組の推進が求められています。

そのため、若い世代や外国人留学生などの地元への定着と、U I Jターンなどの人材還流による人材確保策の強化はもとより、創業や起業支援、事業承継の推進、中小・小規模事業者の販路拡大、医療・介護・健康サービス分野の医工連携の推進など、地場企業の育成・振興に加え、新たな産業の創出にも取り組んでいく必要があります。

さらに、今後も企業誘致を積極的に推進するとともに、民間と連携した産業用地の確保に向けた検討を進めます。

基本方針

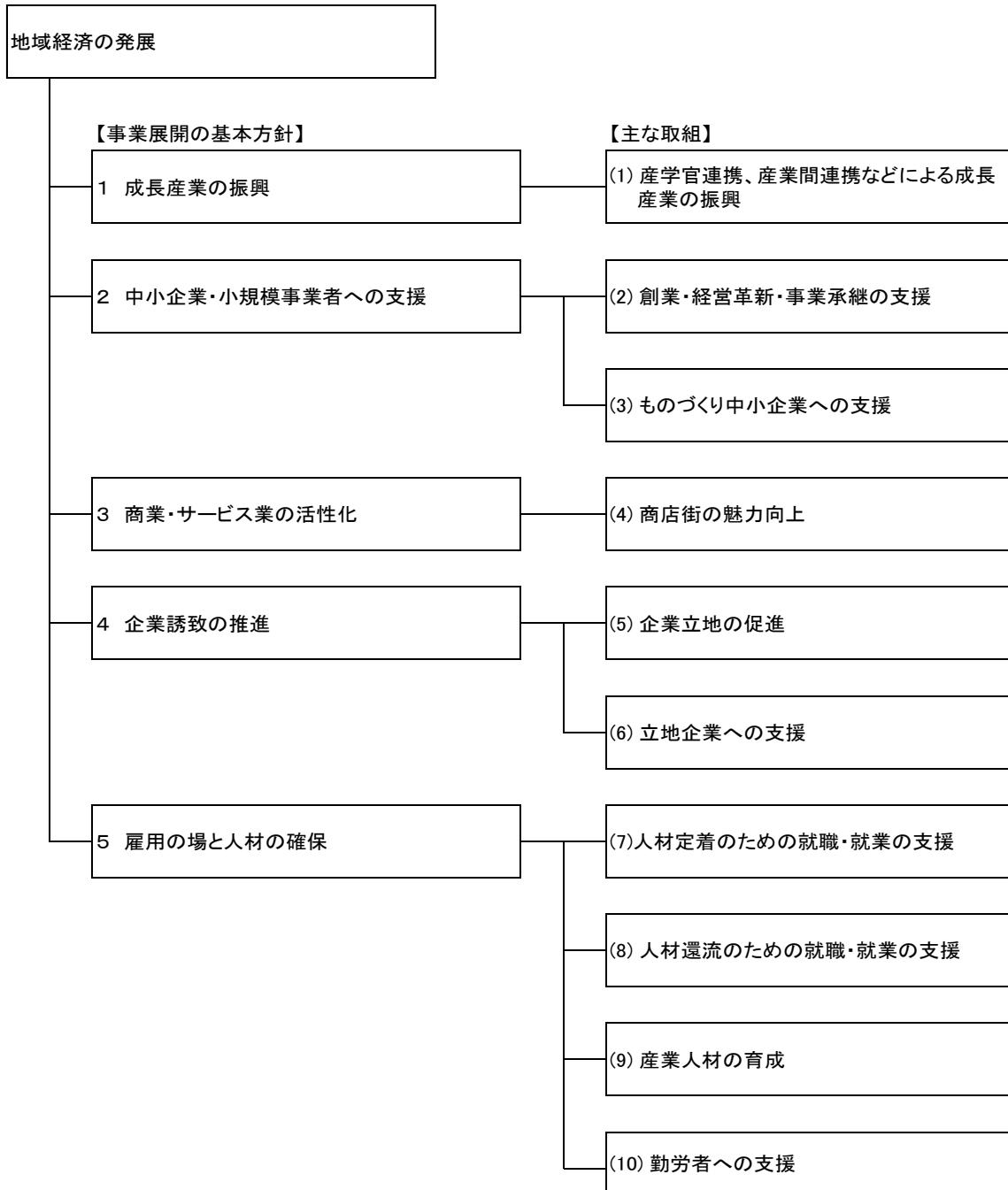
- 1 成長産業の振興
- 2 中小企業・小規模事業者への支援
- 3 商業・サービス業の活性化
- 4 企業誘致の推進
- 5 雇用の場と人材の確保

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
市内総生産額	十億円	2,325 (H24)	2,541	2,692

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興】

ア 食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブの各産業で、産学官連携などによる企業の技術革新、新分野進出などを促進します。

【(2) 創業・経営革新・事業承継の支援】

ア 創業者の増加・経営安定に向けた支援やベンチャー企業の成長・発展に向けた支援のほか、事業承継支援などの強化に取り組むとともに、くまもと森都心プラザ内ビジネス支援センターの機能向上を図ります。また、商工会議所・商工会をはじめとした関係機関との連携を図ります。

【(3) ものづくり中小企業への支援】

ア インキュベータ施設を活用した創業支援や介護ロボットの開発など新製品・新技術の開発支援のほか、見本市への参加促進など、企業の販路開拓を支援します。

【(4) 商店街の魅力向上】

ア 中心商店街のにぎわい創出や、商店街の特性をいかした活性化に向けた取組を促進します。

【(5) 企業立地の促進】

ア 本市の優遇制度や立地環境などをPRし、積極的に企業誘致に取り組みます。
イ 産業用地整備に向けて候補地や事業手法などについて検討を行います。
ウ 首都圏での効果的情報発信を行うため、首都圏の熊本市関係者とのネットワークを強化します。

【(6) 立地企業への支援】

ア 立地企業のフォローアップの一環として、懇話会などを開催し、立地企業間のネットワーク形成を支援します。
イ 立地企業を対象とした合同就職面談会を開催し、立地企業の雇用確保を支援します。

【(7) 人材定着のための就職・就業の支援】

ア 若年者などの人材定着のため、大学生や小中高生が地場の企業や産業を学ぶキャリア育成支援のほか、外国人材をはじめ、多様な人材の活躍を促進するため、求人企業とのマッチングに取り組みます。

【(8) 人材還流のための就職・就業の支援】

ア 熊本市外からの人材還流を図るため、U I Jターンなどの移住就業促進に取り組みます。

【(9) 産業人材の育成】

ア 職業訓練などの実施により産業人材の育成に取り組みます。
イ 新たな技術革新に対応できる人材の育成に取り組みます。

【(10) 勤労者への支援】

- ア 勤労者の福利厚生の充実を図り、安心して働く環境づくりに取り組みます。
- イ 女性や高齢者など多様な人材の活躍促進に向けて、働き方改革を推進し、多様な働き方を選択できる労働環境の整備に取り組みます。

第2節 交流人口の増加

現状と課題

本市への観光客入込数は、熊本地震により一旦減少したものの、翌年以降は国内外ともに回復傾向にあります。

このような中、本市最大の観光資源であり、復興のシンボルでもある熊本城は、令和元年（2019年）10月の特別公開第1弾を皮切りに、特別見学通路の開通や天守閣の完全復旧に伴う内部公開など、段階的に公開が進んでいきます。さらには、JR熊本駅ビルの開業や桜町・花畠周辺地区のシンボルプロムナードの整備など、今後、熊本の観光を取り巻く環境はめまぐるしく変化していくことから、これらの機会を逸することなく、的確に本市の魅力を発信していくことが重要です。

令和元年（2019年）は、国際スポーツ大会の開催に伴い、多くの外国人観光客が本市を訪れました。今後も、この動きを一過性のものに終わらせることのないよう、多様化・個性化する外国人をはじめとする観光客の興味・関心を詳細に分析し、そのニーズを踏まえた受入環境の整備を行うことにより、観光客の満足度向上や滞在時間の延長に繋げていくことが重要です。

さらに、地域の観光資源の魅力の創出・向上に努めるとともに、交流人口の増加による消費額の拡大が地域経済の活性化に大きな役割を果たすことを踏まえ、より消費効果が高いMICEの誘致や滞在型観光の促進に、官民一体となった「オール熊本」で取り組む必要があります。

基本方針

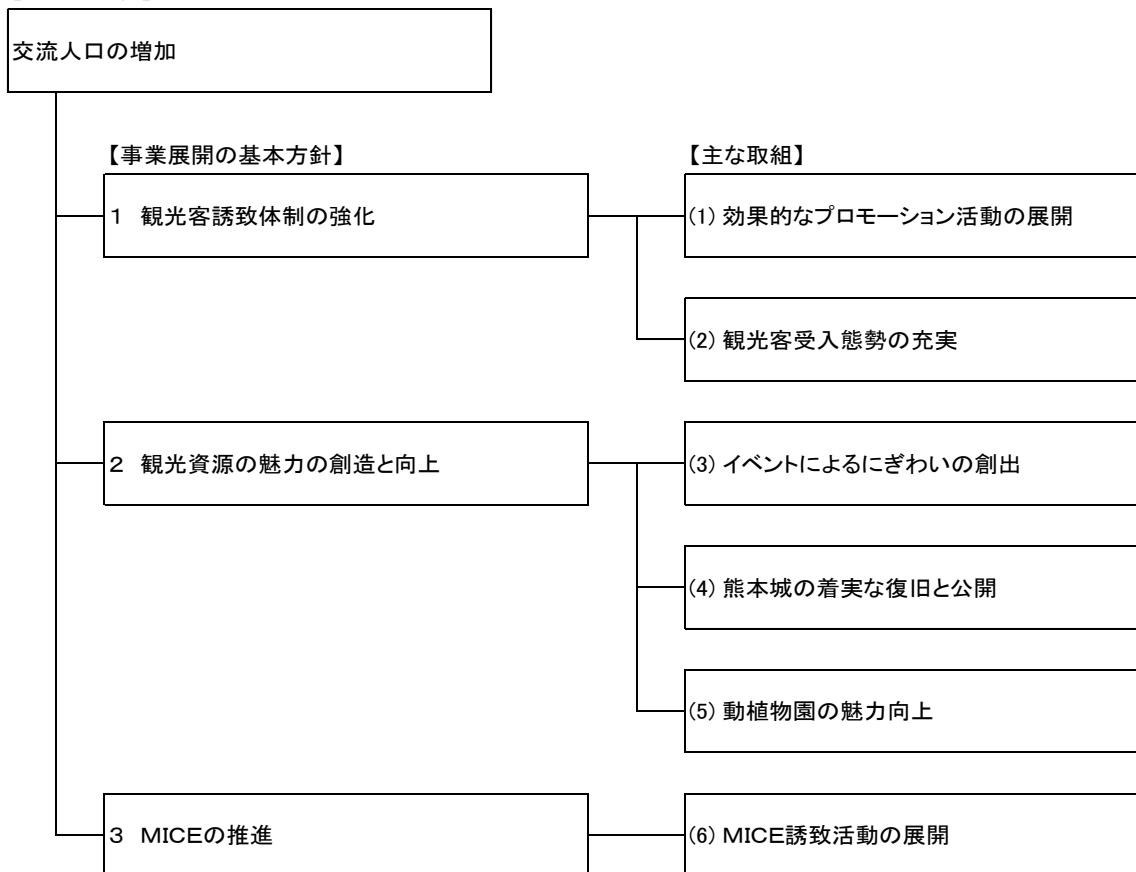
- 1 観光客誘致体制の強化
- 2 観光資源の魅力の創造と向上
- 3 MICEの推進

検証指標

	単位	基準値			検証値		
		H27	R1	R5			
観光消費額(暦年)	億円	673 (H26)	749	852			

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 効果的なプロモーション活動の展開】

ア 本市の強みである歴史・文化や清らかな地下水に恵まれた食の魅力などを結びつけ
一体的なストーリーを構築するなど、多様なニーズに対応した観光資源の磨き上げを
進めるとともに、公式ウェブサイトやSNS、映像コンテンツなどを活用して国内外
への情報の発信を図ります。

イ アジア、欧米、国内など、国・地域ごとに観光客の関心分野を調査・分析するとと
もに、その結果を基に観光マーケティング戦略を策定し、それぞれの特性やニーズに
応じた戦略的な観光施策の展開を図ります。

ウ 県や熊本連携中枢都市圏の市町村、さらには九州内の各都市と連携し、効果的な誘
致活動を行います。

【(2) 観光客受入態勢の充実】

ア 外国人観光客の満足度向上と滞在時間延長による観光消費額の増加に向け、日本文
化や自然を体験するコンテンツを充実させます。

- イ 観光案内所の充実や、多言語対応、トイレの洋式化、キャッシュレス化、無料Wi-Fi環境、交通アクセスの円滑化など、観光客の受入環境の整備に取り組みます。
- ウ 熊本城と水前寺成趣園を「国際観光重点地域」に指定し、わかりやすい多言語表記の導入など、外国人も含めた観光客の利便性向上を図ります。

【(3) イベントによるにぎわいの創出】

- ア 中心市街地や水前寺江津湖一帯の魅力向上のため、花火大会などのイベントの開催を通じたにぎわいの創出を図ります。

【(4) 熊本城の着実な復旧と公開】

- ア 熊本城においては、「熊本城復旧基本計画」に基づき、効率的・計画的な復旧を着実に進めるとともに、復旧過程の戦略的な公開・活用に取り組み、観光資源としての早期再生を図ります。

【(5) 動植物園の魅力向上】

- ア 動植物園においては、「動植物園マスターplan」に基づき、「愛され続ける水辺の動植物園へ」をコンセプトに、隣接する江津湖の特性をいかしながら、来園者に優しく、魅力ある空間づくりに重点的に取り組みます。

【(6) MICE誘致活動の展開】

- ア 「熊本市MICE誘致戦略」に基づき、本市の特性をいかした分野など誘致のターゲットを明確化するとともに、MICE関連事業者間のネットワークを強化し、オール熊本による誘致活動や受入環境を整備します。
- イ 県や関係団体と連携し、国際・全国的なスポーツ大会やキャンプの誘致などに取り組みます。

第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興



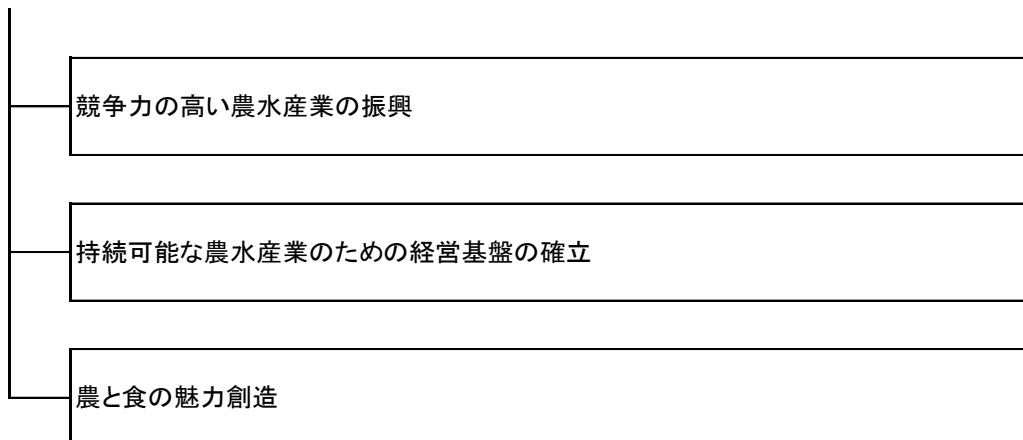
本市では豊かな自然条件をいかした多様な農業と水産業が営まれ、全国屈指の園芸産地を抱えるなど、高い農業産出額を誇っており、生産される良質な農水産物は幅広い関連産業を支えています。また、農水産業は、地下水のかん養や多様な生物の保全、美しい景観の維持など、私たちの生活を豊かにする「多面的機能」と呼ばれる役割も果たしています。

一方、国内の農水産業は農漁業従事者の高齢化、生産コストの上昇などに直面するとともに、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定などにより新たな国際環境下に置かれるところから、それらに対応できる農水産業の体質強化・経営安定の実現が必要となっています。

このような状況の中、農水産業の潜在力を引き出すことで、これまで以上に競争力の高い農水産業を振興するとともに、国土強靭化の視点も踏まえた持続可能な農水産業のための経営基盤の確立を進めていくことが重要です。さらに、農水産物の販路開拓・拡大、生産者と消費者の交流促進、農商工連携の推進などにより農と食の魅力を創造していくことが求められています。

そこで、安全で良質な農水産物を消費者に安定的かつ持続的に提供できるよう、本市の強みである園芸農業などの地域の特性をいかした農水産業を推進するとともに、意欲ある農漁業者の育成や担い手への農地の集積・集約化、生産性の高い生産基盤の着実な整備・保全などを推進します。また、農水産業に関する情報発信の充実や農産物直売所の活用、農水産物などの効果的な販売促進活動などを通じて、熊本の農水産物のブランド化や高付加価値化、国内外における販路開拓・拡大を推進します。

政策の体系



第1節 競争力の高い農水産業の振興

現状と課題

本市は全国屈指の園芸産地であり、全国上位の作付面積を誇るなす、すいか、みかんをはじめ、生産された農産物は全国各地に出荷されています。また、酪農、肉用牛、養豚などの畜産業も盛んであり、県下でも有数の畜産地帯となっているほか、有明海の広大な干潟漁場と沖合漁場において、落札額が日本一になったノリ養殖業を基幹とし、採貝業などの水産業も盛んに営まれています。

しかし、経営面においては、生産経費の高止まり、高齢化などに伴う技術格差の拡大、自然災害や鳥獣被害の発生などに加え、環境への負荷低減に向けた一層の取組が求められています。

このような中、本市の農水産業の競争力を高めるには、消費者・事業者ニーズを踏まえた生産の拡大や低コスト化、出荷の安定化、品質向上、ＩＣＴやＡＩ技術などを活用したスマート農業の実現とともに、自然災害や鳥獣被害への対策の強化などが重要な課題として挙げられます。

基本方針

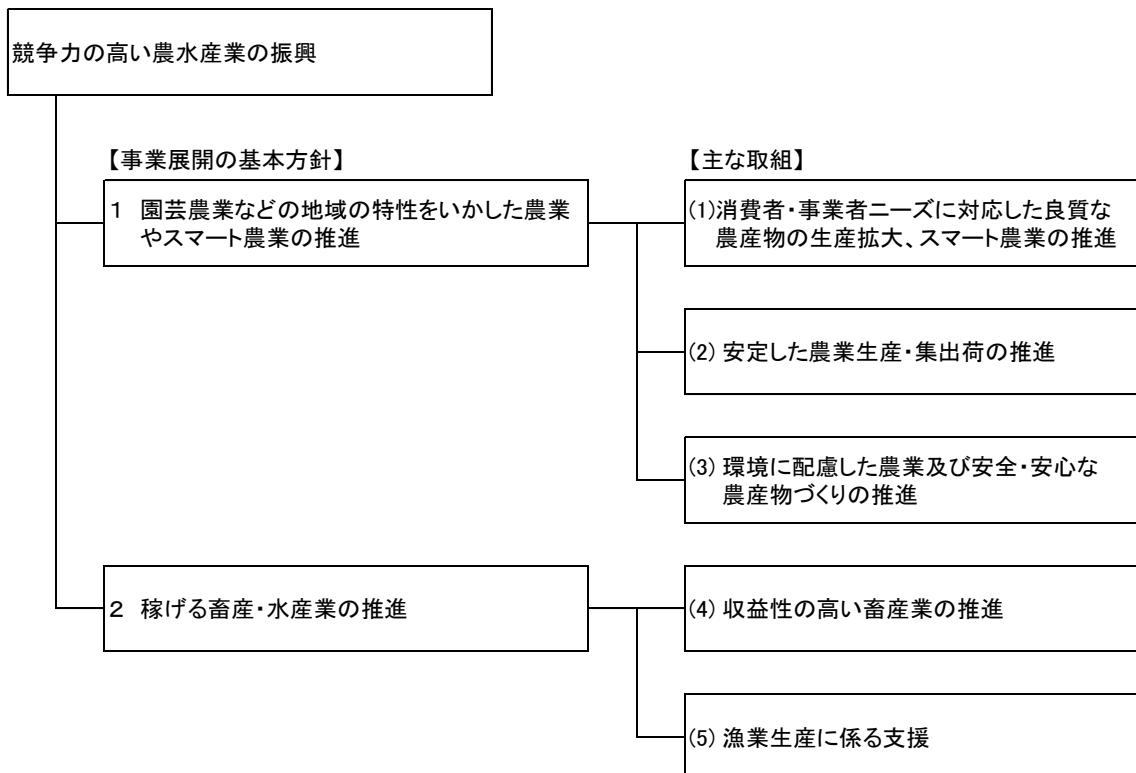
- 1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進
- 2 稼げる畜産・水産業の推進

検証指標

農水産業の産出額(暦年)		単位	基準値	検証値	
			H27	R1	R5
	農業産出額	億円	471 (H26)	478	504
	漁業産出額	億円	60 (H25)	62	72

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産拡大、スマート農業の推進】

- ア なす、すいか、みかんなどの主力品目をはじめとする農産物の生産の拡大や低コスト化及び品質向上を推進します。
- イ 消費者などのニーズに応じた優良品種や新規需要が見込まれる品目・品種などの導入を推進します。
- ウ 生産現場における講習会への支援などにより、農業生産の基礎となる生産技術を維持・向上させるとともに、日本一の園芸産地を目指し、ＩＣＴやＡＩ技術などを活用したスマート農業の実証試験に取り組み、その結果の地域への展開や各種支援により新技術の実装を加速化させます。

【(2) 安定した農業生産・集出荷の推進】

- ア 農産物を安定生産するため、台風などの気象災害に強い低コスト耐候性ハウス、省力化や軽労働化に資する施設・機械の導入を推進します。
- イ 集出荷施設や共同利用施設などの整備・維持管理を支援します。
- ウ 農業における危機管理として、農業灾害対策、家畜伝染病対策、病虫害対策などを推進します。

エ 有害鳥獣の捕獲体制の強化、侵入防止柵の整備、鳥獣のすみかとならないための地域ぐるみの環境整備など、総合的な鳥獣被害対策を推進します。

【(3) 環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進】

- ア 化学農薬・化学肥料の削減や良質な堆きゅう肥を用いた土づくりなどを推進します。
- イ 適正施肥や家畜排せつ物の適切な処理などにより、農業生産活動に起因する地下水への負荷低減を推進します。
- ウ 環境への負荷の低減に向け、省エネルギーに資する施設・機械の導入や生産技術の普及などを推進します。

【(4) 収益性の高い畜産業の推進】

- ア 高品質な畜産物の生産に資する優良牛などの導入やＩＣＴなどの活用を推進します。
- イ 畜産業の経営規模の拡大とともに、省力化やコスト削減を推進します。
- ウ 耕畜連携の取組などによる自給飼料の作付けなどを推進します。

【(5) 漁業生産に係る支援】

- ア 海域環境のデータ解析やノリ養殖スケジュールの見直しなどを実施し、温暖化など環境の変動への対応を推進します。
- イ ノリ養殖漁業における適切な衛生管理などに向けた取組を推進します。
- ウ 二枚貝の資源調査結果に基づいた管理指針の提示や市場価値の高い魚種の種苗放流などを通じて、水産資源の増殖及び資源管理を推進します。
- エ 漁場環境や干潟漁場の資源量などの調査・情報提供を行うとともに、漁場環境改善の取組を推進します。

第2節 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

現状と課題

全国的に高齢化が進む中、農漁業者の高齢化も進行しています。本市では、全国と比較して若年層や担い手が多い状況ではありますが、将来的には担い手の不足が懸念されます。また、生産基盤の整備が進んでおらず生産性の低い地域や、高齢化などにより集落機能が低下している地域が一部で見受けられます。

加えて、集中豪雨や台風など多発する自然災害は、本市の農漁業者の経営において大きなリスクとなっています。

今後は、経済の国際化にも対応できる、次世代の農水産業を担う農漁業者や農漁業後継者を育成・確保し、経営の安定化を一層進めていくことが求められます。また、自然災害などに対するリスク管理を向上させることや農福連携などの取組も重要です。さらには、生産基盤や土地改良施設の整備・保全、農地の集積・集約化とともに、農水産業における国土強靭化を推進する必要があります。

基本方針

- 1 経営体の強化
- 2 生産基盤の整備・保全

検証指標

	単位	基準値		検証値	
		H27	R1	R5	
販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)	万円	895 (H26)	968	1,084	

施策の体系

【施策の目標】

持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

【事業展開の基本方針】

- 1 経営体の強化

【主な取組】

- (1) 担い手の育成・確保の推進

- (2) 経営の安定化

- 2 生産基盤の整備・保全

- (3) 農地及び土地改良施設整備・保全の推進

- (4) 渔場及び漁港施設の整備・保全の推進

事業概要

【(1) 担い手の育成・確保の推進】

- ア 認定農業者などの担い手や新規就業者を含む農漁業後継者を育成・確保し、経営規模の拡大や労働力の確保などによる経営改善を支援するとともに、農福連携を推進します。
- イ 認定農業者、若手後継者や女性の農漁業者が組織する団体などの活動を支援し、次世代の農水産業を担う多様な人材の育成を推進します。
- ウ 共同で営農を行う集落営農組織の育成を行い、法人化を支援します。

【(2) 経営の安定化】

- ア 農地の有効利用や担い手への農地の集積・集約化を推進します。
- イ 融資制度、共済制度、収入保険制度、補助事業などを活用し、経営の安定化を推進します。

【(3) 農地及び土地改良施設整備・保全の推進】

- ア 農地に関する土地利用計画や生産基盤整備事業などを通じて優良農地を確保しつつ、農地の集積・集約化、保全を推進します。
- イ 生産性向上及び農村地域の防災・減災のため、排水機場やため池などの土地改良施設の整備・保全（更新、補修）を推進します。
- ウ 国の支援制度の活用などにより集落機能を維持・活性化させ、農業者をはじめとする地域住民などによる共同活動を通じた農地・農道・水路の保全などを推進します。
- エ 耕作放棄地の再生利用などにより、耕作放棄地の防止や解消を推進します。
- オ 農業基盤整備の要である土地改良区の合併を推進するなど、土地改良区の体制強化を支援します。

【(4) 漁場及び漁港施設の整備・保全の推進】

- ア 漁場の整備・保全により、漁場環境の改善や生産性の向上を推進します。
- イ 漁港施設の整備や適切な維持管理・補修・更新により、施設の機能保全や長寿命化を図るとともに、防災・減災を推進します。
- ウ 干潮時でも出入りできる水深の維持や船舶の係留施設の改良などにより、使いやすい漁港の整備・維持管理を推進します。

第3節 農と食の魅力創造

現状と課題

卸売市場などを柱とした大規模な流通体制は、商品の広域的な安定供給を可能とし、本市の農水産物の全国的な流通に重要な役割を果たしています。一方で、このような流通形態は、その構造上、生産者と消費者の結びつきを希薄化させやすく、消費者や民間企業のニーズへのきめ細かな対応が難しくなるという側面も有しています。

今後、農と食の魅力創造を進めるためには、大規模流通にとどまらず、品質の高い農水産物を求める民間企業との連携強化や農漁業者と連携したトッププロモーションの実施など、効果的な販売促進活動によって農水産物や加工品のブランド化・高付加価値化を推進し、新たな販路を開拓・拡大していくことが重要です。また、農水産業や食にまつわる多様な視点からの情報発信や消費者との交流促進に加え、農産物直売所の活用などによる地産地消の推進も求められています。

基本方針

- 1 民間企業や農漁業者との連携などによる販路開拓・拡大
- 2 生産者と消費者との交流促進

検証指標

	単位	基準値		検証値	
		H27	R1	R5	
地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合	%	82.1	上昇	上昇	

施策の体系

【施策の目標】



【事業展開の基本方針】

- 1 民間企業や農漁業者との連携などによる販路開拓・拡大

【主な取組】

- (1) 農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進

- 2 生産者と消費者との交流促進

- (2) 農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進

- (3) 地産地消の推進

事業概要

【(1) 農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進】

- ア 小売業や飲食業に販売する流通業者と連携して、農水産物や加工品の国内外への新たな販路を開拓します。
- イ 農漁業者と連携したトッププロモーションや熊本連携中枢都市圏の枠組みなどを活用し、大消費地における販路拡大を推進します。
- ウ 農水産物を利用した商品開発の支援や生産者と民間企業のマッチングなどにより、農商工連携などを推進します。

【(2) 農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進】

- ア イベントやSNSなどの多様な手法や媒体を活用し、本市の農水産業に関する情報及び魅力を効果的に発信します。
- イ 農業体験や干潟体験などにより、生産者と消費者が交流できる機会を提供します。
- ウ 自然環境、伝統文化、農地、農水産業関連施設などの地域資源を活用した取組を推進し、地域活性化や地域資源の保全などにもつながる交流人口の増加を推進します。

【(3) 地産地消の推進】

- ア 植木地域農産物の駅（道の駅「すいかの里 植木」）や城南地域物産館（火の君マルシェ）をはじめとする市内の農産物直売所の魅力向上、活性化などにより、地域の農水産物を購入できる場・機会を提供します。
- イ 学校給食での地域の農水産物の活用や食育の推進、飲食店との連携などを通じて、地域の農水産物などへの理解促進を図るとともに、地域内流通の体制づくりを推進します。

第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実



本市では、少子高齢化の進展により人口減少社会を迎えており、このまま推移していくと、今まで身近に利用できた商業・医療や公共交通などの利用者の減少により、それらの都市機能の維持が困難になるとともに、空き家の増加など、現在の「生活の質」が損なわれてしまう恐れがあります。また、行政サービスにおいても、今後、都市インフラコストの増大と税収の減少などにより十分なサービスの提供が難しくなることも懸念されます。

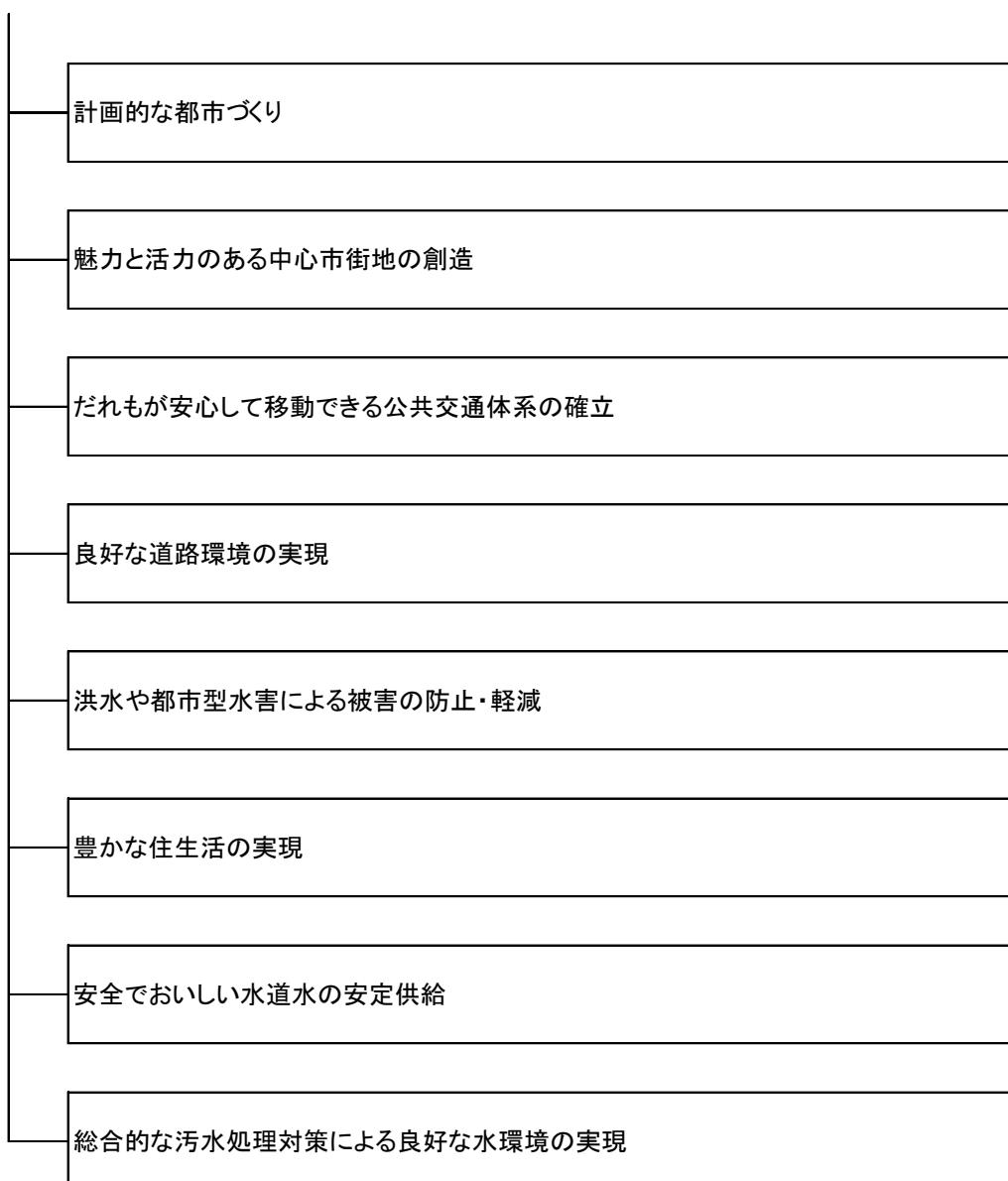
このような中、持続可能なまちを次世代に引き継いでいくためには、市民・企業との連携をさらに深めるとともに、A I や I C Tといった先進技術を活用し、個性的で魅力的なまちづくりを推進することにより、だれもが移動しやすく暮らしやすい利便性の高い都市基盤の充実を図る必要があります。

そこで、将来にわたり市民が暮らしやすい多核連携都市の実現に向け、地域拠点などにおける都市機能や人口密度を維持・確保するとともに、バス路線網の再編やパークアンドライドなどを推進し、わかりやすく利便性の高い公共交通体系を確立します。加えて、九州中央の交流拠点都市にふさわしい幹線道路や広域交通網を整備し、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせ(ベストミックス)を構築します。

また、市民が安心して快適に暮らせるよう、災害に強く安全・安心な道路、公園、上下水道、河川など都市施設を整備するとともに、秩序ある市街地の形成や、昼も夜もだれもが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出、空き家対策の推進など、良好な生活環境の形成を図ります。

さらに、都市インフラコストの抑制や環境への配慮を視野に既存ストックを有効活用し、公共施設の長寿命化など効率的で適正な維持管理に取り組みます。

政策の体系



第1節 計画的な都市づくり

現状と課題

九州の中核をなす交流拠点都市として発展を続ける中、本格的な人口減少・超高齢社会の到来により、商業や公共交通などの日常生活サービス機能の維持が困難になることが予想されます。

このため、中心市街地や地域拠点に様々な都市機能を維持・確保し、防災力を高めるとともに、中心市街地や地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶことによって、中心市街地や地域拠点、利便性の高い公共交通沿線に一定程度の人口密度が維持された多核連携都市を実現し、持続可能でだれもが安心して暮らしやすい都市を形成していく必要があります。

また、地域の特性をいかした良好な景観の形成を総合的に推進し、歴史と文化にはぐくまれた熊本の美しい景観づくりが重要となっています。さらには、市民ニーズの多様化に対応した公園整備や、地域活動の拠点機能を備えた憩いの空間の充実などが求められています。

基本方針

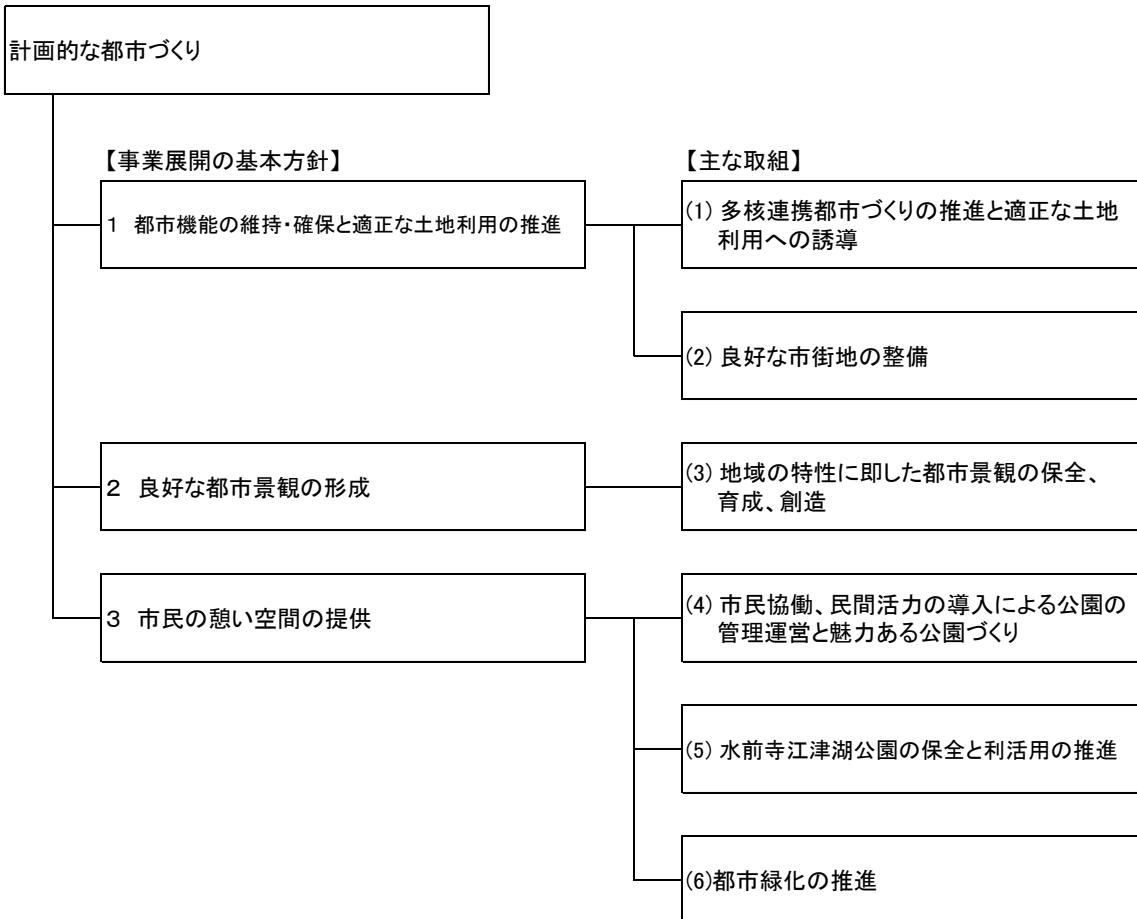
- 1 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進
- 2 良好な都市景観の形成
- 3 市民の憩い空間の提供

検証指標

	単位	検証値		
		H27	R1	R5
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人／ha	60.7	60.7	60.7

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導】

- ア 暮らしやすさを維持向上させるため、地域拠点への都市機能の維持・確保や防災力の向上により、災害にも強い多核連携都市の実現に向けた取組を推進します。
- イ 自然環境や農水産業と調和しつつ、土地利用計画制度を活用し、都市計画法に基づき適正に土地利用を誘導します。

【(2) 良好的な市街地の整備】

- ア 土地区画整理事業や再開発事業などの市街地整備へ支援を行うことにより、魅力と活力ある市街地を創造します。
- イ 開発許可制度に基づき、適法・適正な審査、指導を行います。

【(3) 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造】

- ア 景観法に準拠した景観計画に基づき、適正な審査、指導を行います。
- イ 歴史的建造物の保存に努めるなど、熊本らしい景観の保全、育成を行います。
- ウ 屋外広告物条例に基づく、適正な許認可事務や是正指導を行います。

【(4) 市民協働、民間活力の導入による公園の管理運営と魅力ある公園づくり】

- ア 市民協働や公募設置管理制度・ふるさと納税制度などの民間活力導入による管理運営を実施します。
- イ 公園の使い方について、地域の意見を踏まえ柔軟な対応を検討するなど、既存公園の有効活用に取り組みます。
- ウ 防災拠点機能や地域活動の拠点機能という視点を踏まえ、幅広い年代が利用しやすい安全・安心で魅力的な公園を提供します。

【(5) 水前寺江津湖公園の保全と利活用の推進】

- ア 水前寺江津湖公園の保全と利活用を推進し、市民のみならず多くの利用者が憩える空間の創出を図ります。

【(6) 都市緑化の推進】

- ア 「かけがえのない緑と水」を身近に感じ、後世へと引き継いでいくため、全国都市緑化フェアの開催を契機として、多様な主体の参画による都市の緑化に取り組み、「森の都」にふさわしい緑豊かな潤いあるまちづくりを推進します。

第2節 魅力と活力のある中心市街地の創造

現状と課題

商業・交流拠点機能や交通結節機能など高度な都市機能が集積する中心市街地においては、震災からの復興や都市圏全体の経済成長のけん引に向け、熊本城周辺エリアでは、桜町再開発施設やその周辺地区の整備が進められ、熊本駅周辺エリアでは、鹿児島本線など連続立体交差や熊本駅白川口駅前広場などの整備が進み、「地下水都市・熊本」、「森の都」にふさわしい「くまもとの陸の玄関口」が形成されつつあります。

今後は、これらの再整備の効果を市内はもとより県内全体に波及させるため、熊本城周辺エリアと熊本駅周辺エリア双方の回遊性を高めるとともに、まちの防災力などの向上に向けて、被災・老朽建築物の建替を促進し、さらには、道路空間の再配分、駐車場配置の適正化、魅力的な夜間景観の形成など、これらを総合的・一体的に進め、災害に強く魅力と活力ある中心市街地を創造していく必要があります。

基本方針

- 1 熊本城周辺エリアの整備
- 2 熊本駅周辺エリアの整備

検証指標

	単位	基準値		検証値	
		H27	R1	R5	
中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)	人	695,892	745,000	758,000	

施策の体系

【施策の目標】

魅力と活力のある中心市街地の創造

【事業展開の基本方針】

- 1 熊本城周辺エリアの整備

【主な取組】

- (1) 熊本城周辺エリアのにぎわい創出と回遊性の向上

- (2) 歩いて楽しめる都市空間の創出

- 2 熊本駅周辺エリアの整備

- (3) 熊本駅白川口(東口)駅前広場の整備

- (4) 熊本駅周辺のまちづくりの推進

事業概要

【(1) 熊本城周辺エリアのにぎわい創出と回遊性の向上】

- ア くまもと都市戦略会議や中心市街地活性化協議会などと連携し、中心市街地の活性化を推進します。
- イ 中心市街地のにぎわい創出や回遊性の向上に寄与する民間再開発事業などの促進や広場などの整備を推進します。

【(2) 歩いて楽しめる都市空間の創出】

- ア 防災機能の強化や歩行空間の確保を図るため、被災・老朽建築物の建替を促進します。
- イ 道路空間の再配分などにより、安全で快適な歩行空間を確保します。
- ウ 量、位置、質の観点から駐車場配置の適正化を図り、低未利用地の有効活用を促進することにより、人と公共交通を中心としただれもが歩いて楽しめる都市空間を創出します。
- エ 魅力的な夜間景観やわかりやすい公共サインなどの整備・誘導を図ります。
- オ 熊本城周辺などの歴史的建造物が残るエリアでは、歴史的に価値の高い建造物と一緒にとなった良好な市街地環境の形成を図ります。

【(3) 熊本駅白川口（東口）駅前広場の整備】

- ア 鹿児島本線などの連続立体交差事業に伴う市街地の分断や交通渋滞の解消、民間開発の誘発や居住・交流人口の増加などの事業効果の最大化を図ります。
- イ JRの開発計画と連携しながら、公共交通の乗換利便性の向上など広域交通拠点としての機能向上を図るとともに、「地下水都市・熊本」、「森の都」にふさわしい機能的で開放的な空間を創出します。
- ウ イベントなどによるにぎわい創出に加え、災害時に活用できるよう防災機能を備えた広場として整備します。
- エ 連続立体交差で生まれるJRの高架下空間の有効活用を積極的に行うことにより、地域の活性化と駅の利便性向上を図ります。

【(4) 熊本駅周辺のまちづくりの推進】

- ア ユニバーサルデザインに配慮しながら、「くまもとの陸の玄関口」に相応しい豊かな緑を感じられる魅力ある安全で快適な都市空間を形成するため、都市計画道路事業などの基盤整備を推進します。
- イ 熊本駅を核として、市と地域、企業が交流・連携し、各種イベントの開催や地域活動などのまちづくりを展開することで、熊本駅周辺地区の更なる魅力の向上とにぎわいの創出を図ります。

第3節 だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

現状と課題

超高齢社会の進行などにより、今後、自家用車による移動が困難な人が増えていくことが予想される中、鉄道や市電、路線バスなどの公共交通機関が地域社会に果たす役割はますます重要となります。しかしながら、バス利用者を中心とした公共交通機関の利用者数の減少に加え、乗務員不足も深刻化しており、地域公共交通の維持・確保などが喫緊の課題となっています。

このような中、バス交通の最適化のために共同経営型の事業形態に移行予定のバス事業者と連携を強化し、利用者のニーズを踏まえながらバス交通の利便性を高め、自家用車からの転換を図っていく必要があります。さらには、私たち一人ひとりが公共交通の担い手としての自覚を持ち、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもと、MaaSの普及や自動運転などの次世代交通を見据えたうえで、多核連携都市における公共交通ネットワークの再構築や公共交通機関の利便性の向上、利用環境の改善などに取り組み、あらゆる人にわかりやすく利便性の高い公共交通体系を確立していくことが必要です。

基本方針

- 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上

検証指標

	単位	検証値		
		H27	R1	R5
公共交通機関の年間利用者数	千人／年度	55,436 (H26)	55,302 (H30)	56,000 (R4)

施策の体系

【施策の目標】

だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

【事業展開の基本方針】

- 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上

【主な取組】

(1) 公共交通ネットワークの維持・再構築

(2) 主要交通拠点などの整備促進

(3) 公共交通機関の利用促進

事業概要

【(1) 公共交通ネットワークの維持・再構築】

- ア 公共交通ネットワークの維持・確保に係る民間事業者への支援をはじめ、共同経営型の事業形態に移行予定のバス事業者と連携し、路線網の再編や運行体制の効率化を進めることにより、持続可能な公共交通網の形成を目指します。
- イ 定時性の向上策や市電延伸などを検討し、中心部から各方面に伸びる基幹公共交通の機能強化を図ります。
- ウ 公共車両優先システムの拡充や運行ダイヤの改善など公共交通機関の利便性を高めます。
- エ 公共交通の利用が困難な公共交通空白地域などへのコミュニティ交通の導入支援に加え、A Iなどの新技術を活用し、地域の実情に応じた新たなコミュニティ交通の導入検討を進めます。

【(2) 主要交通拠点などの整備促進】

- ア 熊本桜町バスターミナルや J R 熊本駅など主要交通拠点における公共交通機関相互の結節性を高めます。
- イ 中心市街地から放射状に伸びる各基幹軸の特性に応じ、多様な乗換拠点の整備検討を進めます。
- ウ 駅や空港、港湾など広域交通拠点の整備促進やアクセスの強化を図ります。

【(3) 公共交通機関の利用促進】

- ア 年齢層や居住地域など公共交通の利用特性に応じたモビリティマネジメントを開発し、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。
- イ 利便性の向上に向け、電停などの改良や事業者などと連携したパークアンドライドの推進、バスの待合環境の改善に努めます。
- ウ M a a Sなどの新たなモビリティサービスの展開を見据え、公共交通のシームレス化に向けた I C T の導入支援などに努めます。
- エ 事業者と連携し、新たな料金体系や新規路線など利用者増加につながる施策について検討を進めます。

第4節 良好的な道路環境の実現

現状と課題

本市では、主要渋滞箇所数などが三大都市圏を除く政令指定都市で最も多いなど、交通渋滞が常態化しており市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしています。

さらに、市内中心部と高速道路インターチェンジや空港などの交通拠点とのアクセス性が低いことから、平常時のみならず災害時に求められる道路機能の改善が課題となっています。

このようなことから、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保、活性化するための長期的な新たな広域道路ネットワークの構築を進めるとともに、即効性のある交差点改良や街路事業、環状・放射道路網の整備などにバランス良く取り組む必要があります。

また、昨今の交通事故情勢などを踏まえ、高齢者・障がいのある人・子どもなどあらゆる人にとって安全で快適な道路空間の整備が喫緊の課題となっており、交差点改良や歩行空間の整備、自転車利用環境の向上を加速化するとともに、老朽化の進む道路の舗装や橋梁などの長寿命化、地域と連携した道路管理など、安全・安心な道づくりに取り組む必要があります。

今後は、道路に求められる総合交通体系の基盤としての役割強化に加え、にぎわいや収益性向上など新たな道路のあり方を検討していくとともに、自動運転などの技術革新を見据えた道路環境の整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 1 安定的な物流・人流の確保と活性化
- 2 安全・安心な道路の実現

検証指標

	単位	検証値		
		H27	R1	R5
渋滞時における自動車の平均走行速度	km/h	23.1	25.0	28.0

施策の体系

【施策の目標】

良好な道路環境の実現

【事業展開の基本方針】

1 安定的な物流・人流の確保と活性化

2 安全・安心な道路の実現

【主な取組】

(1) 広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化

(2) 安全で快適な道路空間の整備

(3) 自転車利用環境の向上

(4) 道路施設などの維持管理と財産の管理

事業概要

【(1) 広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化】

- ア 広域的な道路ネットワークの強化や都市内交通の円滑化などの将来の構想・計画を立案し、新広域道路交通計画への反映に向けて取り組みます。
- イ 都市内交通の円滑化に向けて、熊本都市圏の骨格となる2環状1・1放射道路網や国道57号熊本東バイパスの部分立体化などの整備を国や県と連携して進めるとともに、都市計画道路や幹線道路の整備による交通容量の拡大を計画的かつ効率的に進めます。

【(2) 安全で快適な道路空間の整備】

- ア 人にやさしい道路空間を確保するため、交差点改良や歩道整備などを推進します。
- イ 電線共同溝の整備を進め、災害に強いまちづくりと快適な歩行空間の創出を両立させます。
- ウ 事故危険箇所対策や通学路合同点検などを実施することで、安全・安心な交通環境の確保に努めます。

【(3) 自転車利用環境の向上】

- ア 自転車の利用促進及び歩道における歩行者の安全確保のため、自転車走行環境の整備を進めます。
- イ 民間による駐輪場運営を促進するとともに、駐輪場利用の促進のため駐輪場案内システムを運用します。
- ウ 放置自転車の解消と自転車利用者の駐輪マナー向上のための広報、啓発、指導などを行います。

【(4) 道路施設などの維持管理と財産の管理】

- ア 幹線道路における舗装の長寿命化を推進するとともに、生活道路の計画的な維持管理を推進します。
- イ 橋梁などの道路施設の点検・診断・措置を講じ長寿命化を推進するとともに、その他道路附属物の適切な維持管理を行います。
- ウ SNSなどの多様な媒体を活用した情報収集を行い、民間事業者や市民、地域と連携した道路の維持管理を推進します。
- エ 道路や里道・水路の適正な財産管理を行うとともに、占用物の適正な管理・指導を行います。
- オ 道路台帳の計画的な整備及び適切な更新を行います。
- カ 地籍調査による市民及び公共の土地情報の保全、管理を行います。

第5節 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減

現状と課題

本市には、中心市街地を流れる白川や坪井川をはじめ、緑川や加勢川など、国や県が管理し整備を進めている大きな河川があります。このような中、本市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、市が管理する中小河川や排水路の整備を行うとともに、国や県が管理する河川の整備を促進しています。

また、都市型水害対策としては、浸水頻度や被害の大きさなどから、各地区の整備優先度を整理し、排水機場や排水路などの浸水対策施設の整備を推進しています。

しかしながら、近年は九州北部豪雨に代表されるように、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化してきたことにより、全国各地で大規模な災害が発生するなど洪水や都市型水害の発生リスクが高まっており、ハード整備に加え、地域住民などと連携したソフト面での取組が必要です。

基本方針

- 1 計画的な河川の整備
- 2 浸水対策の推進

検証指標

	単位	検証値	
		H27	R1
市街化区域における浸水区域の解消率(時間雨量60mm以下における浸水解消)	%	51.9	53.3
			57.8

施策の体系

【施策の目標】

洪水や都市型水害による被害の防止・軽減

【事業展開の基本方針】

- 1 計画的な河川の整備

【主な取組】

- (1) 災害に強い河川整備の推進

- (2) 環境に配慮した河川整備の推進

- 2 浸水対策の推進

- (3) 雨水排水施設の整備

- (4) 雨水流出し抑制対策の推進

事業概要

【(1) 災害に強い河川整備の推進】

- ア 熊本市管理河川については、災害に強い河川を目指し、計画的に改修を行います。
- イ 国県の管理河川については、要望活動を通じて計画的な改修を促進します。
- ウ 洪水時の逃げ遅れによる人的被害を防ぐため、国県などの関係機関と連携し、河川情報の発信を強化します。

【(2) 環境に配慮した河川整備の推進】

- ア 河川整備にあたっては、生態系にも配慮するなど、自然環境に配慮した水辺空間の形成に努めます。
- イ 白川沿いを歩いて楽しめるまちづくりを関係機関と協力して推進します。
- ウ 河川などの清掃や除草などの管理を地域で行えるように取り組みます。

【(3) 雨水排水施設の整備】

- ア 浸水頻度や被害の大きさなどを踏まえ選定した「浸水対策重点地区（6地区）」の被害軽減に向けて、排水機場や排水路などの浸水対策施設の整備を推進します。
- イ 浸水対策施設が十分に機能を発揮するように、排水機場の運転管理及び排水路の断面確保など、施設の適正な維持管理を行います。
- ウ 住民の迅速かつ安全な避難行動に結びつくよう地域住民などと連携し、浸水実績などの情報発信を強化します。

【(4) 雨水流出抑制対策の推進】

- ア 都市型水害を軽減するため、雨水貯留施設などの浸水対策施設の整備を促進し、その適切な維持管理を行います。
- イ 流出抑制効果による水害の軽減と地下水の保全を図るため、雨水浸透枠の普及を促進します。

第6節 豊かな住生活の実現

現状と課題

少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、さらに、高度成長期からバブル期に建設されたマンションなどの建築物の老朽化、空き家の増加など、今後も様々な要因に伴う居住環境への影響が懸念されています。

このような中、良好な居住環境を形成するためには、多様化する住宅ニーズに合った情報の提供や、住宅性能の向上などへの支援が不可欠であり、増加する空き家についても、発生の抑制、有効活用及び適正管理の促進など総合的な対策を講じる必要があります。

また、多くの建物に被害を受けた熊本地震の教訓を踏まえ、民間の住宅・建築物の耐震化を促進することが重要です。

一方、市営住宅をはじめとした市有建築物は、市民をはじめ利用者の方々が安全・安心に利用できるよう常に健全な状態を維持し続けることが求められます。しかし、高度成長期を中心に集中して整備された市有建築物が老朽化し、一斉に更新時期を迎えることが見込まれることから、効率的かつ計画的な保全に取り組み、増大する維持管理費用を軽減する必要があります。

基本方針

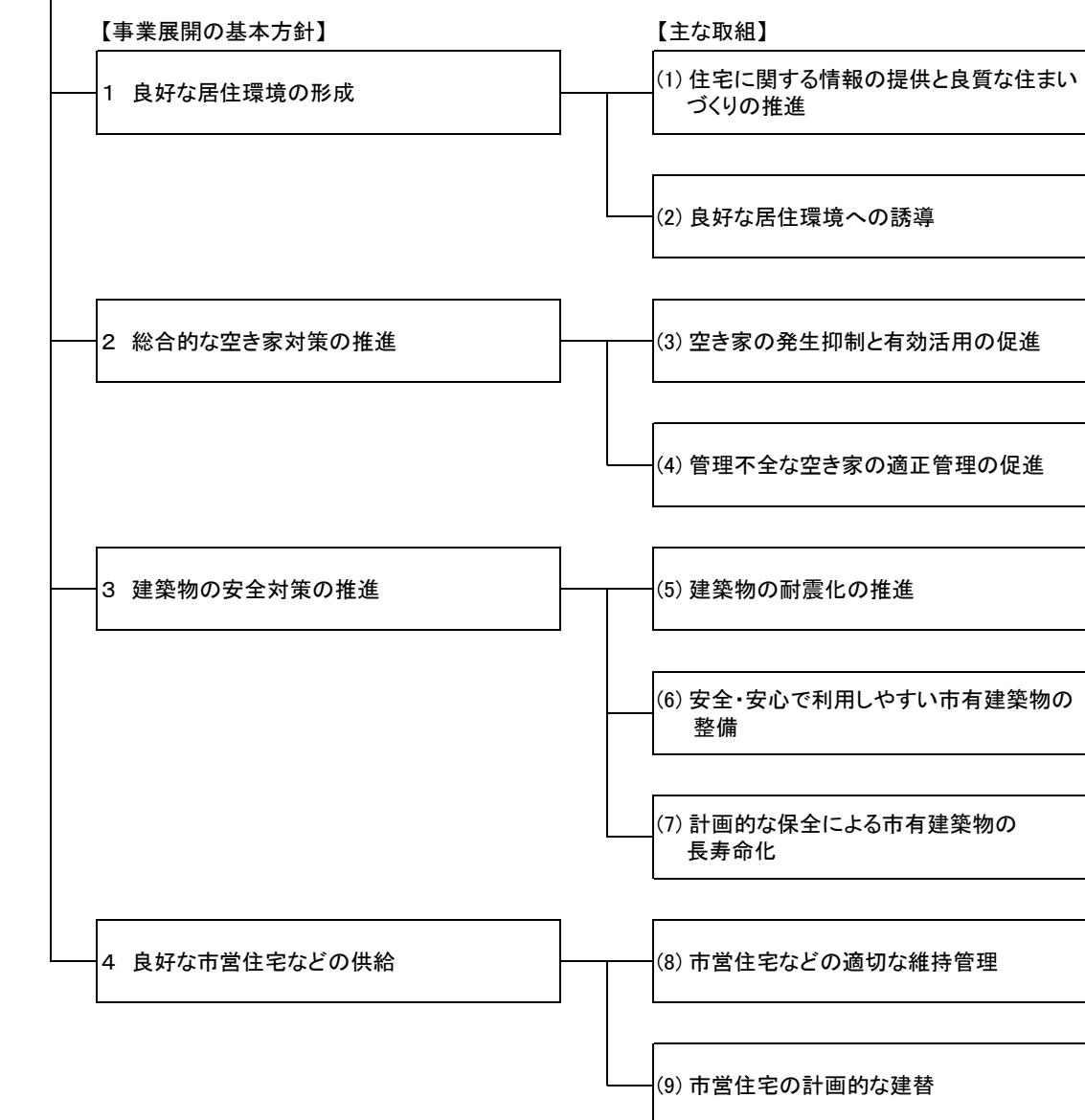
- 1 良好的な居住環境の形成
- 2 総合的な空き家対策の推進
- 3 建築物の安全対策の推進
- 4 良好的な市営住宅などの供給

検証指標

	単位	検証値		
		H27	R1	R5
住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)	%	60.5	62.5	64.5

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進】

- ア 市政だよりなどの広報に加え、専門家派遣や相談会、説明会の開催など直接的な取組による住宅情報の提供を行います。
- イ 高齢者や障がいのある人などが安心して住み続けられる住宅の供給促進を図ります。

ウ 住宅市場の活性化を図るため、耐震性能や省エネルギーなどに対応した良質な住宅の供給を促進します。

エ 利便性の高いまちづくりや、本市の特性をいかした住環境づくりなどと連携した住宅政策を推進します。

【(2) 良好な居住環境への誘導】

ア 建築関係の法令に関する意識向上を図るため、適切な指導や啓発などに努めます。

イ 管理不全となる家屋などの増加を防ぐため、良好な状態を維持していくための適正管理を促進します。

ウ 過去の災害を教訓に、通学路、公共施設内の危険なブロック塀の撤去を推進します。

エ 分譲マンションの適正な管理運営を促進するとともに、良好な住環境の形成とコミュニティの充実を図ります。

【(3) 空き家の発生抑制と有効活用の促進】

ア 空き家の問題について出前講座などによる啓発活動に取り組み、更なる空き家の発生の抑制を図ります。

イ 空き家バンクを創設し情報提供を図るとともに、県外からの移住者へのインセンティブなど、空き家の流通や利活用のための仕組みを構築し、有効活用を促進します。

【(4) 管理不全な空き家の適正管理の促進】

ア 管理不全な状態の空き家の所有者などに対し適正管理を促します。

イ 所有者などの自主的な対応を支援する施策を実施します。

【(5) 建築物の耐震化の推進】

ア 地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組み、民間の住宅・建築物の耐震化を図ります。

イ 市有建築物の計画的な耐震化を進めます。

【(6) 安全・安心で利用しやすい市有建築物の整備】

ア 市有建築物の整備にあたっては、バリアフリーなど施設利用者に配慮した設計に取り組みます。

【(7) 計画的な保全による市有建築物の長寿命化】

ア 建築物及び建築設備の各種点検を適切に実施し、確認された不具合の早急な改善を施設管理者に促します。

イ 市有建築物の更新に備えた効率的な保全計画の策定に取り組み、建築物の長寿命化と財政支出の軽減を図ります。

【(8) 市営住宅などの適切な維持管理】

- ア 市営住宅の適切な修繕や入居管理など、入居者の良好な居住環境の維持に努めます。
- イ 計画的な修繕、設備の更新により、市営住宅の長寿命化を図るための改善を進めます。

【(9) 市営住宅の計画的な建替】

- ア 老朽化した市営住宅の計画的な建替にあたっては、高齢化に対応したバリアフリー化など住環境の改善に努めます。

第7節 安全でおいしい水道水の安定供給

現状と課題

本市は、「日本一の地下水都市」と称されるように、水道水源の全てを地下水で貯っており、良質でおいしい水道水を供給しています。

一方、水道管路、井戸、配水池、並びに電気及び機械設備などの水道施設の老朽化に加え、節水意識の向上などによる料金収入の減少、熊本地震のような大規模自然災害など、水道事業を取り巻く環境は厳しくなっていく見込みです。このような中、適切な資産管理や広域連携、官民連携の推進など、水道の基盤強化を目的として、平成30年に水道法の改正が行われています。

今後は、安定した経営のもと、水道水質の保全、水道施設の適切な維持管理、未普及地区への整備に取り組むとともに、大規模災害発生時における安定した水道水の供給のため、施設の耐震化や応急給水体制の強化などの強靭化を進める必要があります。

基本方針

- 1 水道水質の保全
- 2 水道施設の適切な維持管理と計画的な整備
- 3 災害に強い水道の確立

検証指標

	単位	基準値		検証値	
		H27	R1	R5	
水の有効率	%	91.7	90.7	92.5	
良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数	箇所	-	15	40	

※「水の有効率」とは、水道施設などから給水される水量がどれだけ有効に使われているかを示すもので、水道事業の経営効率性や配水管及び給水管の健全性を表します。

※「良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数」は、計画期間（H28～R5）内に実施する取水井戸の更生または更新工事の累計値を表します。

施策の体系

【施策の目標】

安全でおいしい水道水の安定供給

【事業展開の基本方針】

1 水道水質の保全

【主な取組】

(1) 安全な水道水の供給

(2) 水道水源の保全

2 水道施設の適切な維持管理と計画的な整備

(3) 水道施設の維持管理

(4) 老朽化施設の計画的な更新

(5) 水道施設の整備

3 災害に強い水道の確立

(6) 地震対策の推進

事業概要

【(1) 安全な水道水の供給】

- ア 取水する井戸ごとの水質に合わせた水運用や水質管理によって、安全性を確保するだけでなくおいしさを損なわない水道水を提供します。
- イ 貯水槽の管理方法について啓発するとともに、直結給水方式の普及を促進します。

【(2) 水道水源の保全】

- ア 将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、関係機関と連携し、地下水保全に取り組みます。

【(3) 水道施設の維持管理】

- ア 水道施設について計画的な点検調査による予防保全型の維持管理に取り組みます。

【(4) 老朽化施設の計画的な更新】

ア 水の有効活用や水道水の安定供給を確保するため、老朽化した水道施設の計画的な更新を行います。

【(5) 水道施設の整備】

ア 未普及地区の管路整備を進めるとともに、水道施設の能力強化に取り組みます。

【(6) 地震対策の推進】

ア 基幹管路などの耐震化を計画的に進めます。

イ 充水拠点の整備や貯水機能付給水管への装備品の配備を進め、応急給水体制を充実させます。

第8節 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現

現状と課題

本市の汚水処理事業は、市域の拡大などに伴い整備を進め、快適な生活環境と海・河川などの公共用水域の水質を守っています。

市民の快適な生活環境を守るために、今後も未普及地区への公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、高度処理施設の導入による公共用水域の水質改善を進めることができます。

また、老朽化した下水管路、ポンプ場及び浄化センターなどの下水道施設については、安定した経営のもと、計画的な点検調査や改築更新を行い、効率的な維持管理に努めていく必要があります。

今後は、大規模災害時における汚水処理機能の確保に必要な施設の耐震化や、避難所の衛生確保に必要なマンホールトイレの整備などの強靭化を進めることも重要です。

また、環境にやさしい下水道として、下水処理の過程で発生する汚泥や消化ガスなどの下水道資源を有効に利用する必要があります。

基本方針

- 1 良好的な水環境の実現に向けた汚水処理施設の整備
- 2 下水道施設の効率的な維持管理及び更新
- 3 災害に強い下水道の確立
- 4 環境にやさしい下水道資源の有効利用

検証指標

指標名	単位	検証値		
		基準値	R1	R5
汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)	%	95.6	96.5	97.4

施策の体系

【施策の目標】

総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現

【事業展開の基本方針】

1 良好的な水環境の実現に向けた汚水処理施設の整備

【主な取組】

(1) 公共下水道の整備

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

(3) 高度な汚水処理

2 下水道施設の効率的な維持管理及び更新

(4) 下水道施設の維持管理

(5) 老朽化施設の計画的な更新

3 災害に強い下水道の確立

(6) 地震対策の推進

4 環境にやさしい下水道資源の有効利用

(7) 下水道資源の有効利用

事業概要

【(1) 公共下水道の整備】

ア 生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域内の未普及地区に公共下水道を整備します。

【(2) 合併処理浄化槽の普及促進】

ア 環境負荷の高い単独処理浄化槽やくみ取り便槽から、処理性能に優れ、地震などへの災害対応力も高い合併処理浄化槽への転換を進めます。支援の拡充を行い、更なる普及の促進を図ります。

【(3) 高度な汚水処理】

- ア 有明海の水質改善に向けて下水道高度処理施設を導入します。
- イ し尿の収集及び処理体制の適正化を図ります。
- ウ 市内の公衆トイレの維持管理を行います。

【(4) 下水道施設の維持管理】

- ア 下水道施設について計画的な点検調査による予防保全型の維持管理を行います。

【(5) 老朽化施設の計画的な更新】

- ア 汚水処理機能を安定的に確保するため、老朽化した下水道施設の計画的な更新を行います。

【(6) 地震対策の推進】

- ア 下水道施設の計画的な耐震化を進めます。
- イ マンホールトイレの整備により、災害時の対応能力を強化します。

【(7) 下水道資源の有効利用】

- ア 環境保全に配慮した取組として、下水処理水の農業用水などへの再利用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスが持つ資源・エネルギーを有効利用します。

VII 危機管理

危機管理体制の強化

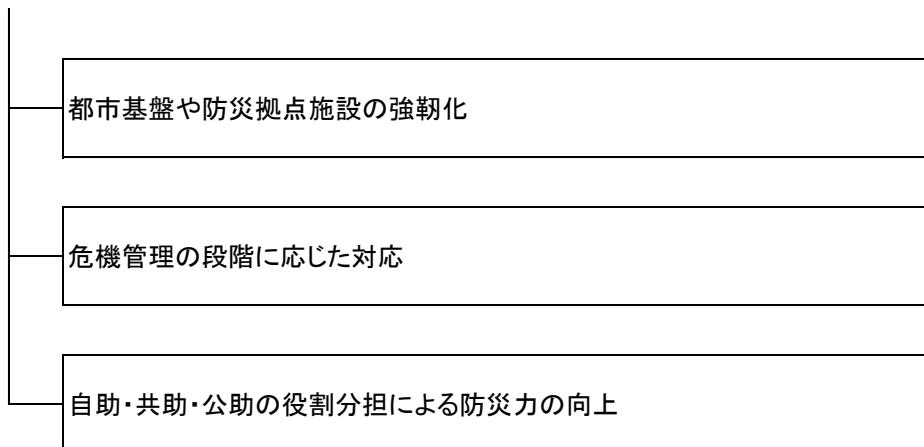
熊本地震では、我が国観測史上初となる二度にわたる大規模な地震により、多くの市民の尊い生命や大切な財産が失われました。甚大な被害により、発災直後から行政内部での情報の収集・発信及び伝達や避難所運営、物資搬送の混乱、り災証明書の発行の長期化など、災害対応における多くの課題が明らかになり、これまでの防災意識や防災対策のあり方を抜本的に見直すことが必要となりました。

また、近年、多発している風水害や地震などの自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品などによる健康被害、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためにには、平常時からライフラインやインフラを強靭化するとともに、行政による「公助」を待つだけではなく、市民同士の支え合いなど「自助」、「共助」を高め、危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には、危機の段階（フェーズ）に応じ、行政と関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えることが重要です。

そこで、熊本地震から得られた教訓や科学的知見を踏まえ、災害救助法に基づく救助実施市としての総合的な危機管理体制を再構築するとともに、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化などの本市を取り巻く環境の変化に対応しながら絶えず改善を図ります。

政策の体系



第1節 都市基盤や防災拠点施設の強靭化

現状と課題

熊本地震においては、道路や橋梁、上下水道などのインフラ、災害時に避難所となる学校や公民館などの公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関に甚大な被害が生じ、市民生活や企業活動、行政活動に大きな支障をきたしました。このような大規模災害時に、市民の生命、身体、財産を守り、市民生活への被害を最小化するためには、ライフラインやインフラの強靭化が必要です。

そこで、道路や河川、橋梁、上下水道などの都市基盤や、災害時に活動拠点となる防災拠点の耐震及び耐火、耐水性能を向上させるとともに、情報環境や避難所環境を充実させるなど、「熊本市国土強靭化地域計画」に基づき、災害に強い都市基盤づくりを進めます。

基本方針

- 1 都市基盤、防災拠点施設、指定避難所などの強靭化
- 2 備蓄・供給体制の整備
- 3 広域連携・受援体制の整備

事業概要

【(1) 災害に強い都市基盤の形成】

- ア 道路や橋梁・河川・公園・上下水道などのインフラ、学校、社会教育施設などの公共施設、民間を含む保健・医療・福祉施設、公共交通機関などの耐震化と機能強化を行います。
- イ 道路や公共交通網、エネルギー供給網、通信網の多重化を行います。

【(2) 防災拠点施設の整備】

- ア 本庁舎をはじめ防災拠点施設は、大規模災害時における防災機能を発揮するため、耐震及び耐火、耐水性能を確保するとともに、庁舎及び設備などの管理者は、発災直後の点検及び応急復旧について平常時から体制を整備します。
- イ 防災拠点のうち非常電源の容量不足の施設には、太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を推進することで、災害時の電力を確保します。

【(3) 避難対策の強化】

- ア 在宅や車中泊避難者の把握に努めるとともに、高齢者や障がいのある人、乳幼児や外国人などの要配慮者、ペット同行避難者、観光客などの帰宅困難者に対し、適切な避難環境を確保します。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所は、施設の耐震化、補強工事の推進、非構造部材の耐震化を計画的に実施するとともに、バリアフリー化に加え、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレを整備するなど、避難生活環境の向上を図ります。

【(4) 水、食料などの備蓄・供給体制の整備】

- ア 家庭及び企業に対し、7日間分の水や食料の備蓄を行うよう啓発し、発災後3日間は、家庭内や避難所などの備蓄で対応し、その後は、支援物資を避難所などに供給することで対応します。
- イ 行政庁舎や小中学校などについて、貯水機能付給水管などへの段階的更新を図るとともに、民間企業と防災井戸に関する協定を締結するなど、応急給水体制を強化します。

【(5) 広域連携・受援体制の整備】

- ア 防災関係機関連絡協議会や防災会議などの実施により、防災関係機関との情報共有化を図り、災害時の受援体制及び応援体制を強化します。
- イ 県内各市、九州主要都市、政令指定都市などとの相互支援体制や、民間企業などとの災害時応急活動協定などを活用した効率的で効果的な災害対応体制を構築します。

第2節 危機管理の段階に応じた対応

現状と課題

市民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際は、市庁舎・施設も被災し、職員、物資、情報、ライフラインなど利用できる資源に制約を受け、行政機能が低下することが予想されます。そのような中、限られた人員や資機材などの資源を効率的に投入し、市民の生命・身体・財産を守り、市民生活及び社会経済などへの影響を最小限に抑えることが必要です。

そこで、危機管理の段階（準備、初動、応急、復旧）において、「熊本市地域防災計画」「熊本市国民保護計画」「熊本市事件等対処計画」「熊本市業務継続計画」やマニュアルなどに基づき、速やかに人命救助や避難者対策、ライフラインの維持といった災害応急対策活動及び災害からの復旧復興活動を実施します。

基本方針

- 1 人命の保護と被害の最小化
- 2 危機管理の段階に応じた適切な被災者の援護
- 3 迅速な復旧復興

事業概要

【(1) 平常時からの備え】

- ア 平常時から自然災害への事前対策、広域にまたがる環境被害や感染症など様々な危機事象を想定した事前対策（危機事象に対する調査、対応計画・行動マニュアルなどの作成や点検・確認、想定訓練の実施、関係機関並びに市民・事業者との情報交換、連携・協力体制の強化など）に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めます。
- イ 科学的知見に基づいた防災・減災対策を実施するため、大学や研究機関・団体と連携し、災害リスクなどに関する基礎調査や市民セミナーを行います。

【(2) 業務継続計画・受援計画に基づく早期復旧】

- ア 危機事象が発生した場合、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるため、業務継続計画により限られた人員や資機材などの資源を効率的に投入し、非常時優先業務を実施します。
- イ 災害時受援計画により、他の地方公共団体や民間企業及びボランティアなどからの応援を円滑に受け入れ、人的資源及び物的資源を非常時優先業務に効果的・効率的に配分・配置します。

ウ 専門体制の組織化及び関係機関との連携、情報の収集・分析、対処方針の決定、緊急対策の実施、市民への迅速かつ的確な情報提供などあらゆる緊急対策を迅速に実施します。

【(3) 市民生活の回復と再発防止】

- ア 危機事象が収束した後には、市民生活の速やかな回復を図るために被災者などを援護します。
- イ 危機事象の再発防止、被害の軽減の観点から、危機事象発生による被害、影響などを総合的に検証し、各事象に対応する計画や行動マニュアル、危機管理体制の見直しを行い、次の危機事象に備えます。

第3節 自助・共助・公助の役割分担による防災力の向上

現状と課題

あらゆる危機事象において、危機管理の段階（準備、初動、応急、復旧）に応じ防災活動を総合的かつ効果的に実施するためには、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担が重要です。

そこで、日頃からの備えと災害時の行動について、市民、地域、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にし、相互に連携補完しながら、効果的で効率的な災害対応体制を構築します。

基本方針

1 官民連携による効果的な災害対応体制の構築

事業概要

【(1) 市民の防災力の向上】

- ア 市民は自らの命を守ることを最優先とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努めます。
- イ 災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難経路・避難場所の確認、7日分の備蓄など個人での取組に加え、出前講座などの防災啓発活動や防災訓練への参加など、日頃からの地域とのつながりと支え合いを大切にします。

【(2) 地域の防災力の向上】

- ア 地域の自主防災クラブ、町内自治会、消防団、地域企業などは、日頃から校区防災連絡会などの活動を通し、地域コミュニティの維持・発展に取り組み、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努めます。
- イ 自主防災クラブなどによる地域主導の防災訓練、地域版ハザードマップの作成、地域の担い手の育成などに取り組みます。

【(3) 事業者の防災力の向上】

- ア 事業者は、管理する施設、組織などにおける危機事象の発生を防ぐため、事業継続計画の策定・運用に努め、生産力の強靭化と災害対応力の向上に取り組みます。
- イ 地域社会の一員として、防災訓練への参加を通じ、積極的に市民、地域の各種団体などと相互に連携・協力するとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努めます。

【(4) 市の防災力の向上】

- ア 市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努めます。
- イ 必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を不断に推進します。
- ウ 市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害の教訓の伝承などに加え、要配慮者の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平常時からの交流を深められる環境整備を推進します。

VIII 総合計画を推進するために

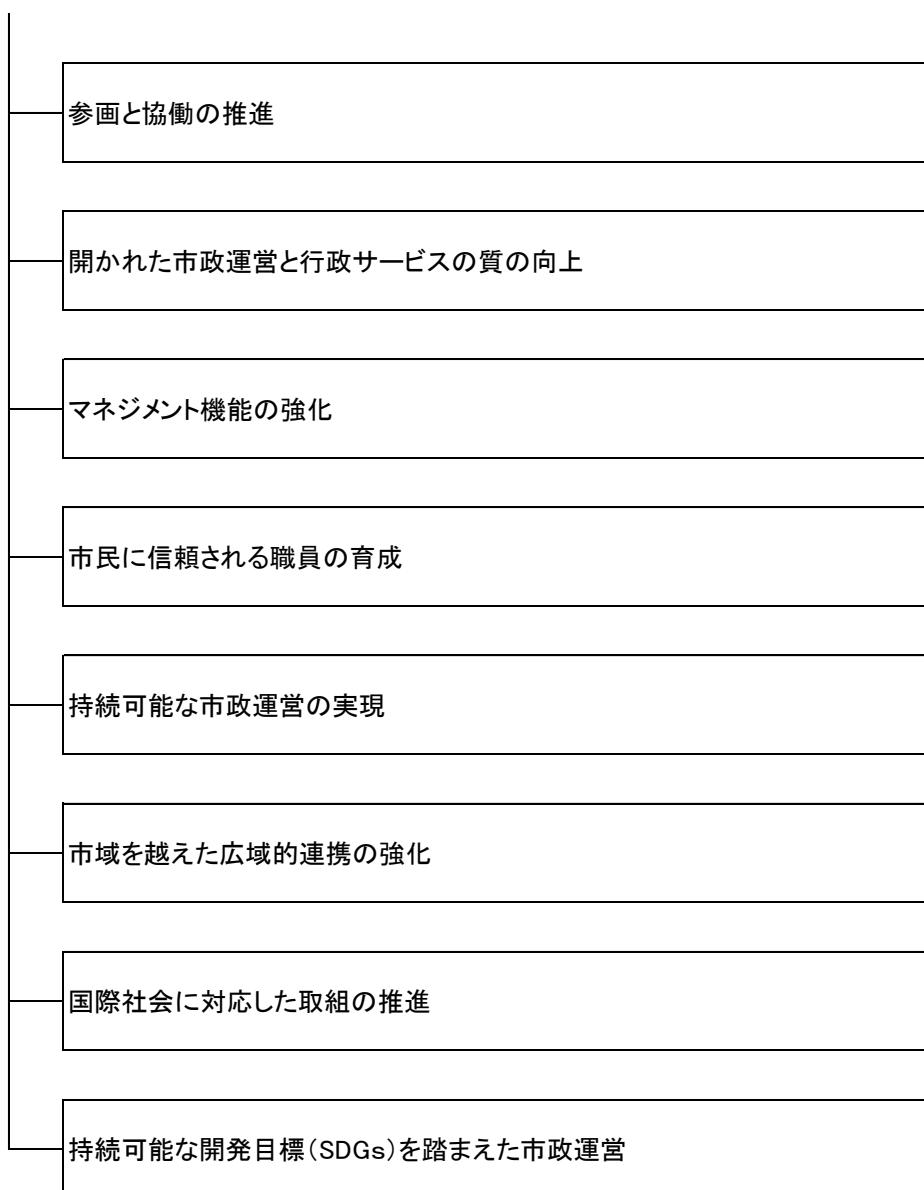
効率的で質の高い市政運営の実現

本市では、多様化する市民ニーズや増大する財政需要に対して、限られた行政資源の中で的確に対応していくために、平成8年（1996年）から、5次にわたる「行財政改革」に取り組み、民間活力導入などによる経費効果の創出や組織のスリム化を実現してきました。加えて、熊本地震の発生を契機に、これまでの市役所の価値観や仕事のやり方などを根本的に見直し、市民ニーズの変化に迅速かつ効率的な対応を図るために、平成29年（2017年）に「自ら考え、自ら見直し、自ら行動する」市役所への変革を目指す「市役所改革」をスタートさせました。

令和元年度（2019年度）からは、Society5.0の到来により普及が想定される新技術の活用や、ますます高度化・多様化する行政課題、人口減少による行政資源の制約を見据えて、両改革を一体化し、「市民満足度、職員満足度の高い市役所」を実現するために新たな改革を推進しています。

さらには、近隣市町村との連携による広域的な取組の強化や国際化への対応、あらゆる施策における持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた取組など、時代潮流や社会経済情勢の変化にも対応することにより「上質な生活都市」の実現につなげていきます。

政策の体系



第1節 参画と協働の推進

現状と課題

「情報共有」・「参画」・「協働」を自治運営の基本原則として、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、目的を共有し、役割と責任を分担しながら、協力して市政・まちづくりを進めています。

更なる自治の推進のためには、まちづくり活動者における、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念に沿った、主体的な活動が求められます。

これらの課題を解決するためには、行政は、まちづくり活動者の主体的な活動を尊重し、まちづくり活動者との対話により必要な支援を進めるとともに、より質の高い施策や事業を市民参画と協働により展開していく必要があります。

基本方針

- 各種施策の策定や事業の実施において、市民参画・協働による取組を推進します。

検証指標

	単位	基準値	検証値
		H30	R5
市民参画・協働による事業の割合	%	43.8	50.0

事業概要

【(1) 市民協働推進事業】

- ア 事業を実施する際には、P I 実施方針に基づき、P I の手法を積極的に活用します。
- イ 協働事業の手順書や事例集を整備し、協働による事業の実施を促進します。
- ウ 参画協働の研修を実施し、参画の手続に必要なスキルや協働のプロデュース能力を備えた職員を養成します。

第2節 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上

現状と課題

市民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、行政に対するニーズもますます複雑化・高度化しています。

このような中で、前例にとらわれることなく、市民ニーズを的確に捉え、市民の視点に立った取組を立案・展開・発信するなど行政サービスの質の向上を図り、市民の満足度を高めていくことが一層重要になっています。

そこで、市民に最も身近な5つの区役所を中心に、市民との直接対話などを充実し、市民ニーズの的確な把握と双方向の情報共有を進め、地域の意見などを市政に反映するとともに、市民参画の拡大を促進します。

さらに、窓口業務の充実や、より身近な場所でサービスが受けられるような仕組みづくりのほか、情報化の推進による利便性の向上など「行政サービスの質」の向上を図ります。

基本方針

- 1 市民との直接対話などを通し、より幅広く市民の意見を引き出しやすい環境を整備することで、市民ニーズの的確な把握と双方向の情報共有を進めるなど、市民の視点に立った開かれた市政運営を進めます。
- 2 「スマート自治体」への転換を進め、行政サービスの質の向上を図ります。
- 3 適正に個人情報を取り扱うとともに、市政情報の積極的な公開などにより、市政の信頼を高めます。

検証指標

	単位	基準値	検証値
		H30	R5
市役所のサービスに満足している市民の割合	%	47.1 (R1)	60.0

事業概要

【(1) 市民ニーズに的確に対応できる行政サービスの提供】

- ア 市民が安心して利用できる窓口を目指し、接遇力向上と個人情報の適正管理に取り組むとともに、市民アンケート調査結果を分析し、常に窓口業務の改善に取り組みます。さらに、コンビニエンスストアでの証明書発行などにより、利便性の向上を図ります。
- イ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の普及・啓発に取り組み、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。
- ウ 様々な手続や制度などの問合せを年中無休で受け付けるコールセンターの運営により、サービスの向上に取り組みます。

【(2) 効果的な広報による情報提供】

- ア あらゆる広報媒体を活用し、市の施策や取組など様々な情報を積極的に発信します。
- イ 情報発信の指針となる広報戦略に基づき、体系的な広報を行うとともに、施策やターゲットごとにツールを使い分けるなど、効果的な広報を推進します。

【(3) 市民ニーズの的確な把握】

- ア 分野別の直接対話事業を実施するなど、市民と行政が対話できる機会を拡充するとともに、まちづくりセンターや担当課などに寄せられた意見の集約・分析を行い、全局的に共有しながら要望や相談に対する迅速な対応を図ります。
- イ 職員の広聴マインドの育成を図るための研修を充実させ、職員の意識啓発とスキル向上を図ります。
- ウ 行政計画などの政策立案過程において、地域説明会やパブリックコメントなどを用いて多様な意見を収集し、できる限り政策に反映させていきます。

【(4) 情報化の推進と利活用】

- ア A I、R P A、クラウドシステムといった先端技術の積極的な導入により、行政運営の効率化を図ります。
- イ 携帯情報端末などのI C Tを活用し、行政情報の発信や電子申請の導入などを進め、市民サービスの向上を図ります。

【(5) 市政情報の公開と適正な文書管理】

- ア 市政運営の透明性の向上及び市民との情報共有を図るため、市政情報の公開を進めます。
- イ 個人情報を適切に取り扱い、保護します。
- ウ 行政文書及び歴史的に重要な文書を適正に管理するため、公文書管理条例を制定します。
- エ 公文書は、その意味が伝わるように、わかりやすい表現を用いて作成するよう努めます。

【(6) 事務の適正な執行と改善】

- ア 事務・事業の円滑な引継ぎを行い、事務事業の継続性を確保します。
- イ 適正な事務執行を確保するため、内部統制の整備・運用を行うとともに、定期監査や包括外部監査などを実施します。
- ウ オンブズマン制度の適正な運用により市民の権利と利益の保護を行い、市政に対する改善を促しながら、信頼の向上を図ります。
- エ あらゆる不当な要求に対し、組織全体で毅然とした対応を行い、公平公正な業務の執行を徹底します。

第3節 マネジメント機能の強化

現状と課題

社会経済情勢の変革のスピードが著しく早まっている今日、多様化する行政課題への的確に対応するためには、研究による知見や各種調査結果などの客観的な証拠に基づき、迅速かつ果斷な政策立案を展開していくことが必要となっています。また、地方分権が進む中で、自治体は持てる権限と行政資源（財源や人）などを最大限にいかし、個性豊かなまちづくりと持続可能な都市経営が求められています。

そこで、総合計画に掲げるめざすまちの姿（目標）の実現や各分野の施策目標の達成のため、トップマネジメントや政策立案の更なる機能強化、人材の育成と適正配置、市民ニーズの的確な把握と事業の見直しなど効果的な事業展開や、組織横断的なプロジェクトの設置など効率的な執行体制を構築することで、行政運営のマネジメント体制を強化します。

基本方針

- 1 施策・事業の成果を検証し、常に改善を行いながら効果的に事業を展開します。
- 2 時代の変化や市民ニーズに的確に対応できる組織運営に努めます。

検証指標

	単位	基準値	検証値
		H30	R5
目標年次に向けて順調に推移している総合計画の検証指標の割合	%	45.5	100

事業概要

【(1) 効率的かつ効果的な事業展開】

- ア P D C A サイクルに基づき、市民ニーズと施策・事業の実情を的確に把握し、1年ごとに成果の検証と改善を行うなど、行政評価の手法で総合計画の進行管理と効果的な事業展開を行います。
- イ 社会経済情勢の変革などを的確に捉え、まちづくりに反映するため、大学などの高等教育機関、民間企業などとの産学官連携、中長期的な視点での調査・研究などを進めます。
- ウ 正確なデータの収集、整理を進め、オープンデータとして広く活用できるようにします。
- エ データなどの客観的な証拠に基づく政策立案（E B P M : Evidence-based Policy Making）を推進します。

【(2) 効率的な執行体制の構築】

- ア トップマネジメントや政策立案・調整機能に資する組織の設置や施策の管理機能を強化する体制をつくり、対応に急を要する案件に対しては、組織横断的なプロジェクトを設置するなど、柔軟な体制による迅速な対応を図ります。
- イ 総合計画に掲げる施策体系に沿った体制を基本に組織を構築し、各分野の事業やまちづくりの重点的取組などを円滑に推進します。
- ウ 多様な地域課題を解決するため、市民に最も身近な区役所とまちづくりセンターの機能を強化するとともに、本庁と区役所との連携を強化します。
- エ 先進的かつ独創的な取組を展開するため、東京事務所のネットワーク構築や情報収集機能を強化します。
- オ 組織の迅速な意思決定を促進するため、職員の職位に応じた権限を明確化します。

第4節 市民に信頼される職員の育成

現状と課題

行政サービスの質の向上を図り、個性豊かなまちづくりと持続可能な都市経営を推進していくためには、社会情勢の変化に的確に対応しながら、様々な行政課題の解決に取り組むことができる職員の育成が必要です。

また、職員が持てる能力を最大限に發揮するためには、職員自身が主体的に成長できる組織風土・文化の確立や働く環境の整備も必要となります。

そこで、市民との対話力や企画力など、新たな時代にふさわしい職員の能力向上を図るとともに、働きやすい職場環境の整備、多様な人材の活用などの働き方改革を推進することによって、市民に信頼される市政を実現します。

基本方針

- 1 市民の思いを汲み取ることができる対話力・対応力を高めます。
- 2 幅広い職務経験や研修の充実、国・他の自治体などとの人事交流などにより、施策・事業の企画力や実現力を高めます。
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進やコミュニケーションの活性化などにより、一人ひとりの価値観を尊重しあうことで、多様な人材が能力を発揮できる職場環境を整備します。

検証指標

	単位	基準値	検証値
		H30	R5
不祥事件数	件	10	0
事務処理ミス件数	件	177	減少

※不祥事件数：地方公務員法に基づき懲戒処分の対象となった件数

※事務処理ミス件数：事件・事故、業務上のミス等の公表基準に基づき公表した業務上のミスの件数

事業概要

【(1) 市民に信頼される職員の育成】

ア 職員が、「常に市民の立場に立つ」姿勢を保ち、地域に出向き、地域の意見や情報をくみ上げる仕組みや地域活動に積極的に参加することなどによって、市民との対話力・対応力を高めるとともに、地域の身近な存在となるよう努めます。

- イ 職員の接遇能力を高め、まちづくり活動に市民としても職員としても積極的に参加するような風土を醸成します。
- ウ 職員一人ひとりに公務員としての法令遵守と、懲戒処分の指針の厳格な運用を今後も継続し、全体の奉仕者として市民の模範となるような職員を育成します。
- エ 職員による飲酒運転を根絶します。

【(2) 職員の能力向上】

- ア 職員が総合計画に精通し、自らの業務の位置づけを理解し、常に行政としてのあるべき姿を念頭に置きながら、主体的に職責を全うする職員を育成します。
- イ 職員一人ひとりが主体的に成長し、互いに育成しあう組織づくり、それを支援する体制を整備するなど、総合的な人材育成に取り組みます。
- ウ 国・他の自治体などとの人事交流について、職員の育成、情報の収集、連携の強化など戦略性をもって拡大していきます。
- エ トップマネジメントセミナーなどを通じて、管理職のマネジメント能力向上を図るとともに、組織に影響を与えることのできる中堅・若手職員を育成します。
- オ 採用や昇任にあたっては、能力の実証に基づく厳格な公平性を担保します。

【(3) 働きやすい職場環境の整備と多様な人材の活用】

- ア 職員の安全と健康を確保するとともに、風通しがよく仕事と生活を両立しやすい職場風土の形成や環境整備に取り組みます。
- イ 多様なスタイルで働ける環境の整備、ペーパーレス化や新たなＩＣＴの活用を推進するなど職員のパフォーマンス向上を図ります。
- ウ 女性職員のキャリア形成支援や障がいのある人の雇用促進、民間企業など経験者の採用を促進するなど、多様な人材の積極的な育成と活用を図ります。
- エ 職員が子育てしながら仕事ができるように保育環境を整備し、市役所内の子育て支援を積極的に推進します。

第5節 持続可能な市政運営の実現

現状と課題

本市では、行財政改革計画に基づき、財政の健全化に取り組んできたものの、人口減少・少子高齢化の進行などにより、市税などの大幅な增收は見込めない中、歳出増加が見込まれる保健・医療・福祉ニーズに対応するため、より計画的な財政運営を行う必要があります。

また、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進めていくとともに、老朽化している公共施設の更新や防災拠点としての強化、行政に対する複雑化・高度化した市民ニーズなどへの対応も求められています。

そこで、本格的な人口減少・少子高齢社会を見据えて、新たな税財源など自主財源の確保を図るとともに、事業の更なる選択と集中やA Iなどの先端技術の活用による事務の効率化、公共施設の適正化などを進め、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営体制を構築する必要があります。

基本方針

- 限られた財源と人員及びその他の資産を有効に活用し、効果的かつ効率的な行政運営の実現に努めます。

検証指標

	単位	基準値	検証値
		H30	R5
効果的かつ効率的に市政が運営されていると感じる市民の割合	%	29.0	55.0

事業概要

【(1) 行財政改革の推進と財政基盤の強化】

- ア 簡素で効率的な行政体制を構築するとともに、適切かつ健全な財政運営を行います。また、各種市民サービスにおける受益者負担の適正化を図りながら、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、自主財源のかん養・拡充に取り組みます。

【(2) 徹底した事務事業見直し】

- ア 全序的に事務事業の点検を実施し、必要性やサービス水準を満たしつつ、最小限の人員や財源の中で効率的かつ最適な事業実施ができるよう、先端技術の導入、活用を進め、事業のリフォームやスクラップに取り組みます。

【(3) 総人件費の抑制】

ア 事務事業の更なる効率化を進め、職員数の適正化と総人件費の抑制を図ります。

【(4) 契約事務の効率化】

ア 契約事務の公平・公正及び透明性を確保するため、行政情報を積極的に公開するとともに、電子化を進めるなど契約事務の効率化に取り組みます。

【(5) 適正な債権管理の推進】

ア 市が保有する様々な債権について、債権管理体制の強化や計画的な取組を行うことで、収入未済額の解消に努めます。

【(6) 適正かつ公平な課税と徴収の推進】

ア 適正かつ公平な課税を行うとともに、自主納付の促進と効率的・効果的な徴収業務の実施により、収納率の向上に努めます。

【(7) 公共施設などの最適化】

ア 公共施設などについては、計画保全などによる合理的な施設管理を徹底しつつ、建替にあたっては、適正な施設配置や、ランニングコストを抑制するための工夫を検討するなど、財政支出の軽減・平準化を図ります。

【(8) 民間活力の導入】

ア 民間の専門性やノウハウ、資金をいかし地域課題を解決するとともに、行政コストの低減と市民サービスの質を高めるため、公民連携（P P P : Public Private Partnership）を推進します。

第6節 市域を越えた広域的連携の強化

現状と課題

地方分権の進展に伴い、地域の個性や特性をいかした自主自立のまちづくりが求められる中、本市では、近隣の17市町村と熊本連携中枢都市圏を形成し、連携中枢都市圏ビジョンに基づく連携事業を展開することにより、圏域の魅力をアピールし、地域の活性化を目指してきました。

また、本市は鹿児島市、福岡市、北九州市と交流連携協定を締結し、連携都市の情報の相互発信、海外観光プロモーションや商談会への共同参加などにより、交流人口の増加と地域産業の育成を図っています。

さらに、九州中央地域連携推進協議会を通じて、地域経済の活性化や観光客の誘致にも取り組んでいます。

人口減少・少子高齢化が進む中、これまで以上に近隣市町村と連携した取組を充実させ魅力的な圏域としていく必要があります。さらに、九州の中核をなす政令指定都市として、熊本県域をけん引していくことはもとより、九州全体の発展に貢献していく役割も求められています。

そのためには、民間事業者などとも協力しながら、近隣市町村をはじめ、熊本県や九州各都市などと課題や目指すべき将来像を共有し、広域的な取組を強化していく必要があります。

基本方針

- 1 近隣市町村との連携強化を図るとともに、連携中枢都市としてリーダーシップを発揮し、近隣圏域市町村の自主性を尊重しながら熊本連携中枢都市圏としての取組を拡大します。
- 2 県及び九州各都市と連携を強化し、九州の発展を目指します。
- 3 他の政令指定都市などと連携を図りながら、地域課題に率先して取り組み、大都市としての役割を果たします。

検証指標

単位	基準値	検証値
	H30	R5
熊本連携中枢都市圏市町村との連携事業数	件	65 90

事業概要

【(1) 連携中枢都市圏構想の推進】

- ア 近隣市町村と連携しながら、熊本連携中枢都市圏の取組を拡大し、経済の成長、都市機能の強化、住民の利便性の向上を図っていきます。
- イ 圏域市町村の行政運営の効率化につながるような連携事業を推進します。

【(2) 県市連携強化】

- ア 熊本県・熊本市調整会議などを活用しながら、県との連携を強化するとともに、県全体の発展をけん引する役割を果たすために、役割分担の明確化を図り、効率的な行政を目指します。
- イ スポーツ・文化施設のあり方を検討するなど、行政運営を効率化します。

【(3) 九州各都市との広域連携施策の推進】

- ア 九州の一体的発展に向け、鹿児島市、福岡市、北九州市との4都市連携や九州中央地域連携推進協議会など九州の縦軸・横軸を形成する各都市との連携を進めます。

【(4) 全国の政令指定都市との連携】

- ア 全国の政令指定都市と連携し、更なる地方分権の推進に取り組むとともに、共通の課題の情報交換を行い、その克服に取り組みます。

第7節 國際社會に対応した取組の推進

現状と課題

海外の様々な人や文化との交流は、地域経済の活性化はもとより、多様性や創造性、寛容性などを高め、相互理解やイノベーションの誘発につながります。また、本市が目指す都市の魅力向上や持続的な成長を推進するためには、国際的な視点に立ってまちづくりや政策の質的向上を図ることが必要です。

また、本市においては在住外国人や海外からの観光客などが年々増加しており、平成31年（2019年）4月の改正入管難民法施行により、外国人労働者をはじめ在住外国人はさらに増加することが見込まれています。

そこで、観光や経済交流をはじめ、全ての施策や事業に国際的な視点に立った対応を行うとともに、だれもが住みやすい、訪れやすい、活動しやすいまちとなるための環境づくりに取り組む必要があります。

基本方針

- 1 人、モノ、情報及び文化の交流が活発となるよう戦略的に海外展開を進めます。
- 2 多文化共生や人材育成などの観点から地域の国際化を進めます。

検証指標

	単位	基準値	検証値
		H30	R5
海外諸都市、国際機関などとのネットワーク(協定、加盟など)数	件	14	16
在住外国人数	人	5,856	7,000

事業概要

【(1) 戰略的な海外展開】

- ア 熊本地震からの復旧復興状況や熊本の魅力を国内外に情報発信し、観光客が訪れるくなるプロモーションを展開することによって、国内外から交流人口を増やします。
- イ 市場のニーズの変化に合わせて、積極的な情報発信や見本市出展、海外での商談などを支援し、海外とのビジネスを促進します。
- ウ 友好姉妹都市などとの国際的なネットワークを有効に活用しながら、世界の諸都市や機関などと連携し、世界に認められるまちの魅力を創造・発信します。

【(2) 地域国際化の推進】

- ア 在住外国人などのニーズや課題を踏まえ、関係団体との連携による細やかな対応と総合的な支援を行うことによって、多文化共生社会の実現を推進します。
- イ 効果的な情報提供や各種講座の開催、学校教育における英語教育の充実や国際理解の推進、青少年向けの交流事業の魅力向上、ビジネス研修やセミナーの充実、雇用とのマッチングなどを行い、グローバルな人材を育成します。
- ウ 外国人を含めたグローバルな人材が本市に集い、その能力を発揮した様々な活動ができるよう、産学官一体となって受入環境の整備に取り組みます。

第8節 持続可能な開発目標（S D G s）を踏まえた市政運営

現状と課題

持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを理念に掲げた、全ての国々が2030年までの間に達成すべき17のゴールからなる開発目標です。

本市は、令和元年度（2019年度）に「S D G s 未来都市」に選定されました。これを契機として、本市における経済面・社会面・環境面における様々な地域課題の統合的な解決はもとより、国際社会の一員としてのグローバルな視点をもちながら、あらゆる施策においてS D G s の理念を踏まえ取り組んでいく必要があります。

基本方針

- 1 本市における経済、社会、環境分野の様々な地域課題を統合的に解決するため、全ての市民と基本理念や方向性を共有しながら、S D G s の達成に向けた取組を一体的に推進します。
- 2 熊本地震の経験を踏まえた防災・減災のまちづくりや良質な地下水を保全するための知見や取組を、国内外に発信し、国際社会の発展に貢献します。

検証指標

	単位	基準値	検証値
		H30	R5
「SDGs」を知っている市民の割合	%	5.9	80.0

事業概要

【(1) 情報共有、理解促進】

- ア 市民一人ひとりの意識を変えるため、S D G s の認知度向上へ向けた広報や啓発活動を積極的に行います。
- イ 学校教育をはじめ家庭、職場、地域などのあらゆる場におけるS D G s に関する学習などを行います。

【(2) 市民・地域・行政が一体となった推進体制】

- ア 全ての市民の力を結集し推進していくため、産学官、N P OなどによるS D G s 推進に係る協議会を設置します。
- イ S D G s を自らの課題と捉え、市民生活、地域活動などの場で、中心となり行動するリーダーを育成します。

ウ 全ての職員がＳＤＧｓへの共通の理解を深め、地域におけるＳＤＧｓ推進の地域リーダーとしての自覚をもち、所属や役職を問わず積極的な働きかけを行います。

【(3) モデル事業の推進と国内外への発信】

ア 「ＳＤＧｓ未来都市」として、自治体ＳＤＧｓモデル事業をはじめ他の自治体の普及展開につながる先導的な事業を推進します。

イ 防災・減災や水資源管理など本市が有するまちづくりの知見や技術を国内外に発信するとともに、フェアトレードなどに取り組み、地球規模で共有すべき課題や取組、価値などの普及に努めます。